



てだこまち
URASOE



第五次浦添市総合計画
後期基本計画
第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月:2026(令和8)年3月

発行:浦添市

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

企画部企画課

電話 098-876-1234(代表)

第五次浦添市総合計画

後期基本計画

第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市

太陽とみどりにあふれた
国際性ゆたかな文化都市

第五次浦添市総合計画
後期基本計画
第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略
2026→2030



沖縄県浦添市

ご挨拶



かつて「うらおそい(多くの浦々を支配する)」の名を冠した浦添は、政治・経済の中心として繁栄しました。琉球王国の基礎を築いた名君として知られる英祖王の神号にあやかり、「ただこの都市(まち)・浦添」をめざすべき都市像に掲げ、本市はさまざまな事業に取り組んでまいりました。

本市を取り巻く環境は今、大きな転換期を迎えています。コロナ禍により生活のあらゆる場面で急速に進展したデジタル化、少子高齢化による人口構造の変化、激甚化する自然災害など刻々と変化する社会情勢に対応していかなければなりません。そのような中、近年は物質的な豊かさだけでなく、身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を指す「Well-Being(ウェルビーイング)」を重要視する考え方が注目されるようになりました。



本市の今後5年間の羅針盤となる、この度の総合計画では、本市に関わる皆さまがティーダ(太陽)のようにいきいきと輝き、健康や幸せを共感できる「Well-Being(ウェルビーイング)」の向上を掲げ策定いたしました。また、本計画は、持続的に機能し活力ある地域社会となることを目標にした浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定し、計画行政の推進と地方創生にも効果的に取り組めるようにいたしました。

「Well-Being(ウェルビーイング)」の向上は、ハード面・ソフト面の両方がバランスよく進展しなければ成し遂げられません。年齢や性別を問わず、全世代の多様な人々が自分らしく安心して暮らすことができる、誰一人取り残さない持続可能な社会をめざす指針としてこの計画を位置づけ、先人たちの英知と努力により築き上げられたこのまちが「来てよかった、住んでよかった」と感じていただけるよう、本市を支えてくださる皆さまとともに、協働のまちづくりを進める所存でございます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民や中学生を対象にしたアンケート調査に協力していただいた皆さまをはじめ、ヒアリングにて様々な立場からご意見・ご提案いただいた関係団体の皆さま、ご尽力いただいた浦添市総合計画審議会の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、市政に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月
浦添市長 松本 哲治



はじめに

1. 第五次浦添市総合計画の目的	001
2. 第五次浦添市総合計画の構成と期間	001
3. 第五次浦添市総合計画の位置づけ	002
4. 時代の潮流	003

第一部 基本構想

第1章 浦添のめざす姿	007
1. 浦添の都市像	007
第2章 てだこビジョン2030	008
1. まちづくりの目標	008
2. 将来人口	009
3. 土地利用の方針	009
第3章 まちづくりの方向	011
1. 人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～	011
2. 世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～	012
3. やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち～	012
4. 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～	013
5. ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪が大きな輪になるまち～	013

第二部 後期基本計画

第1章 後期基本計画の目的と役割	016
1. 後期基本計画の目的	016
2. 後期基本計画の役割と期間	016
3. 後期基本計画の構成内容	017
第2章 政策・施策の体系	018
第3章 全体計画	019
1. 人口フレーム	019
2. 将来都市構造	020
3. 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進	024
4. 第五次浦添市総合計画における「Well-Being(ウェルビーイング)」の導入	029

第4章 部門別計画

政策1

施策1-1 産業振興	035
施策1-2 観光振興	039
施策1-3 就業・労働	041
施策1-4 西海岸地域の開発	043
施策1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	045
施策1-6 道路・交通体系	049
施策1-7 上下水道	053

政策2

施策2-1 就学前教育・保育	057
施策2-2 学校教育	061
施策2-3 青少年健全育成	065
施策2-4 社会教育	067
施策2-5 スポーツ	071
施策2-6 文化芸術	073
施策2-7 文化財	077
施策2-8 国際交流・多文化共生・世界平和	081

政策3

施策3-1 地域福祉	087
施策3-2 健康増進	091
施策3-3 子ども・子育て支援	093
施策3-4 高齢者福祉	097
施策3-5 障がいのある人の福祉	101
施策3-6 公的サービス(生活支援・国民年金)	105

政策4

施策4-1 防災・減災	109
施策4-2 消防・救急	113
施策4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全	117
施策4-4 みどり(緑)・自然(海・川)	119
施策4-5 景観まちづくり	123
施策4-6 環境保全	125
施策4-7 循環型社会・生活排水	129

政策5

施策5-1 まちづくり協働	133
施策5-2 地域コミュニティ活動	135
施策5-3 人権・男女共同参画社会	137
施策5-4 広報・広聴・個人情報保護	139
施策5-5 スマート自治体	141
施策5-6 行財政運営	145

第5章 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の基本的な考え方	151
2. 浦添市がめざす都市像と戦略	155
3. 各戦略の方向性と主な施策	157
戦略① 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち	157
戦略② 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち	161
戦略③ 自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまち	165
戦略④ 国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまち	167

第6章 計画の実現に向けて(実効性の担保)

1. 実効性のある計画推進	171
2. 後期基本計画(第三期総合戦略)のPDCAサイクル	171

資料編

1. 第五次浦添市総合計画(後期基本計画)および 第三期浦添市総合戦略策定の経緯	175
2. 策定体制	177
3. 市民アンケート調査結果等	178
4. 浦添市総合計画審議会	183



浦添市庁舎



浦添市章

市章について

「無限に進展する平和郷」浦添市を表しています。

上部「ウ」の字の突出部をもって無限に進展することを表わし、ウラソエの四文字を円形にすることで、円満すなわち平和を表わしています。



市民の花

(オオバナアリアケカズラ)



市民の花木

(オオゴチョウ)



市民の木

(ホルトノキ)

はじめに

1. 第五次浦添市総合計画の目的

第五次浦添市総合計画は、本市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画です。

本計画の目的は、理想とする浦添の姿をめざし、計画的なまちづくりを進めていくことです。そのために、社会の動きや市民のニーズなどを踏まえ、浦添市の将来像を描き、長期的、総合的なまちづくりの目標を示しています。

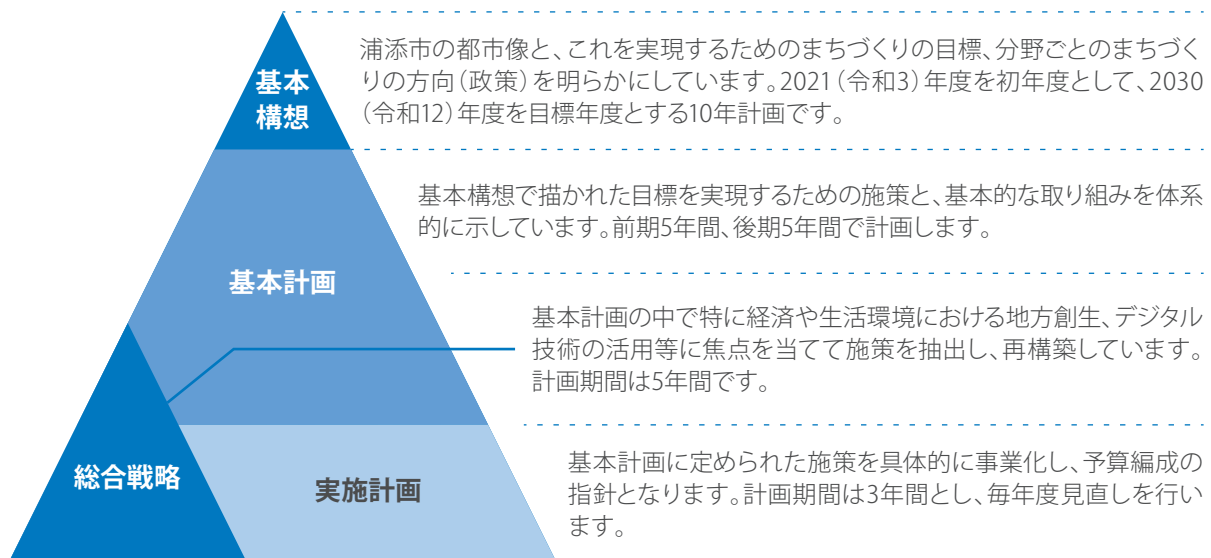
2. 第五次浦添市総合計画の構成と期間

第五次浦添市総合計画は、目標とその実現に向けた取り組みの方針・内容をわかりやすく示すため、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成しています。

また、年少人口の減少、生産年齢人口の縮小、老年人口の増加が進む中、地域の活力を維持し、持続可能な都市としての成長を図ることが重要な課題となっており、このような人口減少への適応策や地方創生を推進するため、本市は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、地方版総合戦略である「浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生に取り組んできました。

これまで、総合戦略と総合計画は整合性に留意しつつ別々に策定してきましたが、今回の策定から、総合戦略は第五次浦添市総合計画後期基本計画に包含する形で一体的に策定および進捗管理を行い、より効果的な運用を図ります。

第五次総合計画の構成



第五次総合計画の期間

2021 年度 (令和3)	2022 年度 (令和4)	2023 年度 (令和5)	2024 年度 (令和6)	2025 年度 (令和7)	2026 年度 (令和8)	2027 年度 (令和9)	2028 年度 (令和10)	2029 年度 (令和11)	2030 年度 (令和12)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------

第五次浦添市総合計画 基本構想／10年間

前期基本計画／5年間

後期基本計画・5年間

第三期浦添市
まち・ひと・しごと創生総合戦略／5年間第二期浦添市
まち・ひと・しごと創生総合戦略／5年間

総合計画と一体化

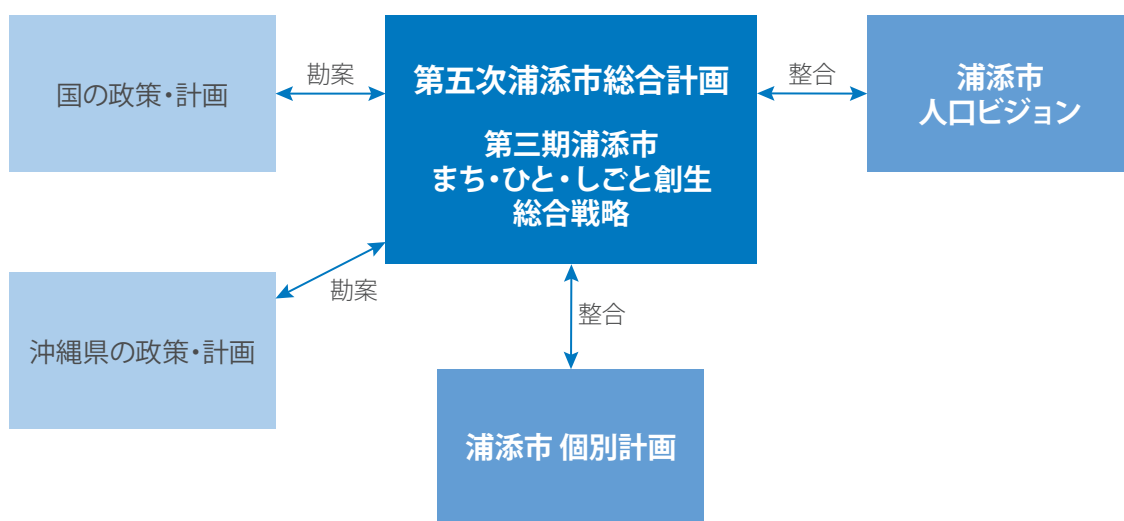
実施計画・3年間

毎年度見直し

3. 第五次浦添市総合計画の位置づけ

総合計画は、浦添市の行政運営における最上位の計画として、自治体のめざすべき将来像や講じていくべき施策を示すものです。これらは浦添市における各種個別計画の基本的指針となります。また、今回総合計画と一体化する地方版総合戦略は、人口動向に係る将来展望を示した浦添市人口ビジョンとも整合が取られています。

さらに、第五次浦添市総合計画は、法令や国の政策・計画、めざすべき沖縄の姿を示した「沖縄21世紀ビジョン」の関連計画などを勘案した上で策定されています。



4. 時代の潮流

本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これからの市民生活やまちづくりを考えるにあたっては、社会・経済の動き等を的確に把握して取り組んでいくことが重要です。ここでは、「時代の潮流」として、次の7つの視点から整理しました。

少子高齢化・人口構造の変化

わが国は2008(平成20)年をピークに、「総人口が減少」に転じています。

また、総人口(2025(令和7)年10月1日現在総務省推計人口)は、約1億2,321万人ですが、総人口に占める65歳以上人口(3,620万人)の割合(29.4%)は増加している一方で、合計特殊出生率は人口規模が維持される水準(「人口置換水準」2.07)を下回る状態が続いていることから、「少子高齢化」が進行しています。

今後も、出生数の減少や死亡者数の増加等により、人口減少が続くと見込まれているわが国において、生産年齢人口の減少や進行する高齢化等による「人口構造の変化」は、地域や経済活動における活力の低下や担い手不足、多文化共生への対応、医療・介護といった社会保障費の増加等、さまざま分野で深刻な影響を及ぼすことが予測されることから、こうした変化を見据えた対応が求められています。

このため、わが国では、構造的な問題である少子高齢化に歯止めをかけるため、2014(平成26)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生に取り組んできましたが、2025(令和7)年6月には「地方創生2.0 基本構想」が閣議決定され、人口減少という事態を正面から受け止めた上で、地域や社会が持続・機能するための適応策を講じるという基本姿勢が示されました。地域に生きるすべての主体の力を結集し、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

地域共生社会の実現に向けた取り組み

わが国では、地域共生社会の実現に向けて、市町村による包括的な支援体制の整備が求められています。整備手段の一つとして、国では重層的支援体制整備事業による地域と支援関係機関をつなぐ機能の構築が推進されています。

高齢化やライフスタイルの変化により、地域・家族・職場といった従来の助け合いの仕組みが弱まってきています。そのため、孤立を防ぎながら互いに認め合い、支え合う社会の構築が求められています。

本市においては、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとするすべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、優しさに満ちた地域社会の実現をめざすため、「浦添市福祉のまちづくり条例」を制定し、2020(令和2)年10月1日から施行しています。

都市の魅力や持続性向上等への意識の高まり

わが国の地方都市においては、人口減少以外にも郊外での開発や市街地の拡散が進んだことで、既成市街地の空洞化が顕著になっており、公共施設や医療・福祉、商業環境といった住民向けの生活サービスの構造に変化が生じています。

このため、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能をコンパクトに集約するとともに、地域公共交通と連携する「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが進められています。

また、まちなかを車中心からひと中心の空間へ転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変することなどが求められています。

地域公共交通については、地域の課題解決手段として新たな移動サービス(MaaS[※])の推進・支援事業が国によって進められています。

なお、都市を支える基盤や公共施設等は、新設から維持・管理に関する費用が継続的に発生することから、総合的かつ計画的な再編・再構築の視点も含めて、持続可能な運営のあり方が求められています。

安全・安心を実現するための変化や対応

わが国は、その自然的条件から、多種の自然災害が発生しやすい特性を有しています。実際に近年は多様な自然災害が多発しており、防災・減災対策の必要性和危機意識は高まっています。

また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっており、特に子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者が被害に遭いやすい犯罪等に対して、より一層の防犯対策が求められています。

2020(令和2)年前後に流行した新型コロナウイルス感染症は、2023(令和5)年に感染症法上で季節性インフルエンザと同じ分類になりましたが、今後も新興・再興感染症が懸念されることから、市民への迅速な情報提供と感染症対策の継続がますます重要となっています。

SDGs(持続可能な開発目標)の推進

わが国でも、国際社会の一員として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、「経済」・「社会」・「環境」の3つの側面のバランスが取れた社会をめざす国際社会共通の目標として、「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取り組みが進められています。

特に、地方自治体に対しては、行政の果たし得る役割として、国の各省庁の施策に沿った義務的・包括的な取り組みと、自治体固有の事情を考慮した自主的・選択的な取り組みに整理されており、計画的に取り組みを推進していくことが求められています。

※ MaaS(マース: Mobility as a Service) : 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

デジタル社会の形成に向けた取り組み

わが国は、IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (AI) 等を活用した未来社会「Society5.0[※]」をめざしています。

Society 5.0で実現する社会は、IoTで様々なモノがインターネットでつながり、収集されたデータを活用することで、今までにない新たな価値を生み出し、また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになることで、ロボットや自動走行車などの技術によって、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題解決への期待があります。

また、国では今後の自治体行政の方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方について検討を行う、総務省の有識者会議「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、2018 (平成30) 年7月に第二次報告をとりまとめています。

そこでは、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを持続的、かつ、安定的に提供し続けるため、人工知能 (AI) やロボティクスによって処理することができる事務作業はすべてそれらに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体への転換」の必要性を指摘しています。

また、2020 (令和2) 年12月には、「自治体DX推進計画」が策定され、地方自治体がデジタル技術を活用して業務効率化を図り、住民サービスの向上をめざすことを目的とし、2025 (令和7) 年度末までに自治体情報システムの標準化を完了させるとともに、行政手続きのオンライン化を達成することを目標としています。

米軍施設の返還と跡地利用

本市の西に位置する牧港補給地区 (約268ha) は、市面積の約14%を占めており、安全で快適な生活環境の確保や産業の振興、交通体系の整備など、土地利用を図る上で大きな阻害要因となっています。2013 (平成25) 年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、牧港補給地区の返還が、「2024年度又はその後」、「2025年度又はその後」に予定されていると示されています。

このため、基地返還後の円滑な整備をめざし、土地の先行取得事業を進めるとともに、地権者との合意形成を図りながら、国や沖縄県と連携して、跡地利用計画を推進していく必要があります。

※ Society (ソサエティ) 5.0: サイバー (仮想) 空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society)。

第一部 基本構想

第1章 浦添のめざす姿

第2章 てだこビジョン2030

第3章 まちづくりの方向

第1章 浦添のめざす姿

1. 浦添の都市像

てだこの都市(まち)・浦添

「てだこ」とは、英祖王の神号「英祖日子(えそのてだこ)」にちなんだものです。英祖王は、かつて牧港という天然の良港を拠点に、海外との貿易を通じ、いち早く新しい文化を取り入れ、国を開き、治め、栄えたことから「国王の生まれ出ずる国」と古謡オモロでうたわれるほどに浦添の名を高めた人物です。

私たちは、英祖王のすぐれた実績を学ぶとともに、すべての市民の人間としての幸せを願い、永遠なる発展力を保持していきたいと願います。

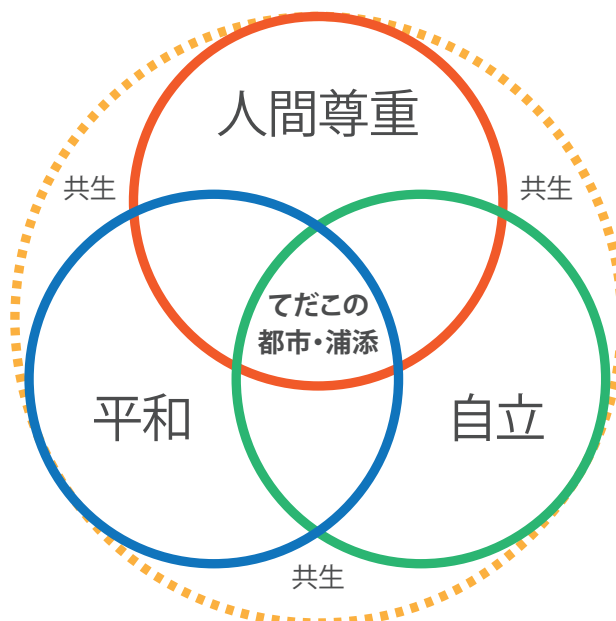
そのような願いをこめて、私たちは浦添の都市像を“てだこの都市(まち)・浦添”と呼ぶことにします。

“てだこの都市(まち)・浦添”それは、私たちのめざす理想の都市像です。

私たちは、その姿を実現していくために、「人間尊重」・「自立」・「平和」をまちづくりの基本理念とします。

そして、新たな息吹を吸収しつつ、市民一人ひとりが手を取りあい、地域に対する誇りと地域を愛する心を育み、自然の摂理と個性ある歴史・文化を活かし、生きとし生けるものと共生した、平和で豊かな住みよいまちづくりを進めます。

※「てだこ」は、沖縄の方言で「太陽の子」を意味し、「太陽」を「ティーダ」、「子」を「クワア」と発音します。太陽は衰退することなく、日々、東方の水平線から力強く昇り、闇を切り開き、世界を明るく照らし、生きとし生けるものに新たな息吹を与え、万物を活性化させます。



第2章 てだこビジョン2030

私たちは、「てだこの都市(まち)・浦添」を実現していくため、2021(令和3)年度～2030(令和12)年度までに、次の「まちづくりの目標」、「将来人口」、「土地利用の方針」を設定し、まちづくりに取り組みます。

1. まちづくりの目標

～太陽とみどりにあふれた 国際性ゆたかな文化都市～

太陽とみどりにあふれた

《すべての市民が太陽(ティーダ)のようにいきいきと輝く》

参画と協働によるまちづくりを基本に、市民が主役となり、地域への愛着を醸成し、市民一人ひとりが生きる喜びと自信にあふれ、健康で幸せを共感し、いきいきと「ひと」が輝くまちづくりの姿をあらわしています。

《豊かな自然(緑と水)と歴史・文化を大切に守り・活かした住みよいまち》

琉球王統発祥の地である浦添グスクをはじめ、浦添断層崖から経塚沢岬へと続くまとまったみどり、市内を流れる河川や海など、自然環境や歴史文化資源を市民の共通の財産として大切に守り・活かし、やすらぎと快適にみちた、風格ある「都市(まち)」を後世に継承していくまちづくりの姿をあらわしています。

国際性豊かな文化都市

《世界に開かれた活力と創造性豊かなまち》

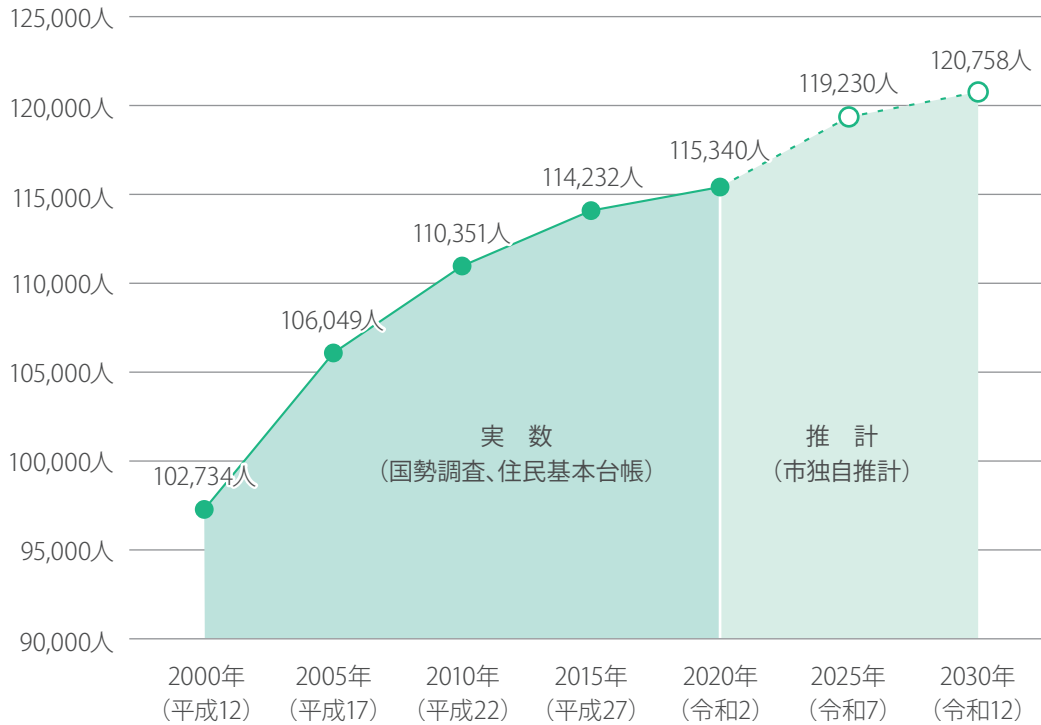
本市固有の自然や歴史文化を掘りどころに、おおらかであたたかい市民の心や創造的な市民文化を育み、市民自らの国際性を培い、交流の輪を世界に広げるとともに、ヒト・モノ・情報の交流を活かした、にぎわいと活力にあふれたまちを創出するなど、世界に開かれた活力あるまち、新しい未来を創造していくまちづくりの姿をあらわしています。

第2章 てだこビジョン2030

2. 将来人口

目標年度2030(令和12)年における人口を概ね12万1千人とします。*

※2026(令和8)年度からの後期基本計画においては人口推計の見直しあり。19ページの人口フレーム参照。



3. 土地利用の方針

浦添グスクからの風景は、過去から現在、そして未来への「うらそえものがたり」です。そこには、私たちが誇りとする琉球王統発祥の地としての歴史資産と、それを支えた自然環境や活気にみちあふれたまちなみが広がっています。

土地利用にあたっては、社会経済情勢の変化を十分に認識しつつ、長期的、広域的視点に立って、開発と保全の調和を図るとともに、本市の自然・歴史・社会的特性を踏まえ、いきいきとした市民生活と活力ある都市活動の舞台となるまちづくりに努めます。

3-1 自然・歴史環境との共生

私たちは、自然と歴史を守り育て、環境と共生するまちづくりを進めるため、都市に潤いと安らぎを与えるクサティ森(ムイ)^{*1}や、西海岸の里浜、牧港川、小湾川などの自然・歴史資産の保全・回復・創出に努めるとともに、これらを活かした計画的な土地利用を図ります。

3-2 都市の拠点づくり

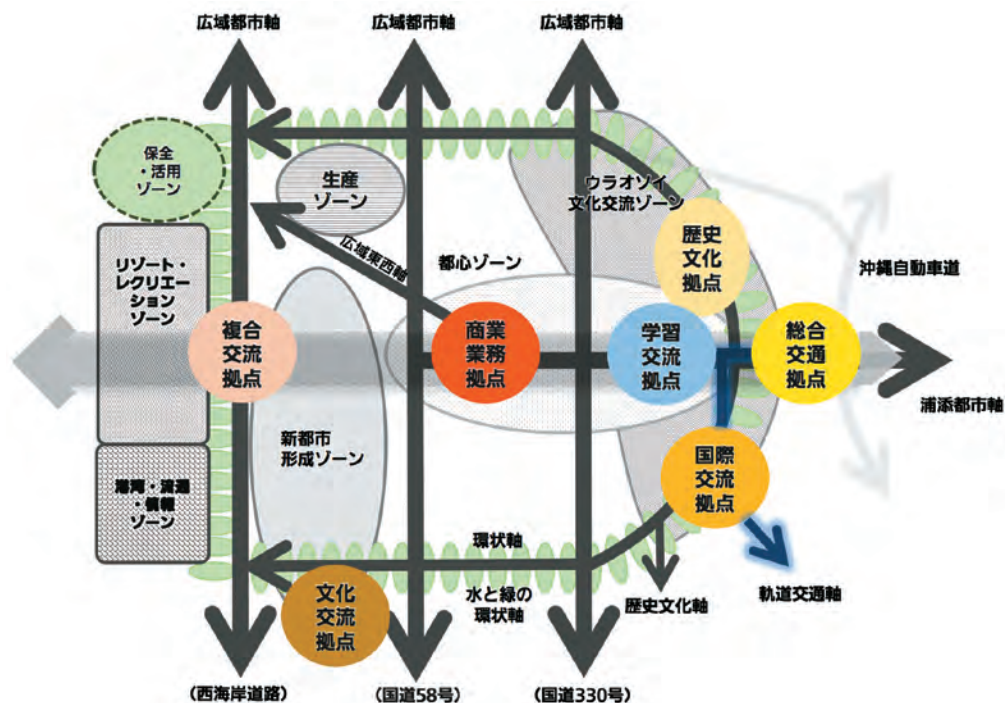
浦添市は、本県中南部都市圏の中核都市として、経済や文化・交流などの舞台づくりが進む中で、伝統文化と新たな市民文化が融和し、未来へ息吹が感じられる個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるため、各地域の特性と可能性を活かした都市拠点を形成します。

3-3 都市の軸づくり

中南部都市圏の広域都市軸と、無限の可能性を秘めた西海岸地区やウラオソイ文化交流ゾーンなどの多様な都市機能のネットワーク化を図り、「てだこ都市文化」^{*2}を発信することによって、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添都市軸を形成します。

図表・写真等

都市空間図



※1: 安心してよりかかれるものという方言の意。かつて私たちの祖先は、集落を台風から守り、飲料水を確保することなどを考えて、小高い森を背後とした傾斜地に村を形成してきました。自然の森に守られ、その恩恵に浴して日常生活が営まれていたことから、先人たちはこの森を「クサティ森」と称し、集落の背後になくってはならないものとして、大事にしてきました。

※2: 「てだこの都市・浦添」の古い歴史や伝統文化と創造性豊かな市民文化が融合し、経済活動が活気に満ちた新たな都市文化。

第3章 まちづくりの方向

1. 人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ※～

都市基盤が充実し、産業や経済、地域文化等について、広く情報が発信されたことによる交流などのにぎわいは、都市の魅力を一層高めます。

私たちは、琉球王統発祥の地として、大交易時代の扉を開いた輝かしい歴史を誇りにしつつ、未来への希望と活力がみちあふれ、市民一人ひとりが豊かさを実感できるまちづくりを進める必要があります。

市民からは、「市民が愛し、訪れる人が魅せられるような、ICTを活用したみんながワクワクするまち」と「多様な市民の可能性を引き出す産業の支援や雇用の仕組みづくりを進めること」への期待の声があります。

そのため、市民生活を支える産業の振興と雇用・労働環境の充実を図りつつ、地域の歴史・文化・芸能の保存と活用資する観光との融合も進めながら、それらを支える都市基盤の充実も図り、西海岸地域をはじめ、本市の有する資源と可能性を活かした、物流・生産・産業交流などの経済活動が展開される、「人と歴史を活かす未来創造都市」をめざします。

※スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区（出所：スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】平成30年8月国土交通省都市局）



2. 世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～

本市は、てだこホールや美術館、国立劇場おきなわ、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）などの市民の文化・芸術・交流活動を支える施設が充実する中で、その機能を十分に活かし、市民文化の充実したまちづくりを進めることが求められています。

また、地域と学校がパートナーとしてともに子どもを育て、ともに地域を創るという理念にたち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくることも求められています。

輝く太陽のように、未来を拓く子どもたちのたくましいエネルギーと、市民一人ひとりの自己実現のエネルギーが、まちづくりの原動力となります。

まちづくりの主役である市民の明るい未来を展望し、市民や事業者、様々な機関・団体等が連携しながら、地域全体で学び育ちあう教育協働を進め、自らの地域の歴史・文化・平和への深い認識と、国際的な広い視野をもち、主体的な交流と活動の和を広げていく、“世界にはばたく多文化交流都市”をめざします。

3. やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち～

市民の平均年齢が若く、全国に比べて高い出生率を誇っている本市においても、少子・高齢化は進展しており、高齢者や障がい者が健康で自立した生活をおくるための施設や施策等の整備、安心して子どもを産み、地域の中で子育てする喜びを実感できるよう、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える、子どもを育てやすい環境づくりが必要となっています。

また、市民の生活習慣病の予防と改善、市民自身や地域単位での自主的な健康づくり活動等を促す環境づくりや食生活の改善など、市民の健康に関する課題は山積しており、健康寿命の延伸に向けた取り組みが必要となっています。

このような中、すべての市民がやさしさにあふれ、生活環境や心身の状況に関わりなく、いきいきと自己実現が可能となるよう、ともに生き、支え合う・認め合う福祉文化を醸成していく必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護・予防・生活支援等のサービスの充実と、自助、互助、共助、公助の連携によって、生活全般にわたる環境の整備が行き届いた、誰もが安心して健やかに、夢をもって暮らし続けることのできる世果報（ゆがふ）社会（ゆー）※、“やさしさあふれる健康福祉都市”をめざします。

※世果報（ゆがふ）社会（ゆー）：すべての市民の人間性が尊重され、ふれあいや交流をもちながら、ともに支え合い、自立していきいきと生活できるような世の中をいう。

第3章 まちづくりの方向

4. 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～

地球規模の環境問題は年々深刻さを増しており、都市化が進む本市でも、自然環境との調和はますます重要なテーマになっています。

私たちは、自然の摂理とその有限性を認識するとともに、輝く太陽のもと、西海岸に広がる青い海や市内を流れる河川、由緒あるグスクなど、浦添の風土を活かし、自然とふれあえ、歴史文化と調和した、快適で美しいまちづくりを進める必要があります。

市民からは、自然と共生するやさしい美らまちの実現のために、市民と行政が自分事として一緒に考え行動していると実感できる取り組みへの期待もあります。

そのため、安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境をつくり、世代をこえてその恩恵を安定して享受することができるよう、私たちが住み、働き、憩い、学んでいる身近なところから、“安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市”をめざします。

5. ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪が大きな輪になるまち～

社会経済情勢が大きく変化する中、市民が自らの地域の課題やニーズの多様化を認識し、情報の共有を図り、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく「地域力」の重要性が高まっています。

行財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、質の高い行政サービスを展開していくためには、市民にとって必要性の高い施策・事業へ重点的に資源を配分していく視点が求められています。

また、将来世代に負担を残さないために、公共施設の適正管理に努めながら施設の長寿命化と再配置にも取り組む必要があります。

まちづくりの主役は私だということを、市民一人ひとりが意識し、市民自らがまちづくりに参画することで、「自分の地域は自分でつくること」が実感でき、愛着もわく「地域共生社会」の実現につながります。

そのため、まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業等）と行政の協働体制を確立し、課題解決の小さな輪を重ね合うことで、連携する仲間と大きな輪となって、地域の価値の創造につなげるとともに、多様性を認め合う社会をめざします。

また、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、まちづくり協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざします。

第二部 後期基本計画

第1章 後期基本計画の目的と役割

第2章 政策・施策の体系

第3章 全体計画

第4章 部門別計画

第5章 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第6章 計画の実現に向けて（実効性の担保）

第1章 後期基本計画の目的と役割

1. 後期基本計画の目的

後期基本計画は、基本構想で掲げた都市像「てだこの都市(まち)・浦添」と2030(令和12)年度のまちづくりの目標

~太陽とみどりにあふれた
国際性ゆたかな文化都市~

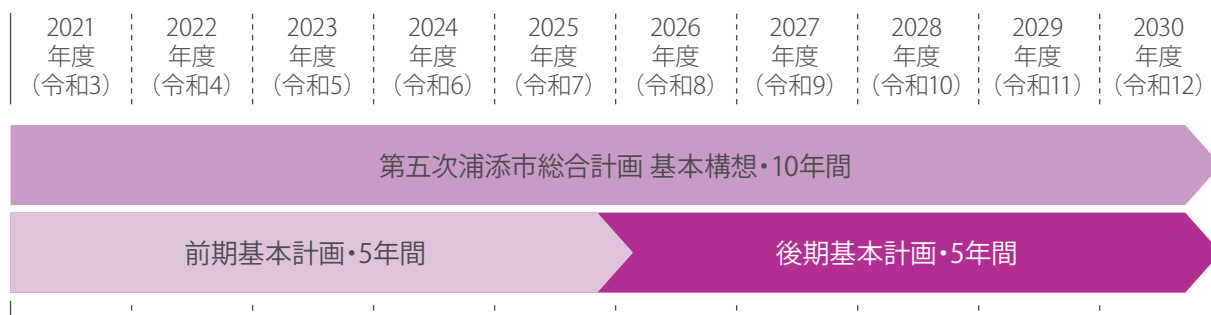
の実現を目的としています。

2. 後期基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想と実施計画の中間に位置する計画として、取り組むべき施策を明確にしておき、変動する社会経済情勢や財政状況などを踏まえて計画する実施計画の基本方向を示しています。

また、市民、自治会、NPO、事業者等の活動の指針として、さらに国や県に対する各種支援などの要望を提示する役割を併せ持っています。

後期基本計画の期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。



3. 後期基本計画の構成内容

後期基本計画は、基本構想で掲げる本市のめざす姿や、まちづくりの目標を具体化する施策を体系化し、市民にとってわかりやすく示せるよう「政策」「施策(分野)」「基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)」で構成します。

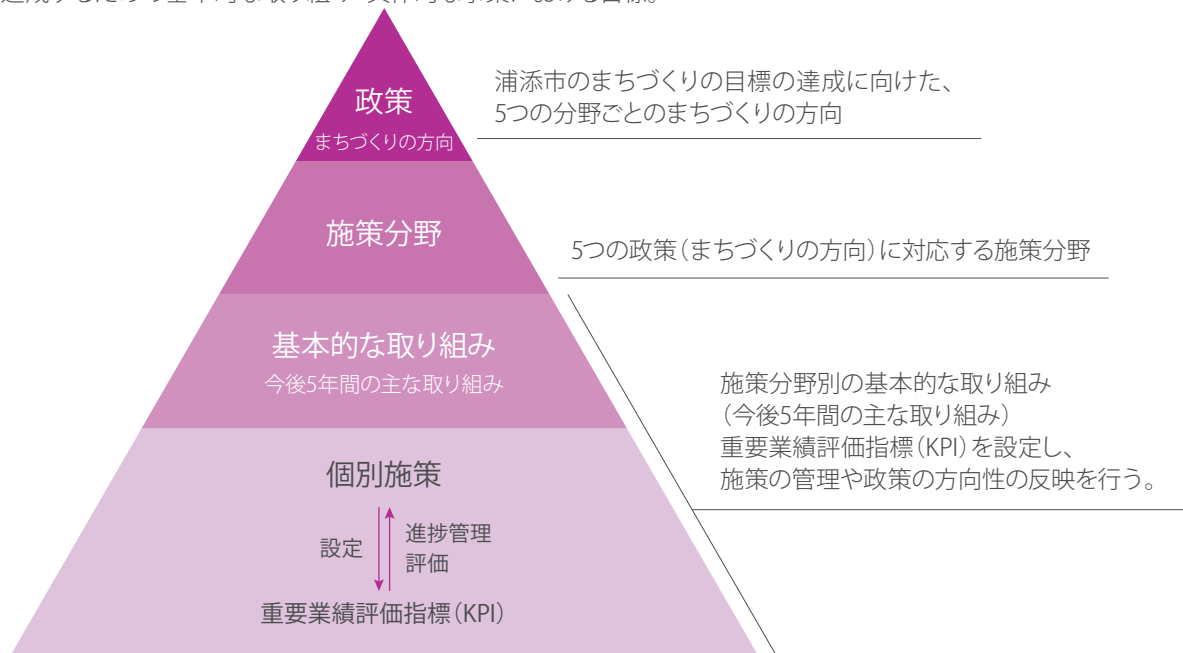
PDCAサイクル※による計画の進捗管理を行うため、各施策には中間目標となる重要業績評価指標(KPI)※を設定することで、取り組み・事業の評価や改善を行い、目標とするまちづくりの実現に向けて計画を推進します。

また、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)のめざす17の目標(ゴール)と規模こそ違うものの、そのめざすべき方向性は同様であることから、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標を関連付けることで、SDGsと後期基本計画の一体的な推進をしていきます。

加えて、後期基本計画と一体的に策定される第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、特に人口減少社会においても社会を機能させる適応策、地方創生に焦点を当てた、施策の方向性を戦略として設定し、それらに対応する主な取り組みを基本計画から抽出することで構成します。

※ PDCAサイクル: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルにより、施策や事業などの立案から評価に至るまでの進行管理を行う手法。

※ 重要業績評価指標(KPI): 目標達成に向けた進捗を数値で可視化するための指標。本総合計画においては、まちづくりの目標を達成するための基本的な取り組み・具体的な事業における目標。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 政策・施策の体系

後期基本計画では、第五次浦添市総合計画・基本構想に掲げられた基本理念、都市像、まちづくりの目標に向けて、次のような政策・施策の体系を構築します。

政策	施策
<p>政策1</p> <p>人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～</p>	1-1 産業振興
	1-2 観光振興
	1-3 就業・労働
	1-4 西海岸地域の開発
	1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用
	1-6 道路・交通体系
	1-7 上下水道
<p>政策2</p> <p>世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～</p>	2-1 就学前教育・保育
	2-2 学校教育
	2-3 青少年健全育成
	2-4 社会教育
	2-5 スポーツ
	2-6 文化芸術
	2-7 文化財
	2-8 国際交流・多文化共生・世界平和
<p>政策3</p> <p>やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う 心豊かなまち～</p>	3-1 地域福祉
	3-2 健康増進
	3-3 子ども・子育て支援
	3-4 高齢者福祉
	3-5 障がいのある人の福祉
	3-6 公的サービス(生活支援・国民年金)
<p>政策4</p> <p>安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～</p>	4-1 防災・減災
	4-2 消防・救急
	4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全
	4-4 みどり(緑)・自然(海・川)
	4-5 景観まちづくり
	4-6 環境保全
	4-7 循環型社会・生活排水
<p>政策5</p> <p>ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪 が大きな輪になるまち～</p>	5-1 まちづくり協働
	5-2 地域コミュニティ活動
	5-3 人権・男女共同参画社会
	5-4 広報・広聴・個人情報保護
	5-5 スマート自治体
	5-6 行財政運営

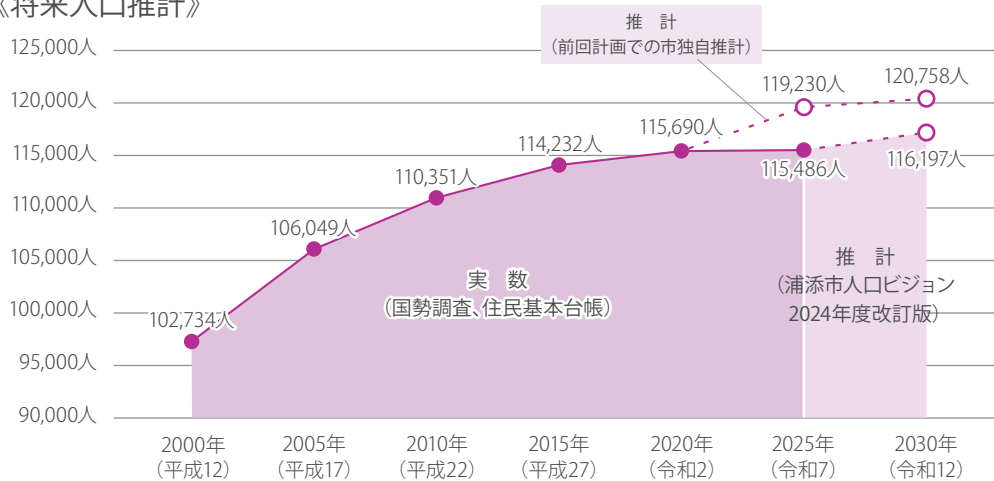
第3章 全体計画

1. 人口フレーム

全国的に人口減少下にある中で、本市の人口は増加傾向が続いているものの、その増加幅は年々小さくなっており、第五次浦添市総合計画が終期を迎える2030(令和12)年には、概ね11万6千人を見込んでいます。この推計結果は5年前の推計を4,000人以上下回っています。加えて、年齢3階級別人口は、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)が増加をしていく見通しです。

そのため、こうした将来的な人口構造の変化も踏まえた行政サービスの提供に取り組むことが求められています。

《将来人口推計》

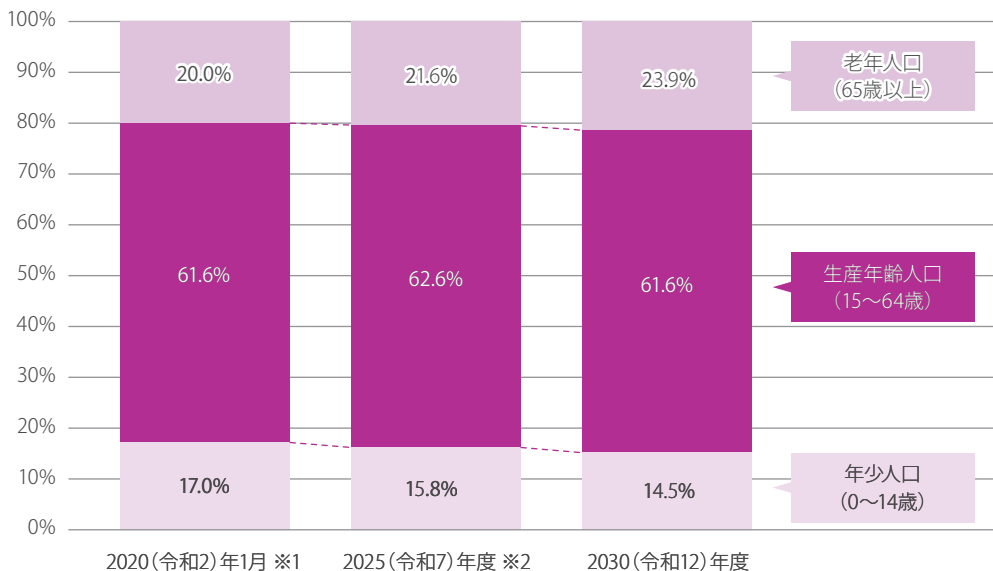


《年齢3区分別人口と構成比》

人口	2020(令和2)年10月 ※1	2025(令和7)年1月 ※2	2030(令和12)年度
総人口(人)	115,690	115,486	116,197
年少人口(0～14歳)(人)	19,722	18,210	16,859
生産年齢人口(15～64歳)(人)	71,286	72,335	71,613
老年人口(65歳以上)(人)	23,180	24,941	27,725

※1 総務省「令和2年国勢調査 年齢階級別人口(市区町村別)」

※2 総務省「令和7年1月1日住民基本台帳 年齢階級別人口(市区町村別)」



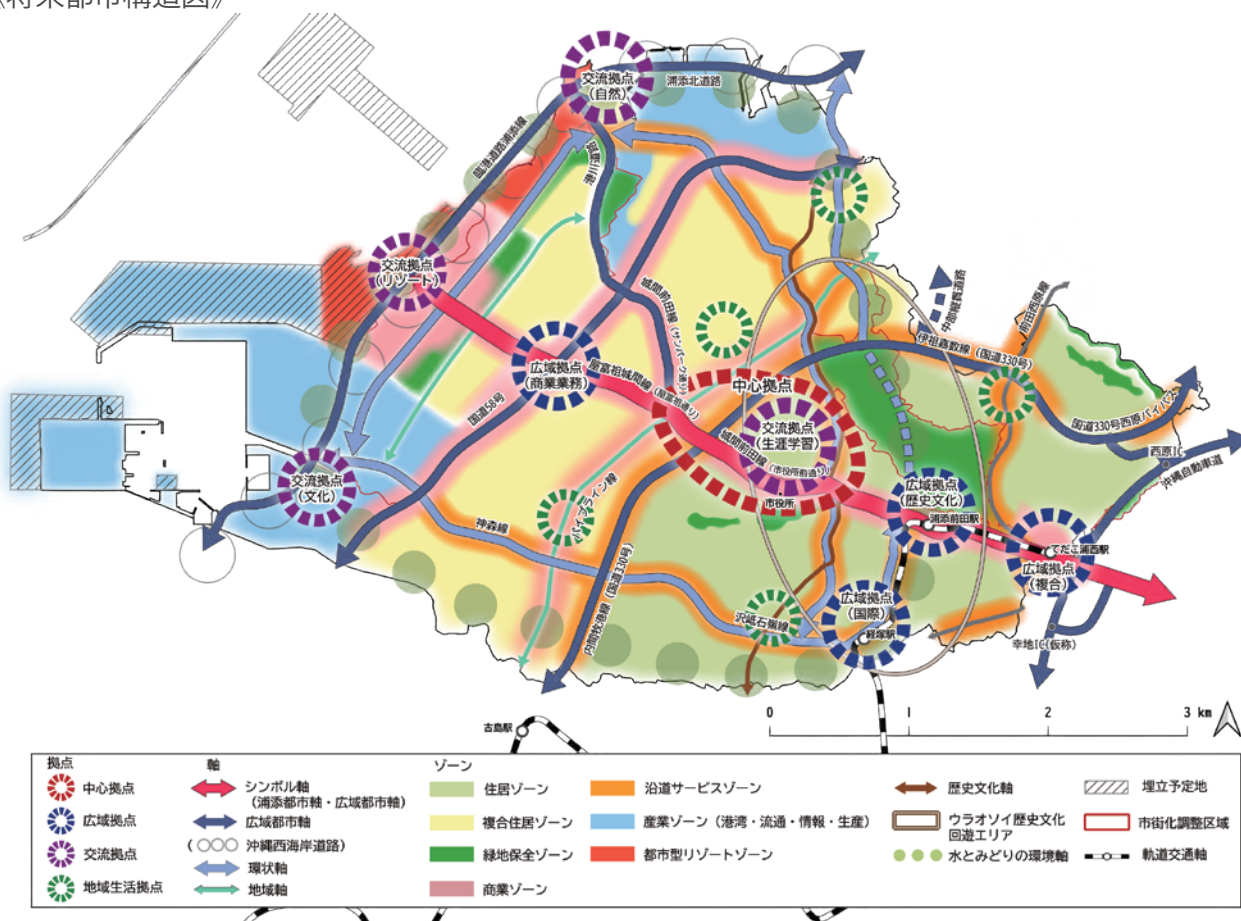
2. 将来都市構造

将来都市構造は、都市の目標等を空間的・概念的に示すものであり、実現に向けての視点を明らかにします。都市構造を構成する要素は、「面」としての広がりを持つ「土地利用ゾーン」と、「点」として商業・業務や歴史文化、交通等の各種機能が集積する「拠点」、さらに「線」として市域の土地利用ゾーンと拠点や近隣市町村を結び、都市活動を支える「都市軸」の3つで構成されています。

前期基本計画時のこれまでの拠点的なゾーンの位置付けを廃止し、拠点、軸、ゾーンの3つで再整理しました。また、土地利用ゾーンと拠点の位置づけを見直し、那覇港や基地跡地利用に関する計画も踏まえた再整理を行いました。

拠点については、地域住民の生活を将来にわたって維持する観点から「地域生活拠点」を追加しています。

《将来都市構造図》



2-1 土地利用ゾーン

2-1-1 住居ゾーン

低層住宅を主体とした地区として、コミュニティの維持と自然環境にも配慮した良好な住環境の形成を図ります。

2-1-2 複合住居ゾーン

住宅地とその他の用途が混在する地区として、商業、業務、工業、住宅が調和する土地利用を図ります。

2-1-3 緑地保全ゾーン

市街地における身近なみどりとして保全を図るとともに、みどりのネットワークの形成を図ります。

2-1-4 商業ゾーン

広域都市基盤や駅周辺等の地域ポテンシャルを活かした商業・業務地の形成を図ります。

2-1-5 沿道サービスゾーン

幹線道路沿線は交通利便性を活かし、地域の商業・業務機能および住宅機能が調和した土地利用を図ります。

2-1-6 産業ゾーン

本市の生産拠点として、工業・流通・水産業の生産基盤の向上を図るとともに、新たな土地利用の整備を促進し、ヒト、モノ、情報等、多様な交流が促進されるゾーンの形成を図ります。

2-1-7 都市型リゾートゾーン

西海岸地域の豊かな自然海浜の保全・活用により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図ります。

2-2 拠点

2-2-1 中心拠点

「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、市役所、図書館、美術館、てだこホール等が立地する浦添カルチャーパークと浦添運動公園等の行政の中核機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進します。

また、まちのシンボルとなる都心交通結節点としてバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の交通拠点を形成します。

2-2-2 広域拠点

2-2-2-① 複合

てだこ浦西駅周辺は、モノレール駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点や交通サービス関連施設等が整う総合的な交通拠点を形成するとともに、本市の東の玄関口として商業・業務施設や交流機能の導入等、モノレール駅を中心とした魅力あふれるまちづくりを促進します。

2-2-2-② 歴史文化

浦添前田駅周辺には、浦添城跡、玉城朝薫の墓等、本市の歴史と文化を象徴する機能を有していることから、緑地空間と史跡を活かし、歴史文化を学び、語る場として整備・活用するとともに、本市の新たな顔となる駅周辺のまちづくりと一体となった広域拠点の形成を図ります。

2-2-2-③ 国際

経塚駅や経塚公園、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）周辺は、各国文化の相互理解と人的交流の場として整備・活用するとともに、駅周辺のまちづくりと連動し、地域住民と来訪者の交流の場となる広域拠点の形成を図ります。

2-2-2-④ 商業業務

浦添都市軸と国道58号の交差点周辺は、業務施設やロードサイド型商業施設、近隣商業施設等の商業・業務機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進します。

2-2-3 交流拠点

2-2-3-① リゾート

浦添都市軸と臨港道路浦添線の交差点周辺は、牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図り、産業・経済活動の拠点の形成に努めます。また、海上交通や陸上交通の交通結節点、本島中南部の広域的な交流拠点であり、本市の新たな顔として、良好な商業景観の形成を図ります。

2-2-3-② 文化

国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街周辺は、沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と浦添市民の交流活動拠点としての活用を進めます。

2-2-3-③ 自然

カーミージー※や空寿崎周辺は、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの場として、海浜空間の形成を図ります。

2-2-3-④ 生涯学習

図書館、美術館、てだこホール等が立地するカルチャーパークと浦添運動公園周辺は、各種行政サービスや文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行える快適で利便性の高い生涯学習の交流環境を整備します。

2-2-4 地域生活拠点

商業、医療、福祉等の地域住民の生活を支える機能が集積する拠点の形成を図ります。

※ カーミージー：西海岸の空寿崎の先にある、亀の形をした石灰岩の大岩。

2-3 都市軸

2-3-1 シンボル軸（浦添都市軸・広域都市軸）

本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、円滑な交通流動に資する整備を進めるとともに、景観重要公共施設に指定した区間においては本市の顔となるシンボルロードとして整備します。

2-3-2 広域都市軸

市域を南北に縦断する国道58号や国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進します。また、港川道路から城間前田線を経て、浦添西原線に至る路線を広域的な東西軸として位置付け、整備を促進します。

2-3-3 環状軸

神森線、沢岬石嶺線、国際センター線、国際センター線延伸、牧港線、内間牧港線、国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図ります。

2-3-4 地域軸

パイプライン線や牧港補給地区に整備予定の道路は、本市の地域循環を促す南北軸として、市民の利便性の向上を図ります。

2-4 その他

2-4-1 歴史文化軸

県道153号線は、浦添城跡周辺と那覇市首里地区をつなぐ歴史の道として、良好な景観形成や国指定史跡中頭方西海道等の歴史文化資源等を活用し、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成します。

2-4-2 ウラオソイ歴史文化回遊エリア

浦添カルチャーパークが立地する交流拠点(生涯学習)、浦添前田駅や浦添城跡周辺の広域拠点(歴史文化)、経塚駅や国際協力機構沖縄センター(JICA沖縄)周辺の広域拠点(国際)が位置するエリアをウラオソイ歴史文化回遊エリアとして位置付けます。

当該エリアにおいては、駅周辺の整備促進を図るとともに、世界遺産登録に向けて、歴史文化軸とのつながりを踏まえ、浦添城跡の復元に向けた取り組みや緑地および市街地をバッファゾーンとした、良好な景観形成を推進します。

2-4-3 水とみどりの環状軸

本市北側に位置するカーミージーからシリンカー* 一帯の緑地、伊祖城跡、浦添城跡まで続くみどりの軸と、南側の安謝川から内間西公園、クニンドーの森公園まで続くみどりの軸、西側の自然海岸域等を結ぶ馬蹄形の環状帯を、本市の水とみどりの環状軸として位置付けます。

水とみどりの環状軸においては、河川、海浜における自然環境の保全や生物多様性の確保、良好な景観形成、環境学習や市民の憩いの場の確保等を促進するとともに、市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・再生します。

また、公園、河川、学校、道路等の主要な公共施設の緑化を推進する等、水辺空間と一体となった安らぎと潤いのあるみどりのネットワークの形成を図ります。

* シリンカー(シリ川)：港川地域にある小規模クラスの河川。市東側から東シナ海に流れ、中流域に樹林地が広がる一帯がある。

3. 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進

3-1 持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす先進国を含む国際社会共通の目標です。

包括的な17の目標および細分化された169のターゲットから構成されています。

地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことが示されています。



3-2 政府によるSDGsを推進するための主な取り組み

日本政府は、2016(平成28)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、SDGs実施のための国の指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」を決定し、2019(令和元)年12月、2023(令和5)年12月に一部改正しています。

その中では、日本全国にSDGsを広く浸透させるためには地方自治体の積極的な取り組みが不可欠であるとしており、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが地方自治体に期待されています。

また、2020(令和2)年には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」において、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、地方自治体におけるSDGsの取り組み推進が位置付けられています。

3-3 沖縄県における地方創生SDGsの取り組み

沖縄県においては、2019(令和元)年11月に、知事を本部長とする沖縄県SDGs推進本部を設置しており、2021(令和3)年9月2日に「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を基本理念とする「沖縄県SDGs実施指針」が策定されています。

また、2019(令和元)年12月には、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでおり、県とともに普及啓発を行う企業・団体等を「おきなわSDGsパートナー」として登録する制度が開始され、現時点での登録団体は1,035団体(2025(令和7)年10月31日現在)あります。2021(令和3)年5月には、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特にポテンシャルが高い自治体として、沖縄県は内閣府から「SDGs未来都市」に選定されています。

3-4 SDGsの17の目標(ゴール)と自治体行政の果たし得る役割

自治体行政の果たし得る役割として、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示しており、また、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(発行当時:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)が発行する「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-」では、次のページのとおり整理しています。

SDGs17の目標(ゴール)	自治体 SDGsガイドライン検討委員会による自治体行政の果たし得る役割
<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>1. 貧困をなくそう(あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ)</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>2. 飢餓をゼロに(飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する)</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>3. すべての人に健康と福祉を(あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する)</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>4. 質の高い教育をみんなに(すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>5. ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>6. 安全な水とトイレを世界中に(すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する)</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに(すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する)</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>8. 働きがいも経済成長も(すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する)</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

(資料) 発行：一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(発行当時：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)

編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会

「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) —導入のためのガイドライン2018年3月版(第2版) —」

SDGs17の目標(ゴール)	自治体 SDGsガイドライン検討委員会による自治体行政の果たし得る役割
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくらう(強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る)</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>10. 人や国の不平等をなくそう(国内および国家間の格差を是正する)</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>11. 住み続けられるまちづくりを(都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする)</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>12. つくる責任 つかう責任(持続可能な消費と生産のパターンを確保する)</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>13. 気候変動に具体的な対策を(気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る)</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>14. 海の豊かさを守ろう(海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する)</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>15. 陸の豊かさを守ろう(陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る)</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>16. 平和と公正をすべての人に(持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する)</p>	<p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう(持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する)</p>	<p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

3-5 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進

第五次浦添市総合計画におけるまちづくりの目標である「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」および後期基本計画は、SDGsのめざす17の目標(ゴール)と規模こそ違うものの、その方向性は同様であります。

まちづくりの方向 施策分野		ゴール						
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
政策1	産業振興		○				○	
	観光振興		○				○	
	就業・労働	○		○		○		
	西海岸地域の開発	○						
	土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	○						○
	道路・交通体系							
	上下水道			○			○	
政策2	就学前教育・保育	○		○	○	○		
	学校教育	○		○	○	○		
	青少年健全育成	○		○	○	○		
	社会教育			○	○	○		
	スポーツ			○				
	文化芸術				○			
	文化財				○			
	国際交流・多文化共生・世界平和	○		○	○	○		
政策3	地域福祉	○		○	○			
	健康増進		○	○		○		
	子ども・子育て支援	○	○	○	○	○		
	高齢者福祉			○				
	障がいのある人の福祉	○		○	○			
	公的サービス(生活支援・国民年金)	○	○	○		○		
政策4	防災・減災					○		
	消防・救急							
	地域防犯・交通安全・消費者安全			○	○	○		
	みどり(緑)・自然(海・川)						○	
	景観まちづくり							
	環境保全				○		○	○
	循環型社会・生活排水			○			○	○
政策5	まちづくり協働				○			
	地域コミュニティ活動				○			
	人権・男女共同参画社会	○	○	○	○	○		
	広報・広聴・個人情報保護							
	スマート自治体							
	行財政運営					○		

4. 第五次浦添市総合計画における「Well-Being(ウェルビーイング)」の導入

4-1 Well-Being(ウェルビーイング)とは

現在の日本は大きな変化の中にあり、少子高齢化や人口減少が進み、気候変動や自然災害の激化、デジタル化への対応といった課題が顕在化しています。また市民の価値観も多様化し、物質的な豊かさだけでなく、精神的な幸福や安心を求める人が増えています。そこで注目されているのが、「Well-Being(ウェルビーイング)」という概念です。

「Well-Being(ウェルビーイング)」とは、「身体的・精神的・社会的に良好な状態」を指します。つまり、一人ひとりが日々の暮らしにどのくらい満足し、幸せを実感しているかを示す概念です。近年、この概念は個人が抱く感情にとどまらず、社会全体の健全な発展や持続可能な社会の構築に資する重要な要素として注目されています。

これまで、GDP(国内総生産)などの経済指標が国や地域の状況を示す数値として重視されてきましたが、経済成長が必ずしも個人の幸福感をもたらしていないという指摘から、世界的に「Well-Being(ウェルビーイング)」の重要性が高まっています。

日本でも、毎年6月に政府から発表される政策の基本方針「骨太の方針」において、ここ数年「Well-Being(ウェルビーイング)」の考え方の導入が言及されており、「Well-Beingの高い社会の実現」が継続してめざされています。



世界保健機関(WHO)憲章より(日本WHO協会仮訳)

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

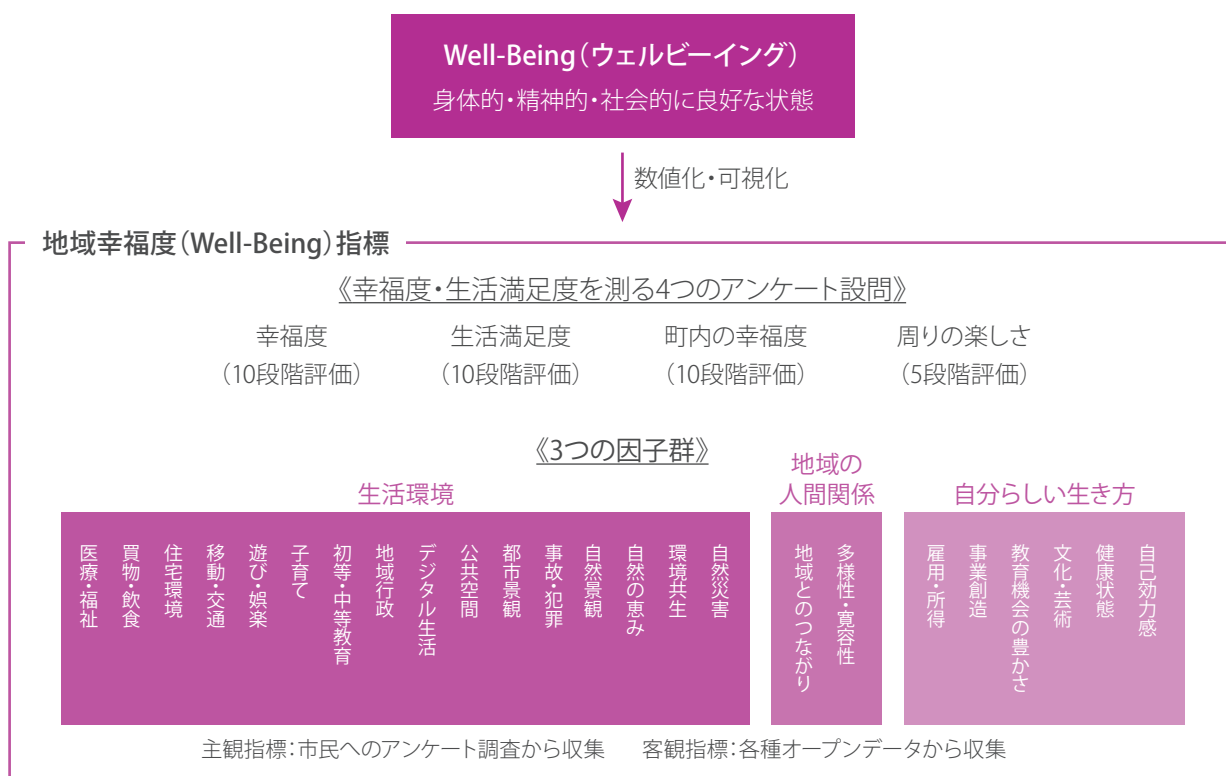
※太字・波線は加筆

4-2 地域幸福度 (Well-Being) 指標

「地域幸福度 (Well-Being) 指標」は、デジタル庁とスマートシティ・インスティテュート・ジャパン (SCI - Japan) ※が開発した、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化するツールです。この「地域幸福度 (Well-Being) 指標」を行政の計画の策定に活用することで、Well-Being (ウェルビーイング) の考え方を反映することができるほか、数値化された指標というデータに基づいた、市民目線の施策を設計することが可能になります。

「地域幸福度 (Well-Being) 指標」は、地域における幸福度・生活満足度を測る4つの設問と、3つの因子群 (生活環境・地域の人間関係・自分らしい生き方) から構成され、因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。この24のカテゴリーごとに、主観指標と客観指標が設定され、主観指標ではアンケート調査から市民の Well-Being (ウェルビーイング) を、客観指標ではオープンデータから暮らしやすさを測定します。

※ スマートシティ・インスティテュート・ジャパン (SCI - Japan) : 2019 (平成31) 年に設立された一般社団法人。地域幸福度 (Well-Being) 指標や人財育成プログラムの開発・提供などを通じて、住民の Well-Being (ウェルビーイング) 向上を目標としたまちづくりを推進するための産官学民連携の中間支援組織。



4-3 後期基本計画における「Well-Being（ウェルビーイング）」の導入

Well-Being（ウェルビーイング）の考え方および地域幸福度（Well-Being）指標を総合計画に取り入れることによって、「Well-Beingの向上」という共通の目標に向け、各施策を体系づけることが可能になります。

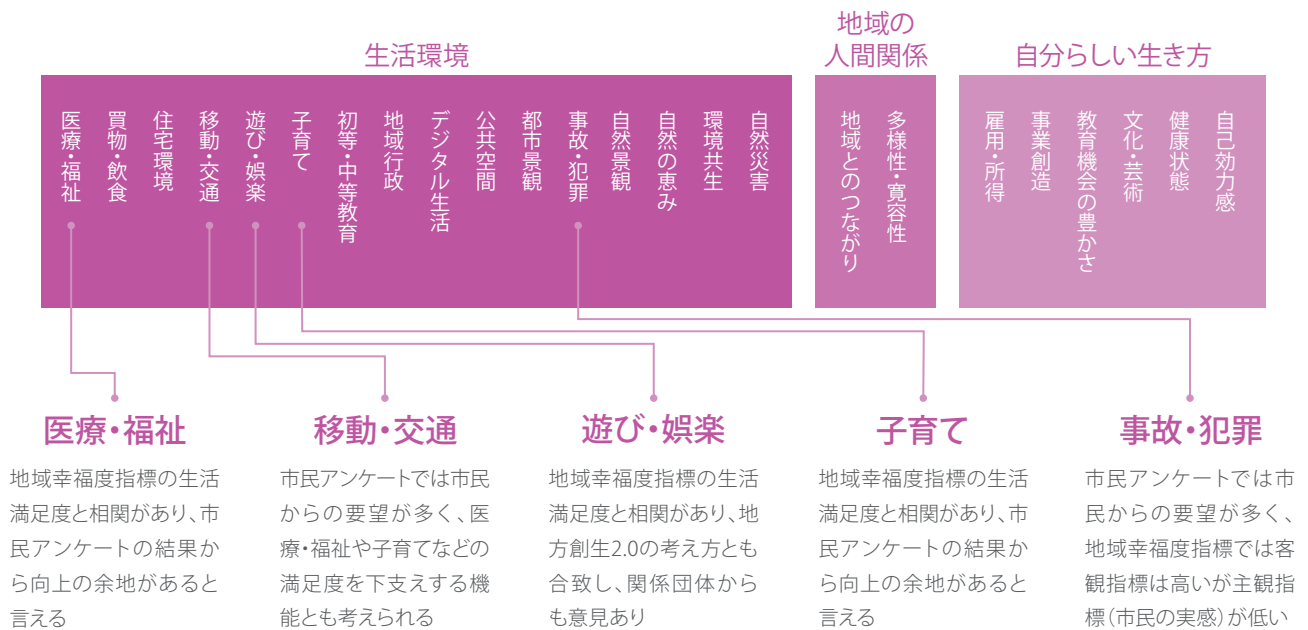
また、第五次浦添市総合計画におけるまちづくりの目標である「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」に表現している、市民一人ひとりが生きる喜びと自信にあふれ、健康で幸せを共感できるまちづくりという理念にも合致します。

これらの理由から、第五次浦添市総合計画後期基本計画より、「Well-Being（ウェルビーイング）」および「地域幸福度（Well-Being）指標」を導入して、各施策を策定することとします。

具体的には、以下の手順によって行いました。

- ①後期基本計画策定にあたっての基礎調査の一環として、市民の方にWell-Being（ウェルビーイング）アンケート調査を行い、浦添市における「地域幸福度（Well-Being）指標」を把握
- ②「地域幸福度（Well-Being）指標」やその他各種基礎調査の結果を踏まえ、浦添市の「Well-Being（ウェルビーイング）」の向上に寄与すると考えられる5つの施策分野、「Well-Being施策」を抽出
- ③5つの「Well-Being施策」を中心に、基礎調査の結果を考慮しながら施策の内容や重要業績評価指標（KPI）を見直し。また、重要業績評価指標（KPI）の一部に「地域幸福度（Well-Being）指標」を活用。

5つの「Well-Being施策」は、「地域幸福度（Well-Being）指標」を構成する24の因子のうち、以下の5つを抽出しました。



後期基本計画では、上記の5つの「Well-Being施策」に関連する基本的な取り組みや重要業績評価指標(KPI)には、以下のような目印をつけることとします。

「Well-Being施策」の目印

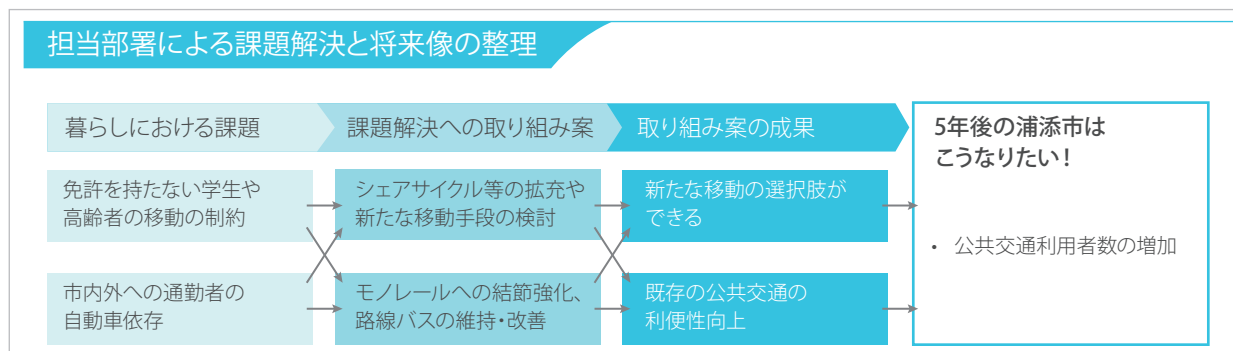


目印付記の例

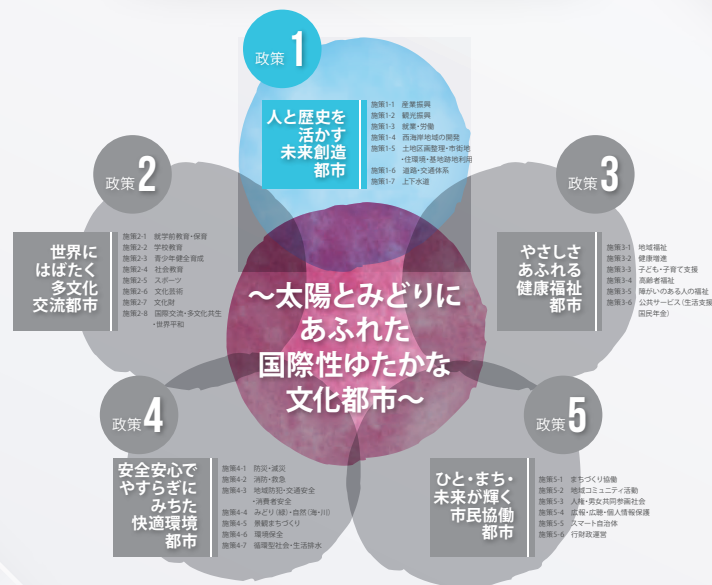
基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)	
1-2-1 市民と観光の接点の深化	
1-2-1-①	浦添の地域資源や観光の魅力を市民に伝える機会を創出し、観光への気運の醸成を図る
1-2-2	浦添の魅力を最大限活用した観光のあり方の提案

「Well-Being施策」に関連する取り組みの検討にあたっては、各担当部署が下図のように施策体系の図式化を行いました。

なお、図中の「取り組み案」がすべて後期基本計画に反映されているわけではありません。あくまで施策の方向性を検討するための図式化とご理解ください。



第4章 部門別計画



- 施策1-1 産業振興
- 施策1-2 観光振興
- 施策1-3 就業・労働
- 施策1-4 西海岸地域の開発
- 施策1-5 土地区画整理・市街地
・住環境・基地跡地利用
- 施策1-6 道路・交通体系
- 施策1-7 上下水道

施策1-1 産業振興

施策のめざす方向

- 浦添市産業振興センター・結の街を最大限に活用し、本市の特性を活かした産業振興を図りつつ、関係機関と連携して企業の立地・定着の促進や流出防止対策を行います。
- 各通り会等が個性を更に磨き、魅力を一段と高めつつ、地域の課題解決の役割も果たす商業地域づくりをめざします。
- 沖縄県農業協同組合と連携し、農業振興に努めるとともに、桑の葉や実を活用した商品開発を促進します。
- 浦添宜野湾漁業協同組合と連携し、水産物の販路拡大に努めるなど水産業の魅力を高める取り組みを促進します。
- 浦添商工会議所と連携して、ものづくり産業を広く支援します。また、うらそえ織の更なる普及促進を図ります。

施策を取り巻く環境

産業振興の状況

- 本市は、地理的好条件や都市基盤の整備等により、多くの企業が立地しており、特に沖縄県卸売商業団地や国道58号沿線には県内の有力企業が立地し、本市のみならず本県の経済を支える役割を担っています。
- 一方で、小規模事業者も多く、独自の資金では経営展開が厳しい状況もみられることから、各事業者が抱える多様な課題を解決するために、浦添商工会議所等の関係機関と連携して支援活動を行う必要があります。本市は、「浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」、「浦添市産業振興計画」に基づき、取り組みを推進しています。

特 区

- 本市は、①情報通信産業振興地域および情報通信産業特別地区、②観光地形成促進地域、③産業高度化・事業革新促進地域、④国際物流拠点産業集積地域の指定を受けており、特区を活かした取り組みを行う必要があります。

起業・創業

- 起業・創業については、浦添市産業振興センター・結の街のポテンシャルを最大限に活かしながら、創業者や市内事業所への様々な支援を行い、地域産業の活性化を図る必要があります。
- 本市は、起業・創業支援として、ワンストップ相談窓口（結の街インキュベーションマネージャー）の設置、浦添市産業振興補助金の拡充（創業者が活用しやすいよう制度改正）を行ってきました。
- 今後、創業者同士の交流や連携、フォローアップ支援など次の展開への期待もあります。

通り会等

- 「浦添市商店街振興奨励補助金」を各通り会が自主的に実施するイベント事業等に交付しています。
- 自主企画「まちゼミ」の開催など、地域が活性化する事業を行っています。
- 沖縄都市モノレールの延長開業に伴う各駅を中心とする経済活動の組織化支援など、新たなまちの賑わい創出への期待があります。
- 通り会等については、毎年様々なイベントが開催され、地域の恒例行事となっていることから、各通り会等の魅力が更に高まり、産業活性化の核になることが期待されています。そのため、各通り会の積極的・主体的な活動を支援し、組織強化・拡充を促進する必要があります。

企業立地・
定着

- 本市は、企業需要を満たす土地や建物が少なく、積極的な企業誘致活動が行えていない状況もあるため、企業需要を満たす産業用地開発やオフィスビルの立地促進等が必要となっています。
- 関係する各課との情報共有を図りながら、企業誘致に取り組み、更なる産業の活性化を図る必要があります。

農業振興

- 高齢化による農業従事者の減少、宅地化や開発行為による農地面積の減少に伴い、農業経営が困難となっています。
- 農業経営が安定的に行える他市町村を営農地とする農業従事者を支援します。
- 農家の生産意欲および技術の向上を促進し、広く市民の農業に対する理解を深めるよう努める必要があります。
- 農業振興については、市産品である島桑関連商品の研究開発と普及に努める必要があります。
- 施肥管理や有機農業等の技術を要望する農業従事者に対し、沖縄県中部農業改良普及センター等と連携し、食の安心・安全につながる環境保全型農業を促進する必要があります。

漁業振興

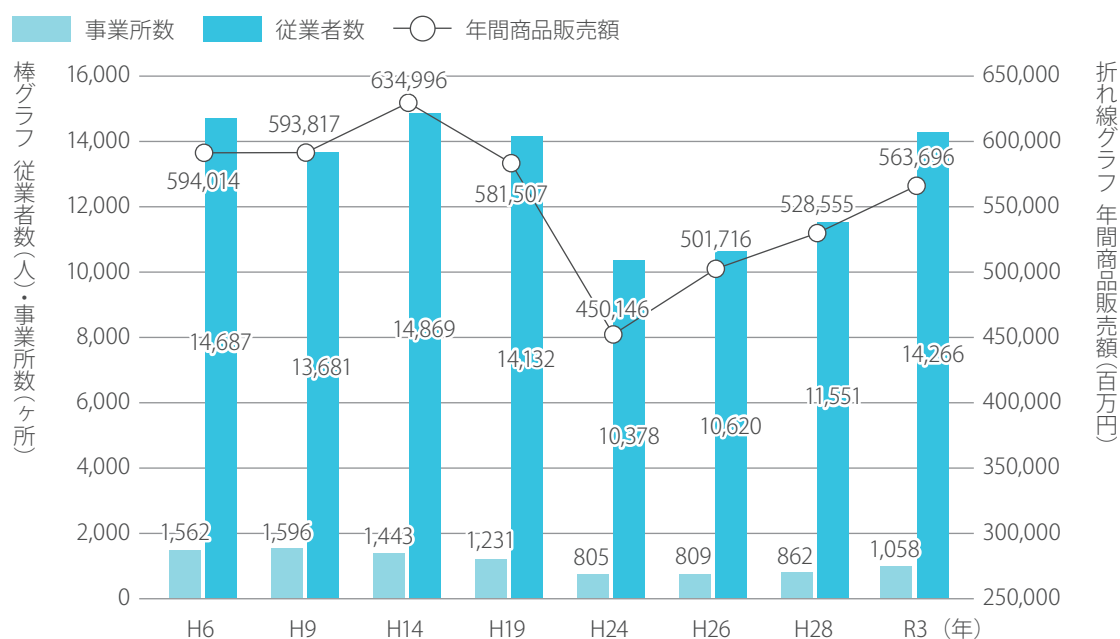
- 漁業振興については、牧港漁港の基盤整備等や漁業者の所得向上につながる取り組みを支援する必要があります。

地域資源を
活かした
ものづくり産業

- 地域資源を活かしたものづくり産業については、これまでの特産品開発やPR事業で進めてきた成果を検証し、消費者ニーズも把握するマーケティング活動を支援する必要があります。

図表・写真等

卸売・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



(資料) 経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス-活動調査」

施策1-1 産業振興

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-1-1 本市の特性を活かした産業振興の促進

1-1-1-①

「浦添市中小企業・小規模企業振興会議」等を通じ、地域産業活性化および新たな産業活性化の支援策等を検討し、本市の特性を活かした産業振興を推進します。

1-1-1-②

既存通り会の活性化を図るとともに、沖縄都市モノレール駅周辺地域等の新たな産業コミュニティの形成による、商業の活性化を図ります。

1-1-1-③

浦添商工会議所等と密に連携し、市内事業者への経営課題の整理・解決支援や円滑な事業承継等、多様な支援を行います。

1-1-2 起業・創業支援

1-1-2-①

「浦添市産業振興センター・結の街」を拠点に、関係機関と連携し、「浦添市創業支援事業計画」に基づく創業者への各種支援を実施します。また、浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、本市の中小企業等の振興を図ります。

1-1-3 企業の立地・定着の促進、流出防止対策

1-1-3-①

新たな雇用創出を図るため、企業の市内立地を促進し、付加価値の高い分野の産業集積化や新産業の創出を図ります。また、関係機関との連携のもと、IT産業の集積と高度化を図るとともに、ニーズ変化に適応したデジタル人材の育成に努めます。

1-1-3-②

新たな企業誘致を促進し、市内企業の市外流出を防ぐため、産業用地の確保等について検討します。また、深刻な交通渋滞を緩和し、物流・通勤の円滑化を図るとともに、DXやデータ利活用を支える情報基盤を整備し、企業活動に必要な環境を強化します。

図表・写真等

浦添市産業振興センター・結の街



(資料) 産業振興課

桑の実



(資料) 産業振興課

1-1-4 都市型農業の推進

1-1-4-①	沖縄県農業協同組合との連携による農産物展示即売会の開催や販路開拓等により、農業従事者の生産意欲の向上および農業経営の安定化を促進します。
1-1-4-②	遊休農地対策の一環として、市産品である島桑商品の需要に応じた桑畑の確保・拡大を推進します。
1-1-4-③	適切な施肥管理による土づくり、減農薬農業等の環境保全型農業の推進に努めます。
1-1-4-④	関連機関との連携・協力により、桑の葉や実を活用した取り組みや新たな農業形態の推進に努めます。

1-1-5 つくり育てる水産業の振興

1-1-5-①	漁業活動の拠点となる漁港や関連施設の整備または拡充に努めます。
1-1-5-②	漁業の生産性や効率性の高い操業形態を促進するとともに、収益性の高い漁業経営を確立し、漁業者の生産意欲の向上と後継者の育成を促進します。
1-1-5-③	海ぶどうの生産技術の確立や新たな品目への取り組みに着手し、市内外に向けたブランド化を図ります。
1-1-5-④	浦添宜野湾漁業協同組合の発展・継続を図るため、漁業活動と関連した収益事業の開発を促進し、市民に親しまれる水産業環境の創出に努めます。

1-1-6 地域資源を活かしたものづくり産業の振興

1-1-6-①	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援します。
1-1-6-②	浦添商工会議所等との連携による特産品等の開発やPR等に努めます。
1-1-6-③	うらそえ織などの地域資源が活用されるために、その普及・啓発に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市内総生産額(名目)	4,135億5,800万円(令和4年度)	4,633億600万円(令和12年度)
4つの特区による税制優遇措置を受けている事業者数	33事業者(令和6年度)	51事業者(令和12年度)
「浦添市創業支援事業計画」に伴う創業者数	841事業者(令和6年度)	1,237事業者(令和12年度)
牧港漁港陸揚量	331.3トン(令和6年度)	450.0トン(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市産業振興計画 ●浦添市創業支援事業計画

関連するSDGs



施策1-2 観光振興

施策のめざす方向

- 多様な地域資源を観光資源として活用する等、内外の人の交流促進をめざします。
- 浦添市観光協会等の関係団体との連携も強化しながら、地域全体の力で観光地域づくりをめざします。
- まちの魅力を高め、地域の誇りとアイデンティティの醸成を図るために、データに基づき戦略的かつ積極的に観光情報の発信に取り組みます。

施策を取り巻く環境

観光振興の状況

- 本市は、国道により市域が東西に分かれ、西側には牧港補給地区があり、観光客が滞在するような宿泊施設も限られていることから、観光による経済効果を楽しむににくい状況にあります。
- 三王統の歴史・文化や浦添城跡を含む「琉球文化日本遺産」構成文化財、浦添市美術館、西海岸など多くの地域資源を有しており、春の風物詩として20年を超えて定着している「てだこウォーク」や東京ヤクルトスワローズのキャンプなどで訪れるファンが市内を周遊するような機会も存在します。
- 官民による協働で、地域資源を観光資源として活用する等、観光メニューの充実を図る必要があります。
- 本市は、今後展開が予定されている西海岸地域の開発や沖縄都市モノレールの延長開業によって形成される新たなまちづくり等から経済効果を十分に享受することを目的に、「第2次浦添市観光振興計画」を策定し、同計画に基づく取り組みを推進しています。

観光交流拠点施設

- 沖縄都市モノレール浦添前田駅周辺に整備を進めている観光交流拠点施設は、本市の観光の核となるように、公民連携により施設整備を進めています。

観光資源

- 今後、浦添城跡周辺を魅力ある観光資源として活用するためには、浦添西原沿線地区（浦添警察署～安波茶交差点）における沿道景観の形成に努める必要があります。
- カーミーゼ地区については、観光資源としての活用とともに、貴重な自然海岸であることから、保全の視点も求められています。
- シンボルロードの県道浦添西原線と浦添城跡や各史跡との景観的融合をめざして、整備を進める必要があります。
- 沖縄都市モノレールの延長開業に伴う県内外からの観光客の増加に対応するため、浦添城跡の周辺を早期に整備し、観光客の誘致につなげる必要があります。

東京ヤクルトスワローズ

- 東京ヤクルトスワローズの春季キャンプが充実するよう支援をし、キャンプに訪れたファンが市内を周遊する取り組みも継続して行います。

基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

1-2-1 市民と観光の接点の深化

1-2-1-①

浦添の地域資源や観光の魅力を市民に伝える機会を創出し、観光への機運の醸成に努めます。



1-2-2 浦添の魅力を最大限活用した観光のあり方の提案



1-2-2-①

浦添城跡を中心とする歴史・文化・芸能資源を活用した周遊ルートの構築や、国立劇場おきなわや浦添市てだこホールを中心とした芸能・文化の発信を強化し、浦添の魅力あるコンテンツの活用による観光客への訴求力向上を図ります。

1-2-3 マーケティング・情報発信体制の強化

1-2-3-①

観光統計情報や人流データの収集・分析を継続して行い、本市の実態に即した戦略的な観光振興の取り組みを推進します。また、うらそナビやSNS等を活用した情報発信を強化します。

1-2-4 ハード面・ソフト面での受け入れ環境の充実

1-2-4-①

宿泊者の増加に向けた取り組み促進、文化財や公園等の維持管理、駐車場や公共サインの設備強化、周遊利便性を考慮した二次交通※の整備を推進し、観光客の受け入れ環境の充実を図ります。また観光関連人材の発掘・育成を図ります。

1-2-5 事業者・自治体による連携強化

1-2-5-①

観光関連施設や事業者との連携を強化し、観光振興のさらなる発展を推進します。そのために、関連団体や事業者の声を聞くための体制づくりやイベント等を通じた連携を推進します。

※ 二次交通: 空港や主要駅などの拠点と目的地を結ぶ交通手段。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
観光情報サイト「うらそナビ」閲覧数	38万PV(ページビュー)(令和6年度)	44万PV(ページビュー)(令和12年度)
入域観光客数(県外国内客数)	23万人(令和6年度)	40.5万人(令和12年度)
延べ宿泊者数(国内・海外客合算数)	15.5万人泊(令和6年度)	25.9万人泊(令和12年度)
観光消費額	30億円(令和6年度)	58億円(令和12年度)
観光客の満足度	39.9%(令和6年度)	55.0%(令和12年度)
観光客に訪れてほしいと思う市民の割合	70.2%(令和6年度)	75.0%(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市観光振興計画 ●史跡浦添城跡整備基本計画書

関連するSDGs



施策1-3 就業・労働

施策のめざす方向

- 沖縄労働局との「雇用対策協定」に基づき、官民で協力して市民の雇用機会の創出と就労支援に取り組みます。
- 高齢者・若年者・女性・障がい者などの各主体が能力を発揮できるよう、必要な支援を提供し、職業能力の向上を図ります。
- すべての人が自立した社会生活を送れるよう、家庭生活や地域活動、仕事等の調和（ワーク・ライフ・バランス）を自らの意思で選択できる環境づくりに向けて周知に取り組みます。
- 男性の育児休暇取得率が向上するよう啓発を行うとともに、介護休暇等の取得も含め、仕事と家事の両立を図れるよう周知に取り組みます。

施策を取り巻く環境

労働市場の状況

- 県内の労働市場の動きは、有効求人倍率（2024（令和6）年平均）が1.00倍で、全国平均の1.25倍を下回っています。完全失業率（2024（令和6）年平均）は3.2%となっており、全国平均の2.5%を上回っています。

就業・労働の状況

- 本市は、2016（平成28）年度に沖縄労働局との間において「雇用対策協定」を締結し、関係各課と連携体制を図っています。本協定に基づき毎年、ハローワーク那覇との協働による雇用施策を展開しています。
- 福祉担当課内には、生活困窮者およびひとり親世帯等を対象としたハローワーク常設窓口を設置しています。
- 本市は、市民の雇用環境の改善、雇用施策の充実を図ることを目的として、「浦添市産業振興計画」を策定し、これら計画に基づく取り組みを推進しています。
- 就業・労働に関する周知活動として、パネル展で育児休業等に関する情報提供を実施しているほか、市ホームページや広報誌での啓発を行い、関係機関と連携した女性の働き方や労働環境をテーマにした講座も開催しています。

ワーク・ライフ・バランス

- すべての人が自身の能力を発揮しつつ自立した社会生活を送るため、家庭生活や地域活動、仕事等の調和（ワーク・ライフ・バランス）を自らの意思で選択できる環境づくりが求められています。
- 県が認定する「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の認証市内企業（2025（令和7）年4月時点19社）は、増加しています。
- 国が子育てサポート企業として認定する「くるみん認定」を受けた市内企業（2025（令和7）年9月末時点）は、7社存在します。
- 事業者向けセミナー等を実施し普及啓発を図るとともに、浦添商工会議所とも連携し、働き方改革を推進していく必要があります。
- 男性の育児休暇取得率が向上するよう啓発を行うとともに、介護休暇等の取得も含め、仕事と家事の両立を図れるような社会をめざして取り組む必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-3-1 雇用機会の創出と就労等の支援

1-3-1-①	沖縄労働局との「雇用対策協定」に基づき、官民が連携して市民の雇用機会の創出を図るとともに、企業の人材確保に努めます。また、高齢者、若年者、女性、障がい者等の「就労困難者」への就労を支援します。
1-3-1-②	労働者の雇用の維持と促進を図るため、国が実施している各種助成金制度の周知と活用促進に取り組みます。

1-3-2 多様な働き方を支える環境整備

1-3-2-①	企業等における長時間労働の抑制や年次有給休暇等取得の推進に努め、よりよい労働環境の改善活動を促進します。
1-3-2-②	すべての労働者の心身両面の総合的な健康保持増進を推進するとともに、安全で安心して働くことのできる職場づくりの促進に努めます。
1-3-2-③	育児や介護など労働者の家庭環境に配慮した職場環境の整備を推進するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。
1-3-2-④	事業者や働く人々と連携・協力を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市内企業の沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業数	19企業(令和7年度)	29企業(令和12年度)
市内企業の沖縄県人材育成企業認証制度認証企業数	10企業(令和7年度)	20企業(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市産業振興計画 ●男女共同参画行動計画(てだこ女男(ひと)プラン)

関連するSDGs



施策1-4 西海岸地域の開発

施策のめざす方向

- 西海岸地域は、牧港補給地区の跡地利用計画との一体性に配慮しつつ、新規産業の拠点形成および都市近郊型海浜リゾートの形成をめざします。
- 沖縄県、那覇市等との連携のもと、那覇港浦添ふ頭地区の機能拡充を進めるなど、人流・物流の活性化をめざします。

施策を取り巻く環境

西海岸地域の開発の状況

- 浦添ふ頭を有する那覇港は、本県のヒト・モノの流れの中心的な拠点港湾として沖縄県の経済社会活動を支えており、沖縄で最も重要な港湾となっています。
- 那覇港の整備については、貨物取扱機能の向上を図っていますが、港内の静穏度が確保できない等の問題もあり、防波堤の整備を推進していく必要があります。
- 西海岸地域は、西海岸関連道路と連携して整備を進めています。当地域には、観光リゾート施設の立地も期待されており、本市の新たな交流拠点として大きな期待が寄せられています。
- 2023(令和5)年に改訂された那覇港港湾計画に基づき、港湾における様々なニーズに対応するため、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

図表・写真等

沖縄西海岸道路・臨港道路浦添線と西海岸



(資料) 企画課



(資料) 港湾課

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-4-1 港湾の整備

1-4-1-①	浦添ふ頭地区の整備を促進します。そのために、防波堤など外郭施設の整備などを促進します。
1-4-1-②	那覇港における国際流通港湾機能の拡充を促進します。 そのために、港湾施設や物流機能の拡充等、港湾サービスの向上の促進や物流機能の効率化、物流コストの低減化に取り組みます。
1-4-1-③	那覇港の物流機能の円滑化、国道58号の慢性的な交通渋滞の緩和を図ります。そのために、沖縄西海岸道路浦添北道路II期線の早期開通を促進します。

1-4-2 新規産業拠点の形成

1-4-2-①	西海岸地域における新たな産業拠点の形成等に際しては、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した開発をめざします。
1-4-2-②	西海岸地域に新たな産業拠点の形成を図るため、那覇港管理組合との連携による浦添ふ頭地区における物流空間の早期整備を促進します。
1-4-2-③	新たな企業等の立地促進を図るため、国や県と協力しながら、税制上の優遇措置等の拡充に努めます。

1-4-3 都市近郊型海浜リゾートの形成

1-4-3-①	浦添ふ頭地区においては、世界水準の観光リゾート地の形成するため、自然環境を活かすとともに、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間を創出します。
---------	--

1-4-4 港湾環境の保全と創出

1-4-4-①	浦添ふ頭地区交流・賑わい空間北側の「自然的環境を保全する区域」については、保全・活用を図り、人と自然が共生する海域環境の形成に努めます。
1-4-4-②	「那覇港(浦添ふ頭地区)港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル(那覇港管理組合策定)」を踏まえ、地域住民やNPO団体等と連携・協力し、海浜等の利活用に努めます。

関連する主な個別計画等

- 那覇港港湾計画
- 那覇港(浦添ふ頭地区)港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル
- 那覇港みなとまちづくりマスタープラン

関連するSDGs



施策1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用

施策のめざす方向

- 将来の都市像を見据えて、土地区画整理事業、沖縄都市モノレール駅周辺の整備等を推進し、魅力ある新たな都市空間の創造をめざします。
- 既成市街地においては都市機能の強化を進めます。
- これからの浦添市を牽引していく牧港補給地区の跡地利用計画を推進し、返還後の速やかな事業化に向けて取り組みます。

施策を取り巻く環境

土地区画整理事業の状況

- 本市の土地区画整理事業は、人口が急増した1971（昭和46）年以降、快適な生活環境と秩序ある市街地形成を図るために、これまで10地区（354.1ha）で実施されており、現在は、浦添南第一地区、浦添南第二地区、てだこ浦西駅周辺地区、浦添前田駅周辺地区の事業を推進しています。引き続き土地区画整理事業をはじめ、住環境の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

にぎわい創出への期待

- 沖縄西海岸道路の一部開通や、浦添と那覇を結ぶ沖縄都市モノレールの延長により、今後のまちづくり（にぎわい創出）への期待は高まっています。

住生活と市営住宅の長寿化

- 本市は、住宅および住環境を取り巻く特性・課題背景を的確にとらえ、様々な課題に対応することを目的に「浦添市住生活基本計画」および「浦添市営住宅長寿化計画」に基づいて、取り組みを進めています。
- 本市は、住宅確保要配慮者への適切な支援や公営住宅ストック等の適切な維持・管理・供給・長寿化など、住宅や住環境に関する諸課題に対して、適切に対応を図る必要があります。

米軍牧港補給地区の状況

- 本市の西に位置する牧港補給地区（約268ha）は、市面積の約14%を占めており、安全で快適な生活環境の確保や産業の振興、交通体系の整備など、土地利用を図る上で大きな阻害要因となっています。
- 2013（平成25）年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、牧港補給地区の返還が、「2024年度又はその後」、「2025年度又はその後」に予定されていると示されています。
- 基地返還後の円滑な整備をめざし、土地の先行取得事業を進めるとともに、地権者との合意形成を図りながら、国や沖縄県と連携して、跡地利用計画を推進していく必要があります。

GW（ゲートウェイ）2050 PROJECTS 推進協議会

- GW2050 PROJECTS 推進協議会は、那覇空港、那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場周辺エリアを「価値創造重要拠点」と位置づけ、各エリアの一体的な利用により、世界に選ばれる沖縄をめざし、2024（令和6）年8月に組織されました。本市では、GW2050 PROJECTSと連携し、2050年の実現を目標に、各種プロジェクトを推進する必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-5-1 魅力ある市街地の創造

1-5-1-①	土地区画整理事業を推進します。快適な生活環境と秩序ある市街地の形成を図ります。沖縄都市モノレール駅を核とした賑わいのあるまちづくりを進めます。地形や自然環境、街並みにも配慮します。
1-5-1-②	既存市街地において都市環境の質の向上を図り、だれもが住みやすい都市の形成をめざします。
1-5-1-③	沖縄都市モノレール駅周辺は、地域の特性を活かしたまちづくり計画を作成します。そのために、建築物の用途制限や都市施設等の見直しを行います。
1-5-1-④	「浦添市住生活基本計画」の見直しを行い、既存市営・市民住宅の適切な維持・管理を行うとともに、住宅確保要配慮者への適切な支援に努めます。また将来の市営・市民住宅ニーズの適切な把握と社会情勢や市の財政状況を考慮しつつ、既存市営・市民住宅の建替えおよび管理戸数の増加等について検討を行います。

施策1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用

1-5-2 次世代の都市像を見据えた跡地利用計画と広域連携の展開

1-5-2-①	地権者や市民、企業、関係機関との緊密な連携・協力のもと、本地区がめざす将来像の実現を見据えた土地利用や都市整備の具体化を図ります。あわせて、「GW2050 PROJECTS」の施策提言を踏まえ、跡地利用計画の見直しを検討します。
1-5-2-②	西海岸地域のポテンシャルを最大化するため、周辺地域や近隣市町村の開発計画と密接に調和を図り、広域的な視点で都市機能の連携を強化します。
1-5-2-③	返還後の円滑な跡地整備を推進するため、跡地利用特別措置法（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法）に基づく公共用地の先行取得に努めます。
1-5-2-④	拠点返還地の指定に向けて、本地区のまちづくりの核となる拠点機能の検討を行います。また、牧港補給地区の周辺市街地との連携により、跡地利用の波及効果を高める取り組みを推進します。
1-5-2-⑤	GW2050 PROJECTSと連携し、跡地利用計画のコンセプトである「スマートイノベーションシティ」の実現に向けた取り組みを推進します。
1-5-2-⑥	次代の道路や通信、エネルギー等の都市基盤の整備、自然環境との共生など、環境先端都市の形成に向けた未来志向の都市づくりをめざします。

1-5-3 米軍基地対策の促進

1-5-3-①	牧港補給地区の全面返還に向けて、国や県と連携を図りながら早期返還に取り組めます。
1-5-3-②	返還跡地の早期整備のため、返還前に埋蔵文化財や地形、自然環境などに関する調査の実現に努めます。
1-5-3-③	米軍基地から派生する諸問題の早期解決の根本となる日米地位協定の改正に向けて、国や県等に継続して求めていきます。

● GW2050 PROJECTS

沖縄の経済界や地元自治体(那覇市・浦添市・宜野湾市)による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用により、世界に選ばれる沖縄をめざす構想です。GW2050 PROJECTS推進協議会では、2050年に向けた沖縄の成長戦略に係る調査・検討、実行計画の策定等を行っています。

経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太方針2025)でも、「「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けた取り組み等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。」とされています。



重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市営住宅長寿命化実施率(計画修繕・改善事業)	0%(令和6年度)	76%(令和12年度)
駐留軍用地跡地先行取得事業進捗率	51%(令和6年度)	95%(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市都市計画マスタープラン
- 浦添市住生活基本計画
- 牧港補給地区跡地利用基本計画
- 浦添市営住宅長寿命化計画

関連するSDGs



施策1-6 道路・交通体系

施策のめざす方向

- 本市の都市空間の骨格形成と交通需要をふまえた道路および公共交通などの交通体系を確立します。
- 主要な幹線道路から生活道路までの段階的な道路網の整備を図ります。
- 沖縄都市モノレールとの結節やバス交通網の再編などにより、公共交通の利便性の向上をめざします。
- 道路整備は、誰もが利用しやすく、良好な景観を有する等を意識して、花と緑に囲まれた、歩いて楽しい道路環境の形成をめざします。

施策を取り巻く環境

道路・交通体系の状況

- 本市の道路の整備については「道路整備プログラム」に基づき事業を展開しており、土地区画整理事業等の他事業と連携して、整備を進めていく必要があります。
- 都市交通については、コミュニティバス等の実証事業等、沖縄都市モノレールと結節した公共交通の充実を図る必要があります。
- 主要な幹線道路については、交通渋滞の緩和を図るべく、国道58号の拡幅事業や既に暫定供用されている沖縄西海岸道路浦添北道路および県道浦添西原線の完成形の早期整備を促進することが求められています。

交通渋滞

- 本市の道路は、国道58号や国道330号、県道浦添西原線を中心とした主要幹線道路と、西海岸関連道路などの地域高規格道路で形成されており、慢性的に交通渋滞が発生していることから、対策が求められています。

誰もが利用しやすい道路環境整備

- 道路を改良する際には、点字ブロックや段差の少ない歩道を意識して設計・工事を行っており、今後とも、安全で誰もが利用しやすく、良好な景観を有する道路環境整備を進めていく必要があります。
- 市民の誰もが安心して安全に暮らせる公共交通の維持や交通サービスの拡充をする必要があります。

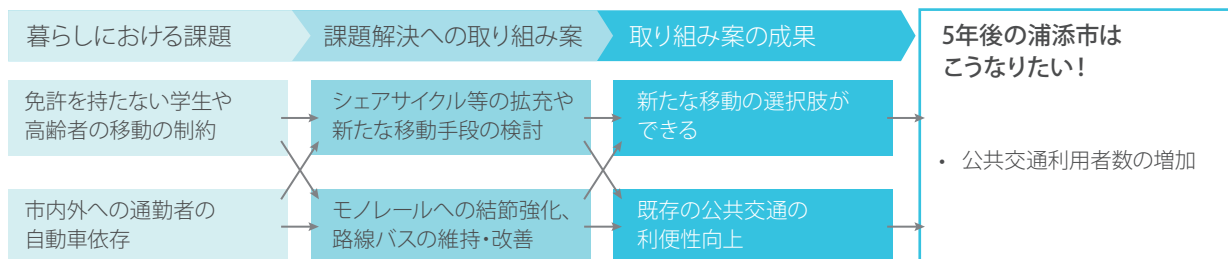
里道・漬地

- 用地測量により確定された里道等の適正な管理運営を行います。

道路緑化





- 自治会、通り会、企業等と連携して道路緑化活動を進めていますが、引き続き、協働による道路環境づくりを進めていくことが期待されています。

担当部署による課題解決と将来像の整理



基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-6-1 道路・交通体系の整備

	1-6-1-①	計画的な道路整備を行います。そのために、「道路整備プログラム」に基づき計画的に取り組めます。
	1-6-1-②	路線バスや沖縄都市モノレールと連携した広域交通網の拡充を図ります。また、広域交通網と連携させた支線公共交通(コミュニティバスやシェアサイクル等)の導入により、市民の生活を支えるラストワンマイルの拡充を図ります。
	1-6-1-③	公共交通システムの拡充を図るため、沖縄県等の関連機関と連携し、路線バスや沖縄都市モノレールのパーク&ライドなどの交通結節機能を活かしなが、総合的な交通結節拠点の形成に努めます。
	1-6-1-④	公共交通機関や徒歩、自転車などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしく)利用するモビリティ・マネジメントの普及啓発活動などに取り組めます。市民等への沖縄都市モノレール・バス等の利用促進に努めます。
	1-6-1-⑤	公共交通機関や自転車等の多様な交通手段を適切に組み合わせ、シームレスな移動手段として利用できる、交通網の条件整備に努めます。

1-6-2 幹線道路の整備

	1-6-2-①	浦添都市軸の一端を担う県道浦添西原線の拡幅整備を促進するとともに、景観重要公共施設へ指定した区間においては、シンボルロードとしての形成を図ります。
	1-6-2-②	市内交通の渋滞緩和、旅行速度の向上による物流の効率化を図るため、国道58号や国道330号、沖縄自動車道などの南北軸を東西につなぐ、県道浦添西原線などのハシゴ道路の整備を促進します。また、東西方向の慢性的な渋滞緩和を図るため、公共交通の拡充を検討します。

施策1-6 道路・交通体系

1-6-3 生活道路の整備および管理

- 1-6-3-① 市道の拡幅改良を推進するとともに、市道の適正な維持管理を行います。
- 1-6-3-② 新たに整備された道路を市道認定し、道路台帳の整備・更新を図ります。

1-6-4 道路・交通施設の安全性・快適性の確保

- 1-6-4-① 多様な性質を持つ誰もが安全に安心して移動できるよう、各施設のユニバーサルデザインの導入に取り組む等のハード整備に努めます。
- 1-6-4-② ガードレールなど交通安全施設の整備に努めます。
- 1-6-4-③ 沖縄都市モノレール沿線や西海岸地域の道路を中心に電線地中化や景観重要公共施設の指定等により、道路景観の向上に取り組みます。
- 1-6-4-④ 市民、自治会、通り会、企業、NPO等との連携・協力のもと、花と緑に囲まれた歩いて楽しく親しみのもてる道路環境づくりに努めます。


図表・写真等

てだこ浦西駅



(資料) 都市計画課

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
景観重要公共施設の指定数	1施設(令和6年度)	2施設(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域には、 まちなか、公園、川沿い等で、 心地よく歩ける場所がある」の平均値	3.1(令和7年度)	3.6(令和12年度)
 市内におけるシェアサイクルの年間利用回数	41,805回(令和6年度)	77,000回(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市交通基本計画
- 浦添市道路整備プログラム
- 浦添市総合交通戦略
- 浦添市地域公共交通計画

関連するSDGs



施策1-7 上下水道

施策のめざす方向

- 安全な水を安定的に供給するため、水道事業の運営基盤の強化に取り組みます。
- 水質検査の強化や老朽施設の更新、災害対策等を推進します。
- 快適な住環境と自然環境を保全するために、下水道施設の整備を図り、適切な維持管理を行うとともに、処理区域における接続を促進します。

施策を取り巻く環境

上水道の状況

- 水道は、1962(昭和37)年の給水開始から7次にわたる拡張事業を展開し、普及率100%の施設整備を達成しています。
- 本市は、50年、100年後の将来を見据え、「持続」「安全」「強靱」の理想像を掲げた「浦添市水道事業ビジョン(てだこのみず)」に基づき、次世代の浦添市民へ適切かつ合理的な水道事業を継続していけるよう取り組んでいます。
- 本市は、平常時の水需要に対応した給水はもとより、災害時、事故時や湯水断水時における給水復旧などの危機管理にも配慮しながら、1日24時間の中で増減する使用水量の変化にも対応できるように安定供給に努めています。
- 水道事業は、安定供給と安心・快適安全な給水を維持し、信頼される水道事業をめざし、各種検査、設備の管理など様々な取り組みを行っていく必要があります。

下水道の状況

- 本市では、河川への生活排水の流入を抑制し水質汚濁の改善を図るため、1971(昭和46)年から下水道事業に取り組んできました。現在の事業認可区域面積は1,823.0ha、下水道普及率(対行政区内人口)は、97.6%(2024(令和6)年度)で、汚水管路延長が約266kmとなっています。
- 本市は、「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、調査を行いながら、老朽化した下水道施設(汚水管およびポンプ施設等)の改築等に取り組んでいます。
- 下水道事業は、生活および経済活動の基盤となるため、継続的かつ適切な維持管理および整備を行う必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

1-7-1 水の安定供給と安心・快適な給水

1-7-1-①

水の安定供給を図ります。そのために、第7次拡張事業に基づいた送配水管の新設、配水池およびポンプ施設の新設・更新とともに、浦添市水道事業管路更新(耐震化)計画および設備更新計画に基づいた老朽化した水道設備(管路および設備等)の計画的な更新耐震化により、水道施設の強靱化と整備拡充を図ります。

1-7-1-②

安全安心な水道水の供給を図ります。

1-7-1-③

危機管理対策の実施を図ります。

1-7-1-④

無効水量の減少に努め、水道収益に繋がる有効率の向上を図ります。

1-7-2 水道・下水道事業の運営基盤の強化

1-7-2-①	水道・下水道事業の機能維持・向上を図ります。 そのために、技術の継承に努めるなど、組織体制の充実を図ります。
1-7-2-②	管理業務の効率化を図ります。
1-7-2-③	信頼される水道・下水道事業をめざします。そのために、危機管理体制および応急給水拠点の整備を図ります。また、わかりやすい断水情報の周知を図ります。

1-7-3 下水道環境の充実

1-7-3-①	「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、調査を行います。それに基づき、老朽化した下水道施設(污水管およびポンプ施設等)の改築等を行います。
1-7-3-②	土地区画整理事業区域内を中心に、「浦添市污水处理施設整備構想」に基づき污水施設の整備を進めます。
1-7-3-③	浸水対策のため、雨水施設の整備を実施します。また、安全性を十分確保した上で、環境と調和のとれた整備について検討します。

図表・写真等

仲間配水池・西洲中継ポンプ場



(資料) 工務課

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
配水池容量	16,273m ³ (令和6年度)	26,500m ³ (令和12年度)
行政人口に対する下水道施設使用可能人口の比 (污水处理人口普及率)	97.60% (令和6年度)	98.10% (令和12年度)
雨水排水施設の整備(整備延長)(累計)	0.3km (令和6年度)	0.5km (令和12年度)

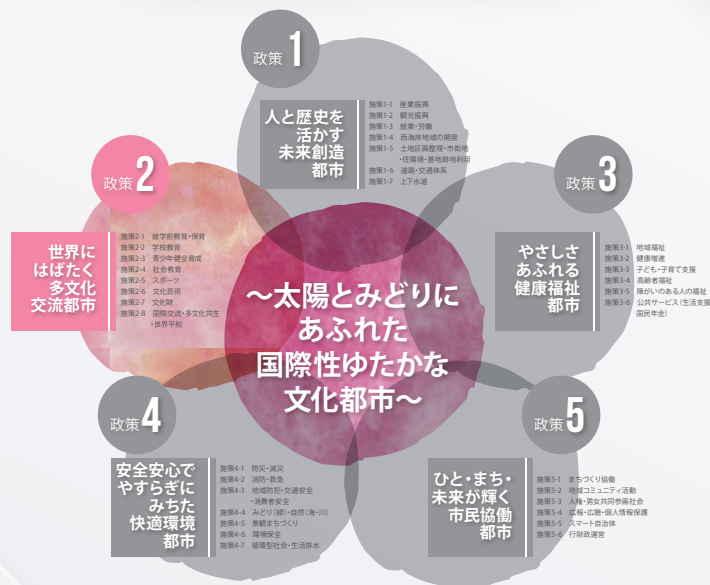
関連する主な個別計画等 | ●浦添市水道事業ビジョン(てだこのみず) ●浦添市下水道ストックマネジメント計画

関連するSDGs



第4章 部門別計画

政策2



- 施策2-1 就学前教育・保育
 - 施策2-2 学校教育
 - 施策2-3 青少年健全育成
 - 施策2-4 社会教育
 - 施策2-5 スポーツ
 - 施策2-6 文化芸術
 - 施策2-7 文化財
 - 施策2-8 国際交流・多文化共生
- ・世界平和

施策2-1 就学前教育・保育

施策のめざす方向

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育の提供とすべての乳幼児が等しく良好な環境で就園できるよう努めます。
- 保護者の就労状況や地域の実情等を踏まえた多様な教育・保育へのニーズに対応できる就学前教育・保育施設の充実に努めます。
- 家庭や保幼ここの連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育を行います。

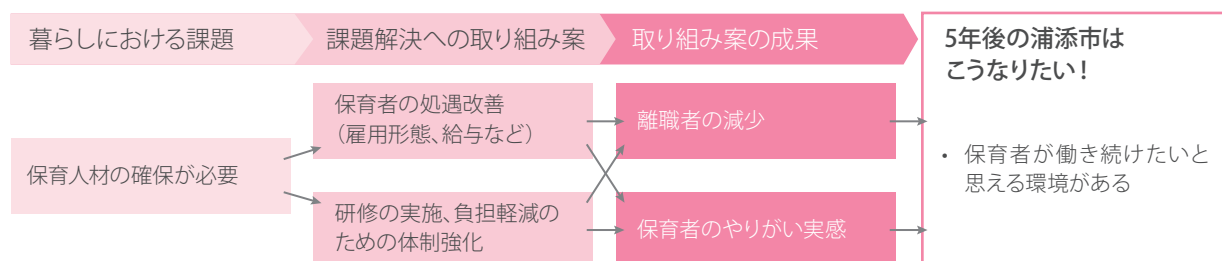
施策を取り巻く環境

社会環境

- 近年の核家族化や地域社会の希薄化などは、家庭や地域社会の教育力の低下を招き、乳幼児の育ちに大きな影響を与えています。保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感の増加につながっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。
- 本市においては、女性の社会進出や多様化する就労形態により、就学前教育・保育のニーズが高まっており、市民ニーズに対応した就学前教育・保育の充実が求められています。
- わが国は、2017(平成29)年に保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令の同時改訂が行われ、2018(平成30)年4月に施行されました。この改訂により、保育所(園)、幼稚園、認定こども園は幼児教育施設として位置づけられ、さらに、教育・保育を通じて、「育みたい資質・能力」や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共通化が図られることになりました。今後、これらの幼児教育施設では、幼児教育としての共通性を確保していくことが求められています。
- 子ども・子育て支援法の改正により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育て教育に係る家庭の経済的負担の軽減を図るため、2019(令和元)年10月より幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料が無償化されました。
- 2023(令和5)年からは、少子化の進行や児童虐待など、子どもを取り巻く状況の深刻化を踏まえ、子どもに関する施策を総合的・一元的に推進するための内閣府の外局として、「こども家庭庁」が発足し、各種取り組みが進められています。

- 就学前教育・保育の状況**
- ◎就学前の時期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前教育・保育では、乳幼児の発達や学びの特性を捉えた質の高い教育・保育を提供することが求められています。
 - ◎本市は、就学前教育・保育の質の向上や、望ましい教育・保育環境の確保を図るため、「てだこ・こども若者計画」に基づく取り組みを推進しています。
 - ◎本市の保育所(園)、幼稚園、認定こども園において、保育者の学びや情報共有を図り、保育者間の連携や教育・保育の質の向上を図るための研修会の充実や保育所(園)、幼稚園、認定こども園の横の連携強化に取り組み、就学前教育・保育の質の向上、共通性の確保を図っていく必要があります。
 - ◎2025(令和7)年より、こども家庭庁の「新たな継続的な見える化の制度」が施行され、保育施設の職員の配置状況や、処遇改善状況等がこども家庭庁のシステム「ここdeサーチ」により公表されるようになりました。
- 教育保育施設**
- ◎教育保育施設は、情操や創造性を育むとともに、集団生活を通して社会性を養うなど、生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての重要な役割を担っています。
 - ◎3歳以上の幼児期において、幼児教育において育みたい資質・能力を一体的に育むことが求められています。

担当部署による課題解決と将来像の整理



施策2-1 就学前教育・保育

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-1-1 身近な地域での教育・保育の提供



2-1-1-①

「てだこ・こども若者計画」等に基づき、就学前の教育・保育の充実を図ります。



2-1-1-②

多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、認定保育園等の意向に応じて認定こども園への移行に対応します。

2-1-1-③

子どもたちの安全・安心で、人格形成の基礎を育むことのできる環境づくりに努めます。

2-1-2 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実



2-1-2-①

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。保育所(園)・認定こども園・小学校の連携を推進します。

2-1-2-②

臨床心理士等の専門職を配置し、施設巡回相談等も実施しながら、発達や教育・保育に関する相談等の支援体制の強化を図ります。特別な支援を要する幼児の受け入れを拡充します。

2-1-3 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成



2-1-3-①

質の高い教育・保育が提供できるよう、保育者の資質および専門性の向上を図ります。



2-1-3-②

ニーズに応じたきめ細やかな教育・保育が提供できるよう、保育士や保育教諭等の人材確保に取り組みます。

2-1-4 地域との連携を活かした教育・保育施設づくりの推進

2-1-4-①

家庭や地域と連携した子育て支援を行うため、地域や保護者に対し、就学前教育・保育に関する相談および情報を発信します。

2-1-4-②

未就園児やその保護者同士がともに交流し、相談ができる場を提供するなど、地域における幼児教育・保育の拠点として、子育て支援機能の充実を図ります。



2-1-4-③

地域の人材や教育資源等を活用した教育・保育活動、体験活動を充実します。



2-1-4-④

保護者や地域から信頼され、魅力ある就学前教育・保育施設づくりのため、自己評価等を行い、教育・保育活動や施設運営の改善・向上を図ります。

● 遊びを通じた総合的な指導



『お店屋さんごっこ』 協同性の育成



『戸外遊び』 健康な心と体の育成





『砂遊び』 思考力の育成



『自然とのかかわり』 知的好奇心の育成

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
 幼児教育資質向上研修会受講率 (対象:保育所(園)、幼稚園、認定こども園施設)	73% (令和6年度)	77% (令和12年度)
 Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、子育て支援・補助が手厚い」の平均値	3.1 (令和7年度)	3.3 (令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ● 浦添市教育振興基本計画 ● てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)

関連するSDGs



施策2-2 学校教育

施策のめざす方向

- 本市の子どもたちが、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、基礎的な知識・技能を身につけ、豊かな人間性や健康な体を育むことのできる教育の充実を図ります。
- 地域や保護者と連携をしながら、子どもたちの学ぶ意欲を高める環境づくりを行います。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国の新学習指導要領が2017(平成29)年度からの移行期間を経て、2020(令和2)年度より小学校において、2021(令和3)年度からは、中学校において、全面实施となりました。
- 新学習指導要領は、知識・理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことを目的として改訂が行われています。
- 2019(令和元)年より開始されたGIGAスクール構想は、「すべての子どもたちに個別最適な学びと協働的な学び」を実現するため、全国の小中学校等において1人1台端末の整備基盤を確立しました。この構想は、単なる教育施策に留まらず、Society5.0時代を生き抜く人材育成の基盤として、我が国の重要な教育インフラを形成する国策として位置づけられています。

学校教育の状況

- 本市では、子どもたちが「生きる力」を身につけ、将来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。
- 2025(令和7)年度に行った市民アンケートでは、総合計画の34施策のうち、本施策「2-2 学校教育」の重要度が3番目に高い結果となっており、学校教育に関するニーズが高い状況が見られます。
- 子どもたちの学習習慣の定着とともに、英語教育やキャリア教育、情報教育をはじめ、特色ある教育内容の充実にも努める必要があります。
- 「浦添市教育振興基本計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に加え、国際理解教育やSociety5.0への対応といった時代に即した人材の育成、また地域の歴史・文化財・環境、資源等を活かした教育機会の提供など、さまざまな授業、教育活動に取り組めます。
- 保幼こ小の連携、小中連携教育や小中一貫教育の推進など、子どもたちの学びを「つなぐ」ための取り組みが求められています。
- 急増している特別支援学級における教育体制の充実など、子どもたちが安心して、楽しく学校に通えるための支援体制の構築が求められています。

個に応じた支援

- 特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに応じた支援が求められています。
- 近年、子どもたちの規範意識の低下やたくましさの欠如とともに、いじめや不登校、非行など憂慮すべき状況が見受けられるため、早期かつ充分に対応できる体制構築に努める必要があります。
- 経済的理由によって就学困難な児童生徒への援助や、大学・大学院および専修学校への修学が困難な者に対する学資の貸与および給付など、市民ニーズに対応した支援が求められています。

学校給食の
状況

◎学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進や食育の推進を図りながら、すべての児童生徒が学校生活を楽しく安心して過ごすために安全性を優先して学校および調理場の施設、人員等の環境整備に努める必要があります。

学校施設

◎学校施設は、計画的な改築・改修・改善を行うとともに、時代に対応した設備等の整備が求められています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-2-1 確かな学力の向上と生きる力をはぐくむ教育の充実

2-2-1-①	確かな学力を定着させるために、児童生徒の学力状況をきめ細かく把握します。個に応じた教育内容や学習指導のより一層の工夫・改善を図ります。そのために教師と子どもの向き合う時間の確保に努めます。
2-2-1-②	発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の連携を充実するとともに、小学校から中学校への円滑な接続をめざし、指導方法等を共有しながら学びの連携を推進します。
2-2-1-③	キャリア教育を推進し、児童生徒が将来の夢を描き、目的意識と自己理解に基づく進路選択ができるよう「基礎的・汎用的能力」を育成します。
2-2-1-④	情報化時代の変化に対応できる人材を育むための児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、情報教育の充実に必要なICT環境を整え、教育の情報化に対応できる教職員のICT活用指導力の向上に努めます。
2-2-1-⑤	AET※の活用や国際協力機構沖縄センター(JICA沖縄)等との交流による外国語教育を推進し、コミュニケーション能力を育成します。
2-2-1-⑥	保護者や地域ボランティアの協力のもと、よりよい教育環境づくりに努めます。
2-2-1-⑦	特別支援教育の充実を図ります。そのために、特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、臨床心理士等による個々の特性にあった支援を行います。
2-2-1-⑧	教職員の専門性や資質向上を図るため、教育の動向を踏まえた研修の充実を図ります。

2-2-2 豊かな心と限りない創造性をはぐくむ教育の充実

2-2-2-①	子どもたちの「生きる力」を育む教育課程の改善充実を進めます。
2-2-2-②	豊かな人間性や創造性を育みます。そのために、地域人材や事業所、大学等の資源や自然環境を活かした体験学習や教育活動の充実を図ります。
2-2-2-③	郷土を愛するとともに、異文化交流や異文化体験を通して、国際社会を担う児童生徒を育成します。
2-2-2-④	道徳教育・人権教育を推進し、たくましく思いやりのある豊かな心を持つ子どもたちを育成します。

※ AET(Assistant English Teacher、英語指導助手)：小中学校での英語指導の補助や、異文化交流会における支援、その他英語に係る指導等を行います。

施策2-2 学校教育

2-2-2-⑤	「レインボー都市うらそえ宣言」に基づく性の多様性の尊重をはじめとした人権擁護の意識高揚を図るため、啓発機会や情報の提供に努めます。
2-2-2-⑥	基本的な生活習慣の確立をめざします。そのために、各学校、関係機関と連携して、保健・体育・安全指導の充実を図ります。
2-2-2-⑦	郷土料理や行事食等の給食提供および地産地消に努め、関係機関と連携して、食育授業や給食指導等により食育を推進します。
2-2-2-⑧	「子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書環境の充実を図ります。そのために、読み聞かせボランティアや各自事業と連携し、子どもの読書活動を推進します。
2-2-2-⑨	帰国・外国人児童生徒など日本語指導を必要とする児童生徒への日本語習得支援や相談支援を行います。
2-2-2-⑩	児童生徒等の教育上の問題や悩み、いじめなどに早期に対応します。そのために、教育相談体制の強化や環境の充実を図ります。児童会・生徒会の取り組み等を通して子ども同士の絆づくりを進め、互いに声かけしやすいような環境づくりを推進します。
2-2-2-⑪	不登校児童生徒の社会的自立をめざします。そのために、教育相談室、こども支援教室、自立支援室の充実を図ります。また、関係機関と連携しながら、保護者支援を推進します。
2-2-2-⑫	小中学校における、不登校・登校しぶり児童生徒等に対する教育相談活動の充実を図ります。

2-2-3 質の高い学校教育のための教育環境の整備・拡充

2-2-3-①	老朽化等による機能低下や今後新たに求められる機能等に対し、学校施設の計画的な改修・改善を図り、また、築年数や劣化状況に応じた整備を進めます。将来の児童生徒数の動向および学校規模の適正を考慮しながら計画的な施設整備を推進します。
2-2-3-②	地域住民にとっても身近な公共施設として、学校・家庭・地域社会との連携協力を促進します。そのために施設のバリアフリー化を図ります。必要に応じて他の施設との連携を図りながら、地域の教育拠点づくりに努めます。
2-2-3-③	安全安心な学校給食を提供するため、定期的な衛生管理や計画的な設備の更新に努めます。

2-2-4 地域とともにある学校づくりの推進

2-2-4-①	地域に開かれた特色ある学校、より信頼される学校づくりを推進します。そのために学校・家庭・地域の連携のもと、子どもや学校の抱える課題の解決に向けて取り組むとともに、「地域とともにある学校」をめざし、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の充実と発展を図ります。
---------	--

2-2-5 多様なニーズに対応する教育の推進

2-2-5-①	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図ります。
2-2-5-②	大学・大学院等への修学意欲はあるが、経済的な理由による修学困難者の経済的負担軽減を図ります。そのために、浦添市育英会の安定的な運営・奨学金制度の円滑化に努め、継続的な支援に取り組めます。

図表・写真等

異文化交流会



(資料) 学校教育課

中学生海外短期留学(太陽っ子短期留学)



(資料) 学校教育課

個別最適な学び



(資料) 学校教育課

協働的な学び



(資料) 学校教育課

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
全国学力状況調査 正答数D層の割合	小学校：28.3%(全国比-8.2)(令和6年度) 中学校：32.8%(全国比-9.0)(令和6年度)	全国平均値(令和12年度)
体育館空調設備整備着工校数	0校(令和6年度)	8校(令和12年度)
全国学力状況調査(小学校・中学校) 「これまでの授業では、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」に対し、肯定的な回答をする児童生徒の割合	小学校：77.2%(令和6年度) 中学校：80.7%(令和6年度)	小学校：85.0%(令和12年度) 中学校：85.0%(令和12年度)
全国学力状況調査(小学校・中学校) 「人が困っている時は進んで助けていますか」に対し、肯定的な回答をする児童生徒の割合	小学校：87.6%(令和6年度) 中学校：83.0%(令和6年度)	小学校：92.0%(令和12年度) 中学校：92.0%(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市教育振興基本計画
- 浦添市学校教育情報化推進計画
- 浦添市学力向上推進プラン
- 浦添市学校施設長寿命化計画
- 子どもの読書活動推進計画
- てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)

関連するSDGs



施策2-3 青少年健全育成

施策のめざす方向

- 青少年が地域社会の中で、心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭の教育力を高めるとともに、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。
- 青少年の交流や体験学習の機会の充実など、青少年団体等が活動できる環境を整備し、地域活動の活性化を促進します。
- 一人ひとりの状況に寄り添う相談支援体制の充実を図り、学校以外での活動場所の充実・確保に努め、利用を促進します。

施策を取り巻く環境

青少年健全育成の状況

- 青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、公共への参画を通して社会へ貢献するとともに、能力や適性等に応じて内外に活躍の場を広げていく大事な時期です。
- 激動する社会の中、本市の将来を担う青少年が自己の行動に責任と自覚を持ち、夢とチャレンジ精神旺盛な自立した人間に成長することは全市民の願いであります。
- 一方で、青少年は核家族化や保護者の多様な就労形態等により、家族とのふれあいや地域住民とのつながりが希薄化しつつあります。また、子どもの遊びは、異年齢間でふれあう機会が少なくなっています。
- このような地域社会においては、青少年のコミュニケーション能力や自立心の低下を招き、引きこもりや深夜徘徊、非行、いじめなどの要因となっていることが指摘されています。
- 行政をはじめ家庭・学校・地域社会・企業・各種団体、そして市民一人ひとりがそれぞれの立場で「愛の声かけ運動」を推進するなど、大人が意識的に青少年健全育成に関わることが強く求められています。
- 本市では、浦添市青少年健全育成市民会議や浦添市子ども会育成連絡協議会および浦添市青年連合会等との連携のもと、愛の声かけ運動をはじめ、非行防止、有害環境の浄化などに取り組んでいます。
- 国際感覚を身につけた人間性豊かな人材を育成することを目的とした中国泉州市と本市小中学生の交流、青少年活動の活性化を目的としたリーダー育成などを行い、青少年の健全育成と自立支援に努めています。

一人ひとりの状況に寄り添う相談支援体制

- 教育相談室・こども支援教室・自立支援教室の活動を通じ、個々の状況に応じた支援を行うとともに、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立をめざすことが出来るよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携を強化し、取り組みの充実を図ります。

図表・写真等

愛の声かけ運動・泉州市小中学生交流事業



(資料) こども青少年課

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-3-1 児童や青少年の居場所づくり

2-3-1-①	愛の声かけ運動など、家庭、学校、地域、企業、行政が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる機会や環境の充実を図ります。
2-3-1-②	子ども会、青年会等の青少年団体の体制強化を支援します。
2-3-1-③	浦添市青少年健全育成市民会議の充実を促進します。健全育成活動を行う関係団体や地域等との連携体制を強化します。
2-3-1-④	青少年の健全な育成に関する街頭巡回指導などの充実に努めます。青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為の防止、有害な環境の調査を行い、健全な地域づくりを進めます。

2-3-2 青少年団体活動の促進

2-3-2-①	青少年活動の活性化をめざします。そのために、リーダーの育成に努めます。また、青少年団体への加入の促進に努めます。
2-3-2-②	青少年団体のリーダーとしての健全な人格形成と資質の向上を図ります。そのために、青少年団体のリーダーを中心に、指導者養成の講習会や野外活動などを実施します。
2-3-2-③	青少年の体験・交流活動、社会活動などの機会の充実を図ります。青少年の育成活動を活性化させます。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
愛の声かけ運動の実施	6,035人(令和6年度)	6,200人(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問「自分のことを好ましく感じる」の10代の平均値	3.5(令和7年度)	3.7(令和12年度)
青少年リーダー講習会の実施回数／受講者数	31回／520人(令和6年度)	31回／520人(令和12年度)
不登校児童生徒のうち相談・指導等につながった児童生徒の割合	小学校:90.1%(令和6年度) 中学校:77.2%(令和6年度)	小学校:90.1%以上(令和12年度) 中学校:83.2%以上(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市教育振興基本計画 ●てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)

関連するSDGs



施策2-4 社会教育

施策のめざす方向

- 市民の学びに対する多様なニーズを踏まえた、だれもが生きがいを感じて、学習ができるよう、学習内容および推進体制の充実を図ります。
- 学習の成果がまちづくりや仲間づくりにつながる社会教育の充実を図ります。
- 地域と学校の連携協働により、市民の学びを教育活動に活かすことで、地域の教育力の向上と地域社会の活性化を図ります。
- 浦添市立中央公民館、浦添市立図書館、浦添市美術館、浦添市てだこホール等の社会教育関連施設間の連携を深めるなど、施設の運営充実に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、精神的な豊かさから幸福や生きがいをつめるウェルビーイングをめざすためには、生涯学習の重要性は一層高まっています。
- わが国では、国民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それをいかして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取り組みが進められています。
- 将来の予測が難しいVUCA*の時代において、学校・家庭・地域が連携協働して、地域全体で子どもたちの育ちと学びを支える体制の構築が求められています。

社会教育の状況

- 本市は「浦添市まちづくり生涯学習推進計画」の理念に基づき、「いつでも何度でもまなびに挑戦できるまち」の実現に取り組んでいます。
- 社会教育施設等では、各種講座を実施しており、市民の様々な学習活動・発表の場として活用されています。
- 地域活動で核となる人材育成をめざす「てだこ学園大学院」講座以外にも地域の諸活動に学生が主体的に参画する機会を設けるなど、多様な学習活動を行っています。また、障がい者の社会教育の支援にも努めています。
- いつでも、どこでも、だれでも参加できる社会教育活動の拡充を図ることと同時に、社会教育に関する情報を幅広い世代へ周知する必要があります。
- 市内全小中学校でコミュニティ・スクールが導入され、市民の学びが学校教育にいかされる基盤が整備されています。

※VUCA(ブーカ)：Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)という、4つの英単語の頭文字をとった造語。想定外のことが起きたり、目まぐるしく変化したりする予測困難な状態のこと。

地域と学校の
連携協働の
状況

- ◎市内全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域ボランティアによる学校活動支援と、コミュニティ・スクールとの一体的な推進を図っています。
- ◎放課後や週末には、市内小中学生を対象に、学校や自治公民館を活用した「放課後子ども教室」を実施し、学習・文化・体験・交流活動の場を提供しています。地域住民の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所の確保と健やかな成長を支えています。

社会教育施設

- ◎すべての市民がそれぞれの学習ニーズに応じた利用ができるよう、適切な整備に努める必要があります。
- ◎社会教育施設間の連携や情報提供システムの構築による効果的な情報発信が求められています。

浦添市立
図書館

- ◎浦添市立図書館は、生涯学習および課題解決の支援、多様化・高度化する市民のニーズや社会変化の対応に努めることが求められています。

● 学校支援ボランティアを通じて、
地域とのコミュニケーションのきっかけづくり

2010(平成22)年から、浦西中・当山小の2校を対象に、浦西中学校区学校支援地域本部事業を開始し、地域連携担当職員と地域コーディネーターが中心になって、地域の住民と連携し、退職教員や主婦・会社員・大学生・企業などを活用しながら、様々な学校支援を継続的に実施しています。具体的な例として、浦西中学校においては、朝の読み聞かせや部活動指導、当山小学校においては、登下校の見守りや読み聞かせ、環境整備に取り組んでいます。



施策2-4 社会教育

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-4-1 多様な価値観に対応した社会教育の推進

2-4-1-①	社会教育に関する情報の集約と広報の充実を図ります。そのために、県等の情報を活用した学習情報の提供を行います。
2-4-1-②	市民の主体的な学習活動の活性化を促進します。そのために、社会教育関係団体や学習サークル等の育成に努めます。また、学習成果がまちづくりに活かされる環境づくりに努めます。
2-4-1-③	市民の学習ニーズや浦添市の資源や特性を踏まえ、てだこ学園大学院や各種講座などの充実を図ります。
2-4-1-④	市民の学習活動を支援する指導者やボランティアの確保に努めます。そのために、てだこ学園大学院の卒業生も学習活動や地域活動の担い手として関わる仕組みづくりを行います。
2-4-1-⑤	学習活動を通じて公民館活動の活性化を促進します。そのために、若い世代から受講できる公民館講座と自治公民館講座等の充実を図ります。
2-4-1-⑥	「子どもの読書活動推進計画」に基づく読書活動推進として、読書環境の充実と移動図書館の運営の充実を図ります。
2-4-1-⑦	地域資料(浦添・沖縄)活用の推進として、浦添市に関する資料の収集、沖縄学研究および講座等の充実を図ります。

2-4-2 地域と学校の連携・協働体制の構築

2-4-2-①	地域学校協働活動推進員の配置や地域ボランティアの確保・活用による学校活動支援を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図り、学校を核とした地域づくりに努めます。
2-4-2-②	放課後子ども教室の開設と運営の充実を図るとともに、活動を支える地域ボランティアの確保と育成、体制強化に努めます。

2-4-3 社会教育施設の整備

2-4-3-①	生涯学習の拠点として、すべての人に快適に利用していただけるよう、社会教育施設の整備に努めます。
2-4-3-②	社会教育施設間の連携を深めて、連動性のある効果的な事業展開を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
地域学校協働活動推進事業ボランティア延べ人数 (実人数)	14,432人(令和5年度) (実人数：678人)	18,400人(令和12年度) (実人数：1,050人)
放課後子ども教室設置数	21教室(令和6年度)	27教室(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、学びたいこと を学べる機会がある」の平均値	3.2(令和7年度)	3.5(令和12年度)
中央公民館講座の年間開催数	66回(令和6年度)	67回(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市教育振興基本計画
- 浦添市まちづくり生涯学習推進計画
- てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)

関連するSDGs



施策2-5 スポーツ

施策のめざす方向

- すべての市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるように、活動メニューを拡充します。
- 地域が主体となりスポーツを行うことができるよう、スポーツ・レクリエーションの場や環境を整備します。
- トップアスリートと市民の交流、参加者同士の交流など、スポーツコンベンションの推進を図ります。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持増進などに重要な役割を果たすとされており、豊かな心を育むことができます。また、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。
- わが国は、2011（平成23）年に「スポーツ基本法」を制定し、2022（令和4）年度に策定された第3期スポーツ基本計画においては、多様な主体におけるスポーツの機会創出、DXの推進、スポーツの成長産業化、地方創生、スポーツを通じた共生社会の実現などに取り組むとしています。

スポーツ・レクリエーション等の状況

- 本市では、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営み、自己実現が図れるよう「浦添市スポーツ推進計画」に基づき、市民の生涯スポーツの取り組みを推進しています。
- 本市では、浦添市スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携しながら市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。
- すべての市民が、ライフステージに応じてスポーツ習慣を身につけ、地域で主体的にスポーツ・レクリエーション活動が行えるよう、支援体制の強化が求められています。
- スポーツ指導者の確保・育成に努めつつ、誰もが気軽に取り組むことのできる新たなスポーツ・レクリエーションの普及や各種教室の開催が求められています。
- 「てだこウォーク」は県外からの参加者もいるため、地域商店街とも連携した多彩なイベントも同時開催することで、観光振興につなげる必要があります。

スポーツコンベンション

- 本市では「浦添市ハンドボール王国都市宣言」を行っています。
- 全国規模のスポーツ大会やイベントの開催、ハンドボールをはじめとするプロスポーツの大会の開催、キャンプの誘致など、スポーツコンベンションのさらなる推進が求められています。
- スポーツ交流イベントは、観光誘客にも寄与することから県内外向けの広報活動をさらに強化する必要があります。

社会体育施設



- 市民の生涯スポーツ活動を支える場として、社会体育施設の整備を適宜進めています。
- 市民だれもが利用できるよう、老朽化対策を含め、計画的に整備を行う必要があるとともに、利便性を高める情報発信が求められています。

高齢者のスポーツ参加



- 高齢者の多くはデジタルより紙媒体や自治会の掲示板といった「慣れたチャンネル」で情報を得る傾向が強く、周知方法によって情報が届く対象者に大きな差が生じる状況にあります。また、移動手段や健康面への不安から興味があっても参加に踏み出せない傾向が見られるなど参加行動に影響する環境要因が存在しています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-5-1 多様なスポーツの総合的な推進

	2-5-1-①	市民の健康増進につながる「てだこウォーク」を開催します。また、県内外への広報を強化してスポーツ交流イベントとして充実も図ります。
	2-5-1-②	だれもが気軽に取り組むことができる生涯スポーツ社会をめざします。あわせて、浦添市スポーツ協会、スポーツ少年団等の活動の支援を図ります。
	2-5-1-③	新たなスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。そのために、多様なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
	2-5-1-④	高いレベルのスポーツを観戦する機会やトップアスリートとの交流機会を創出します。そのために、市民のスポーツに対する関心を高める環境づくりに努めます。

2-5-2 スポーツ環境の整備・充実

	2-5-2-①	市民ニーズを踏まえて、だれもが利用できるユニバーサルデザインの視点に立ったスポーツ・レクリエーション施設の充実に努めます。
	2-5-2-②	市民の身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設の開放を推進します。
	2-5-2-③	各種スポーツ教室や各種大会など、スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供を行います。
	2-5-2-④	スポーツ・レクリエーション活動の推進体制の拡充を図ります。そのために、浦添市スポーツ協会、スポーツ推進委員等と連携してスポーツ指導者、スポーツボランティアの確保・育成に努めます。
	2-5-2-⑤	民間活力を導入しながら、だれもが楽しめる、魅力あるスポーツ観戦の場の充実に努めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
 てだこウォークの参加者数	6,023人(令和6年度)	7,000人(令和12年度)
 体育施設利用者数	415,211人(令和6年度)	1,090,000人(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市教育振興基本計画 ●浦添市スポーツ推進計画

関連するSDGs



施策2-6 文化芸術

施策のめざす方向

- 「浦添市文化芸術振興事業長期計画」を踏まえ、芸術・芸能・音楽などあらゆる分野で、「つなげる、はぐくむ、ささえる市民文化芸術」を推進します。
- 市民参画による文化芸術の振興とともに、地域等に伝わる伝統芸能や行事を次世代へ継承する活動を推進します。
- 浦添市美術館、浦添市てだこホール等の文化芸術施設について、市民ニーズに応じた機能の充実、利用促進を行うなど、文化・芸術に親しむ機会の創出や場の充実に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 文化・芸術活動は、人々が心豊かに暮らすために欠かせない重要な要素です。
- わが国の文化政策の動向として、「多目的施設提供」から「文化芸術の継承・創造・発信」へとハード面からソフト面へ転換されつつあります。
- 芸術（音楽・演劇・芸能）を享受しにくい立場の人々への積極的なアウトリーチ（日頃、文化・芸術に触れることの少ない住民に対して文化・芸術を体験できる機会を提供する）事業の展開が求められている一方で、アウトリーチ後、ホールや劇場へ足を運ぶための仕組みづくり（インリーチ活動）についても必要となっています。
- 現代の高齢者は、必ずしも伝統文化だけではなく、デジタルアート、手芸・工芸、映画、演劇、鑑賞など多様な趣味や関心を持っており、ライフスタイルや価値観は多様化しています。

文化・芸術活動の状況

- 本市は、浦添市美術館、浦添市てだこホール等で、文化芸術振興として各種公演や事業を展開するなど、市民の文化芸術活動の機会を創出しています。
- 本市は、「浦添市文化芸術振興事業長期計画」に基づき、浦添市文化協会および浦添市こども文化連盟太陽樹（ていだーじゅ）と連携して市民の音楽活動事業、舞台演劇の発表事業、伝統文化の継承事業、文化芸術の鑑賞事業などを通じて、市民の文化芸術の振興に努めています。
- 市内では、各種サークルや団体等による文化芸術活動も活発に展開されています。
- 本市には沖縄芸能の保存振興を図ることを目的として「国立劇場おきなわ」が立地していますが、当劇場との連携した取り組みの充実が課題となっています。
- 沖縄の春を彩る県内最大の美術・工芸公募展「沖展」の開催に引き続き協力し、文化芸術の創出に努めていきます。
- 今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、気軽に参加し活動できる環境づくりを進める必要があります。
- 文化団体の育成・支援および団体間の連携の充実が求められています。

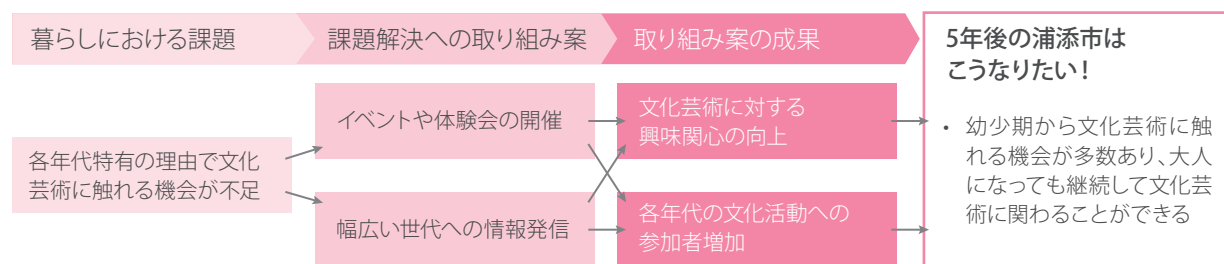
文化施設の運営

- 浦添市美術館、浦添市てだこホール等は市民ニーズに対応した施設運営を実施する必要があります。

浦添市美術館

- 常設展の充実や企画展の開催、体験事業等を引き続き推進しながら、琉球漆器の歴史や文化、伝統工芸の魅力を発信し、文化芸術の振興に努める必要があります。

担当部署による課題解決と将来像の整理



図表・写真等

組踊おでかけワークショップ



(資料)文化スポーツ振興課

小学校団体見学の様子



(資料)浦添市美術館

施策2-6 文化芸術

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-6-1 浦添らしい特色ある文化芸術活動の推進

- | | |
|---------|---|
| 2-6-1-① | 浦添らしい特色のある文化を育むため、地域の伝統芸能や文化芸術活動の支援を図ります。 |
| 2-6-1-② | 市民の主体的な文化芸術活動の充実を促進するため、浦添市文化協会や浦添市こども文化連盟太陽樹(ていだーじゅ)等の支援を図ります。 |
| 2-6-1-③ | 浦添市でだこホールや市文化施設を拠点とし、魅力ある文化芸術事業を展開します。 |
| 2-6-1-④ | 子どもから高齢者までの幅広い世代が、多様な文化芸術の鑑賞機会や活動の成果を発表する機会の充実に努めます。 |
| 2-6-1-⑤ | 「浦添市文化芸術振興事業長期計画」を基本理念とし、計画的に文化芸術振興事業を展開します。 |

2-6-2 文化施設の活用と連携

- | | |
|---------|---|
| 2-6-2-① | 計画的な施設管理の改善および効率化に努めます。同時に市民および利用者等の意見を踏まえ、気軽に利用できる利便性の高い文化施設のあり方を検討します。 |
| 2-6-2-② | 国立劇場おきなわとの連携を図り、沖縄が誇る伝統文化の継承、普及、発信に努めます。 |
| 2-6-2-③ | 市民や県内外の利用者ニーズを踏まえた活動を展開し、浦添市美術館の利用を促進します。また、学校・社会教育施設との連携や、漆芸の美術館という特色を活かした常設展や企画展の充実を図ります。 |

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
浦添市美術館常設展年間観覧者数 (企画展共通チケット利用を除く)	6,586人(令和6年度)	9,000人(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市教育振興基本計画 ●浦添市文化芸術振興事業長期計画

関連するSDGs



施策2-7 文化財

施策のめざす方向

- ◎国指定史跡浦添城跡をはじめ、市内に所在する文化財の保護・継承と整備・活用に努め、歴史と文化を日常的に感じることができるまちづくりを進めます。
- ◎文化財や民俗芸能、歴史的資料などに関する情報を積極的に提供し、市民が歴史と文化に親しむ機会の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

文化財の状況

- ◎本市には、浦添城跡(国指定)や浦添貝塚(県指定)などの史跡や、地域に根差した民俗芸能として貴重な獅子舞や棒術など、82件の国、県、市の指定文化財があります。
- ◎2019(令和元)年に、「琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な『琉球料理』と『泡盛』、そして『芸能』」をストーリーとして、浦添市や那覇市の文化財が日本遺産に認定されています。構成する文化財は、那覇市14件、浦添市11件、共同5件の計30件となっています。
- ◎市内に残された数多くの歴史・文化遺産を後世に伝えるため、文化財の調査と整備を継続して実施するとともに、獅子舞、棒術等の民俗芸能の保存・継承活動を支援するなど、文化財の適切な保護・継承と整備・活用が求められています。
- ◎「浦添市史」および「琉球王国評定所文書」、「浦添市移民史」の普及や、その成果を活かして字誌づくりへの協力を行うなど、歴史と文化を感じるまちづくりに努める必要があります。

浦添城跡

- ◎国指定史跡「浦添城跡」は、復元整備基本計画に基づき、四期にわけて復元整備を進めています。復元整備は発掘調査で検出された遺構等を根拠として、史跡浦添城跡整備委員会において審議・検討し、文化庁および沖縄県教育庁の指導のもとに進めています。

中頭方西海道・ 普天満参詣道

- ◎中頭方西海道(なかがみほうせいかいどう)及び普天満参詣道(ふてんまんけいみち)は、保存活用計画および整備基本計画を踏まえ、琉球王国時代の「歴史の道」として整備し、併せて、その周辺に残る文化財の整備を推進していく必要があります。

浦添グスク・ ようどれ館/ 浦添市歴史に ふれる館

- ◎「浦添グスク・ようどれ館」や「浦添市歴史にふれる館」において、市内の遺跡発掘調査で得られた出土遺物や市民から寄贈された民具などの歴史・考古・民俗資料等を活用した学習の場を提供するとともに、「うらおそい歴史ガイド」とも連携して歴史・文化の情報を発信するなど、多くの人々が浦添市の歴史・文化、自然等に親しみ、学ぶことのできる環境づくりを推進することが求められています。

図表・写真等

浦添城跡見学会の様子(令和7年度)



(資料)文化財課

姿を現した浦添城跡の南側城壁



(資料)文化財課

新たに発見された浦添城跡の南側城壁



(資料)文化財課

地頭火又神(令和3年度整備)



(資料)文化財課

仲間遺跡発掘調査の様子



(資料)文化財課

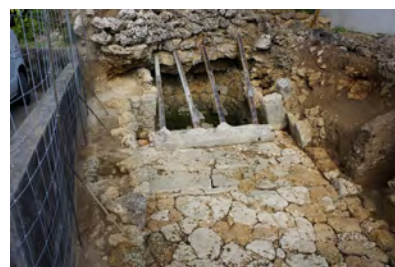
歴史ガイド活動状況(尚寧王の道を訪ねる)



(資料)文化財課

● 新指定の文化財! 「沢岬イリヌカー」

首里に近く、豊かな水田と川に恵まれた沢岬では、フナや川エビ、ウナギなどを食材として王府に納めていたという伝承があります。沢岬イリヌカーは王府からの急な依頼に備えてこれらの生き物を養っていたカーと伝わる市内で唯一の井泉です。沢岬と王府との繋がりが人々の創意工夫を感じられる貴重な文化財として2023(令和5)年4月7日に本市の史跡に指定されました。地域の歴史学習や観光資源としての活用が期待されます。



施策2-7 文化財

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-7-1 文化財の保護・継承と活用

2-7-1-①	市内の貴重な文化財を保護し、数多く後世に残し伝えることに努めます。そのために、文化財指定に向けた取り組みを積極的に推進します。
2-7-1-②	浦添城跡の第II期整備事業の継続により、遺構確認調査の成果に基づき、城壁等の復元整備を推進し、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」への追加登録をめざします。
2-7-1-③	埋蔵文化財の保護に努めます。そのために、各種開発事業と埋蔵文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく遺跡の適切な保存を図ります。
2-7-1-④	市内の遺跡で発見された出土品や寄贈された考古・歴史・民俗資料等の文化財を積極的に公開します。そのためには「浦添市歴史にふれる館」の活用推進を図ると同時に、文化財の適切な保存・活用のために施設の拡充をめざします。
2-7-1-⑤	牧港補給地区および返還地の文化財保護に努めます。そのために、国や県との連携のもと、牧港補給地区内の開発計画や返還計画等について情報収集し、埋蔵文化財保護の調整を円滑に進めます。
2-7-1-⑥	日本遺産を構成する文化財について、県内外への広報活動を推進し、活用に努めていきます。
2-7-1-⑦	浦添城跡や中頭方西海道及び普天満参詣道などの市内文化財と「浦添グスク・ようどれ館」の活用を推進します。
2-7-1-⑧	浦添市史や琉球王国評定所文書、浦添市移民史を広く市民へ普及します。そのために、関係資料については字誌づくりなどへの活用を促進します。

2-7-2 歴史と文化のいきづつまちづくり

2-7-2-①	浦添の歴史を日常に感じられる、「まちなみ」を創出します。そのために、歴史の道「中頭方西海道及び普天満参詣道」と沿線に残された文化財の整備を推進します。
2-7-2-②	市民・県民・観光客に対して、浦添の文化財をわかりやすく案内し、また本市の歴史・文化に関する情報を発信する人材を養成・育成します。そのために、定期的に「うらおそい歴史ガイド養成講座」を開講します。
2-7-2-③	地域の民俗文化を活かしたまちづくりを推進します。そのために、組踊や獅子舞、棒術などの無形民俗文化財の保存・継承活動を積極的に支援します。
2-7-2-④	市民の沖縄学に対する、新たなニーズに対応した講座を開設します。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
文化財指定件数	82件(令和6年度)	84件(令和12年度)
図書館沖縄学研究室所蔵写真等資料のデジタル化	3,500点(令和6年度)	4,000点(令和12年度)
浦添グスク・ようどれ館の入館者数	8,517人(令和6年度)	8,650人(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問「暮らしている地域は、文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい」の平均値	3.1(令和7年度)	3.5(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市教育振興基本計画
- 史跡浦添城跡整備基本計画
- 史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画・整備基本計画

関連するSDGs



施策2-8 国際交流・多文化共生・世界平和

施策のめざす方向

- 友好都市との市民レベルの親善交流や教育、産業などの多様な交流を推進します。
- 本市が構築してきた国際交流ネットワークの拡充・活用に努めます。
- 市民の異文化への理解を深めるとともに、外国人住民が住みやすいまちづくりを推進するなど、多文化共生社会の形成に取り組みます。
- 市内の戦跡等を活用した平和学習等に取り組み、市民の平和への意識の向上と次世代への平和継承活動に努めます。

施策を取り巻く環境

世界平和・国際交流の状況

- 世界の人々と友好や相互理解を深めていくことは世界の恒久平和につながります。
- 戦後80年が経過し、戦争体験世代が少なくなる中、体験者の語りに耳を傾けること以外の方法で、沖縄戦を知らない世代が歴史を引き継いでいくにはどうすればよいか、課題になっています。
- 本市は、世界各国の人材交流の拠点としての国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）の立地をはじめ、愛知県蒲郡市や中国泉州市との友好都市交流、さらに、平和都市宣言、核兵器廃絶宣言等を通じて、国際交流を基調とした平和なまちづくりの礎を築いています。また、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）研修員との交流や外国青年（国際交流員）招致事業、南米移住者子弟等による国際交流に取り組んでいます。
- 市民の交流体験が地域の活性化の契機となるよう、また、本市に滞在した研修生等が帰国後も浦添市との架け橋として活躍できるよう交流活動の充実を図る必要があります。

多文化共生の状況

- 国際交流協会と連携して、外国人住民等との交流を進め、子どもたちをはじめ、市民の国際性をさらに高める取り組みを進めています。
- 本市の外国人住民登録者数は徐々に増えており、身近な地域における国際化が進んでいます。
- 外国人が住みやすく、訪問しやすい環境整備に取り組み、多文化共生社会を構築することが求められています。また国際化は、多様な分野で加速することが予想されることから、それに伴う人材育成は課題となっています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

2-8-1 友好都市との交流促進

2-8-1-①

友好都市である中国泉州市および愛知県蒲郡市とのより一層の友好親善に努め、市民を主体とした相互交流活動を促進・支援します。

2-8-2 多文化共生社会の形成と国際交流・国際協力の推進

2-8-2-①

幅広い年齢層の市民が国際交流や異文化体験ができるよう、外国青年(国際交流員)による地域レベルでの国際交流活動などをおして、地域の国際化に取り組みます。

2-8-2-②

国際交流協会および民間国際交流団体との連携のもと、本市の特性を活かした市民の草の根的な国際交流活動を支援します。

2-8-2-③

外国語表示による情報発信や市役所窓口等での外国人への対応の充実を図り、外国人が住みやすいまちづくりを推進します。

2-8-2-④

国際交流協会と連携しながら、外国人住民が地域の一員として地域社会へ参加できるよう、コミュニケーション・交流等の機会の創出に努めるとともに、市民への多文化共生に関する理解の拡充に努めます。

2-8-2-⑤

人間性が豊かで国際性に富んだ人材の育成を図ります。そのために、中学生を海外短期留学へ派遣します。

2-8-2-⑥

国際協力機構沖縄センター(JICA沖縄)との協働により、市民の国際社会への理解と関心を高め、国際協力事業への参加促進に努めます。

施策2-8 国際交流・多文化共生・世界平和

2-8-3 本市と移住先国との「架け橋」となる人材の育成

2-8-3-①

南米の市出身者の子弟による、各種研修や地域交流等をとおして本市との架け橋となる人材の育成を図ります。

2-8-3-②

南米をはじめとする各国との国際交流の輪、人的、経済的ネットワークの拡大・拡充を図ります。そのために、南米移住者子弟受入研修修了者や南米市人会等とのネットワーク（架け橋）の活用を図ります。

2-8-4 世界平和への貢献

2-8-4-①

国や県、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）と連携して海外活動や支援に関する情報を提供し、市民の海外活動を促進します。

2-8-4-②

浦添市平和都市宣言・浦添市核兵器廃絶宣言の普及と啓発活動の充実を図り、市民の平和への意識の向上と平和なまちづくりを推進します。

2-8-4-③

戦争の歴史を風化させることなく平和の尊さを次世代へ継承していきます。そのために、激戦地であった前田高地を始めとした市内の戦跡地・写真資料等を活用した平和学習や県内外との平和交流事業の充実努めます。

● JICA研修員との交流「ふれあい講座」の開催

市民の国際理解促進を目的として、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）と浦添市国際交流協会が共同で「ふれあい講座」を実施しています。JICA研修員や県出身の海外協力隊経験者等が講師となって出身国・派遣国の生活や文化を紹介したり、ゲームや音楽を通じて参加者と交流するプログラムです。毎回多くの市民が参加し、国際理解や国際協力への理解を深める機会となっています。



● 平和の尊さを継承する「浦添市中学生平和交流事業」

浦添市中学生平和交流事業は、本市の平和行政の柱となっている「平和都市宣言」「核兵器廃絶宣言」の精神を高めるため、市内中学生等から成る「浦添市中学生平和交流団」を結成し、戦争および平和について研修を行います。研修は平和を希求する心を培い、次世代への平和の尊さを継承していくことのできる人材育成を目的としており、参加した中学生は、研修で学んだことを生涯学習イベント「まなびフェスタ」において発表し、平和への想いを広く発信しています。



重要業績評価指標(KPI)

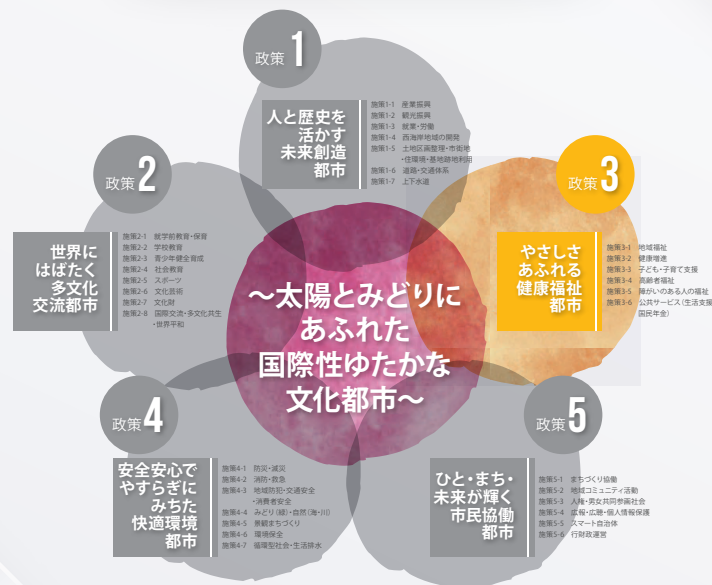
指 標	基準値	目標値・方向性
国際交流協会会員数	218人(令和6年度)	251人(令和12年度)
ピースメッセンジャー認定者数	111人(令和6年度)	171人(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「この地域には、どんな人の意見でも 受け入れる雰囲気がある」の平均値	2.8(令和7年度)	3.5(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市教育振興基本計画

関連するSDGs



第4章 部門別計画



- 施策3-1 地域福祉
- 施策3-2 健康増進
- 施策3-3 子ども・子育て支援
- 施策3-4 高齢者福祉
- 施策3-5 障がいのある人の福祉
- 施策3-6 公共サービス(生活支援・国民年金)

施策3-1 地域福祉

施策のめざす方向

- 一人ひとりや地域、社会福祉協議会、行政などがその役割(自助・互助・共助・公助の考え方)や世代、活動分野を超えて連携することによって、地域福祉活動の充実を図るとともに、保健、医療および福祉の連携による総合的なサービス提供体制の整備に努めます。
- 多様な人々が年齢や価値観、能力等の違いに関係なく社会参加を可能にすることができる地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインを基調にしたまちづくりを推進します。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 「地域共生社会」の実現に向けた市町村による包括的な支援体制の整備が求められています。整備手段の一つとして、国では重層的支援体制整備事業による地域と支援関係機関をつなぐ機能の構築を推進しています。
- 高齢化やライフスタイルの変化により、地域・家族・職場といった従来の助け合いの仕組みが弱まってきています。そのため、孤立を防ぎながら互いに認め合い、支え合う社会の構築が求められています。
- ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)について、勉強する時間が十分に取れない、相談できる人がいないなどの問題が実態調査により分かっています。学びの環境・相談環境などの充実、負担軽減に係る支援が求められています。

地域福祉の状況

- 本市は、社会福祉制度とノーマライゼーション*およびインクルージョン*の基本理念のもと、市民の安心・安全な地域での暮らしを支える保健、医療、福祉、住まい等の支援の充実や、すべての市民の自立と社会参加を地域の中で保障する地域福祉の考え方を実現していく必要があります。
- 本市は、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとするすべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、優しさに満ちた地域社会の実現をめざすため、「浦添市福祉のまちづくり条例」を制定し、2020(令和2)年10月1日から施行しています。また、地域での支え合いの仕組みを充実させ、地域福祉を効果的に推進するために「てだこ・ゆいぐるプランー浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画・浦添市再犯防止推進計画ー」を策定して、各種事業を具体的に位置づけています。
- 一人ひとりや地域、社会福祉協議会、行政などの役割(自助・互助・共助・公助の考え方)の連携によって、地域福祉の取り組みを進めていくことが求められています。

※ノーマライゼーション:障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の姿であるという考え。

※インクルージョン:年齢や性別、国籍、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること。

バリアフリー化等

●本市は、生活道路の整備や公共施設が改善している一方で、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしい環境が十分に整っていない状況もあり、誰もが等しく、自由に社会参加し交流ができる社会を実現するためにも、地域と一体となったバリアフリー化の推進と、ユニバーサルデザイン(UD)*を基調とした、人にやさしいまちづくりを進める必要があります。

市営住宅

●市営住宅については、住宅確保要配慮者の居住確保を支援するために、引き続き優遇措置による支援を図るとともに、戸数増加を検討していく必要があります。

※ユニバーサルデザイン(UD):障害の有無、年齢、性別、国籍、人権等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようにあらかじめ製品、建物、空間をデザインすること、そのような考え方。

図表・写真等

民生委員・児童委員のみなさん



(資料) 福祉総務課

施策3-1 地域福祉

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

3-1-1 地域保健福祉活動の充実

3-1-1-①	「てだこ・ゆいぐるプランー浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画・浦添市再犯防止推進計画ー」に基づき、地域で支える地域福祉社会の形成に向けた各種施策の展開を図ります。「てだこ・ゆいぐるプラン」は、必要に応じて計画の見直しを行います。
3-1-1-②	地域保健福祉活動の充実を図るため、民生委員・児童委員の確保に努め、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を強化します。
3-1-1-③	地域福祉活動の拠点として、各中学校区に設置されている「地域保健福祉センター」の充実を図ります。また社会福祉協議会と連携し、「中学校区コミュニティづくり推進委員会」や、より小さな単位での「行政区コミュニティづくり推進委員会」の活動の周知を行い、地域で支える福祉社会の形成を図ります。
3-1-1-④	ノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、地域コミュニティにおける福祉活動など、多様な交流を促進します。
3-1-1-⑤	地域福祉の重要な担い手であるボランティアの育成を図ります。そのために、活動の場の充実に努めます。

3-1-2 保健、医療、福祉サービス体制の整備・充実

3-1-2-①	身近な地域で気軽に相談できるよう、「地域保健福祉センター」での総合的な相談窓口の充実を図ります。また、公的な相談窓口や相談支援を行う事業所を周知するとともに、各種相談員との連携のもと、地域での相談体制の充実を図ります。
3-1-2-②	保健、医療、介護、福祉分野等、多職種の連携を促進します。そのために、医療機関等との意見交換会や多職種連携研修会を実施します。
3-1-2-③	浦添市医師会等と連携して、市民への医療・介護に関する情報提供、相談支援の充実に努めます。
3-1-2-④	公共施設や商業施設など市民が集まる施設のバリアフリー化を推進します。そのために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」および「浦添市福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインを基調とした、誰もが安心して快適に暮らすことのできる環境の整備、充実に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
民生委員・児童委員充足率	61.70%(令和6年度)	77.00%(令和12年度)
沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく建築計画の事前協議の適合・一部適合率(生活関連施設が対象)	66.6%(令和6年度)	80.0%(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、 介護・福祉施設のサービスが受けやすい」の平均値	3.3(令和7年度)	3.5(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- てだこ・ゆいぐるのプラン(浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画・浦添市再犯防止推進計画)

関連するSDGs



施策3-2 健康増進

施策のめざす方向

- 誰もがいきいきと健康で暮らせる社会を実現するために、市民の健康への関心を高め、健康づくりを促すとともに、誰一人取り残されない健康づくりと食育に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、支援体制の充実や各種健診等健康増進サービスの充実に取り組みます。

施策を取り巻く環境

生活習慣病・健康増進等

- 食習慣や運動習慣、喫煙や飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する生活習慣病は、重症化すると重大な疾患の要因となることや国民医療費にも大きな影響を与えていることから、国を挙げてその予防と改善のための取り組みが実施されています。
- 沖縄県においては、特に働き盛り世代の生活習慣病による死亡率が高く、また肥満者の割合が全国でも非常に高いですが、その状況は本市においても例外ではありません。
- 従来の健康づくり事業のみでは健康に関心が高い人はより健康に、そうでない人は取り残されている可能性があり、健康格差を広げる一因であることが指摘されており、健康になれる社会環境の整備について重要性が高まっています。
- 本市は、特定健診や各がん検診において、国の定める目標受診率を下回っていることから、ICT等のツールを活用した周知を図るなど、受診率の向上に取り組むことが求められています。
- 感染症予防については、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同じ分類になりましたが、今後も新興・再興感染症が懸念されることから、市民への迅速な情報提供と予防接種率の向上がますます重要となっています。
- 健康づくりを推進するにあたっては、身体の健康だけではなく、心の健康にも十分に配慮することが重要です。メンタルヘルスに不調を感じた本人やその家族が相談ができる体制の整備をしていくことが必要です。

図表・写真等

企業での健康講話

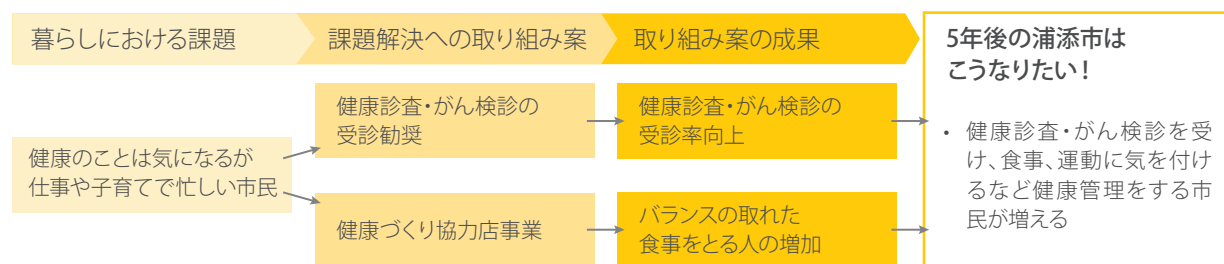


うらそえ健康づくり協力店



(資料)健康づくり課

担当部署による課題解決と将来像の整理



基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

3-2-1 健康づくり支援の充実



3-2-1-①	疾病予防や病気の早期発見・早期治療のために特定健診やがん検診等の受診率向上を図ります。また、健診結果に基づいた保健指導や生活習慣改善に向けた各種保健事業等の充実を図ります。
3-2-1-②	健康的な食環境の整備や受動喫煙防止対策、公共交通の利用促進等により誰もが健康になれる環境づくりに取り組みます。
3-2-1-③	リーフレットや市ホームページなど、多様な媒体を活用した意識啓発や相談機関の周知等により、「心の健康づくり」の充実を図ります。また、電話相談等によるこころの健康相談を行います。
3-2-1-④	感染症の予防意識啓発に努めます。そのために、予防接種法に基づく各種予防接種の実施等により、感染症の発生予防と市民の健康増進を図ります。
3-2-1-⑤	「健康・食育うらそえ21」や「データヘルス計画」等の計画に基づき、関係機関と連携し実効性のある保健事業を推進していきます。

重要業績評価指標(KPI)



指標	基準値	目標値・方向性
特定健診受診率	30.0%(令和6年度)	35.5%(令和12年度)
肥満者の割合 (特定健診受診者40~74歳)	男性44.3%、女性30.7%(令和6年度)	男性42.0%、女性26.0%(令和12年度)
健康寿命	男性79.3歳、女性84.1歳(令和4年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和10年度)

関連する主な個別計画等

- 健康・食育うらそえ21(第3次)
- 浦添市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- いのち支える第2次浦添市自殺対策行動計画

関連するSDGs



施策3-3 子ども・子育て支援

施策のめざす方向

- すべての子どもや若者が幸せに生活できるように、地域や社会全体で子どもたちを支える“こどもまんなか社会”をめざします。
- 地域や関係機関と連携し、地域における子育て支援の充実、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実、児童の健全育成等を推進し、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 妊娠、出産、育児期において、切れ目のない支援が行えるよう、各種相談の推進、健康診査および事後フォローの充実、各種教室への参加促進等を図ります。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 2025(令和7)年までの少子化対策の指針となる「第4次少子化社会対策大綱」が閣議で決定され、出産・子育てを希望する家庭への経済的支援のほか、不妊治療の費用負担軽減や児童手当の拡充の検討なども触れられ、経済的な課題にも取り組んでいくこととなっています。
- わが国は、子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会が大きく変化する中、出生率の低下による少子化が大きな課題となっています。

子ども・子育て支援の状況

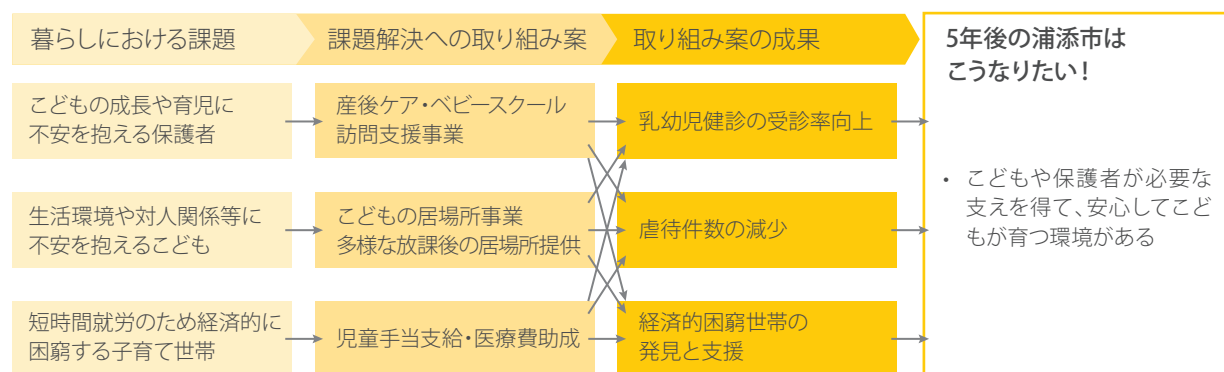
- 本市においても、出生率の低下による少子化が進展しており、子どもを安心して産み・育てることのできる環境づくりが求められています。
- 2025(令和7)年度に行った市民アンケートでは、総合計画の34施策のうち、本施策「3-3 子ども・子育て支援」の重要度が最も高い結果となっており、子育て支援に関するニーズが高い状況が見られます。
- 本市は「子どものまちでだこ宣言(2008(平成20)年)」、「てだこキッズファースト宣言(2015(平成27)年)」を行い、すべての子どもの健やかな成長と幸せを最優先に考え、子育てを応援するために、「てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)」を策定するなど、子育て支援や児童健全育成などの環境整備に取り組んでいます。
- 地域子育て支援施設(子育て支援センター、児童センター等)やファミリー・サポート・センター等を活用し、子育ての相談指導や相互扶助による子育て支援など、地域ぐるみで子育てを支えるまちづくりを進めています。
- 認可保育所整備や特定地域型保育事業の設置、認定こども園の移行等により、多様な教育・保育の受け皿確保を進めたことで、待機児童数は減少していますが、こども誰でも通園制度等、新たな提供体制の確保に取り組む必要があります。
- 学童クラブの公的施設の整備については概ね完了しています。今後は指定管理者制度の導入により更なる質の向上を図る取り組みを進めていきます。

母子保健

- 安心・安全な妊娠期間を過ごすことができるよう、「てだこ・こども若者プラン(第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、各種健診や訪問事業等、妊娠期から就学前まで切れ目のない母子保健事業の充実および地域に根ざした支援体制の基盤整備を進めていく必要があります。

子育て家庭等への支援・自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ●本市は、ひとり親家庭の子どもと親が安定した自立生活を送ることができるよう就業支援や経済的な支援を進めるための取り組みを推進しています。 ●病児・病後児への対応や発達支援児への対応等、求められるニーズが多様化しており、それらの課題に対応する保育サービスの充実を進めていく必要があります。 ●子育て中の保護者同士の交流促進や育児不安に対する相談対応等、地域で安心して子育てできる環境の充実を図っていく必要があります。 ●近年、児童虐待等に関する痛ましい報道がメディアを通して発信されている状況の中、本市においても、地域や関係機関と連携して、虐待防止の意識啓発や早期発見・早期対応に努めていく必要があります。
子どもの貧困	<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県における貧困世帯の割合は依然として高く、子どもの貧困対策に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。 ●貧困の連鎖を断ち切るために、ひとり親家庭をはじめ支援が必要な家庭に対し、就業支援、経済的支援、子どもへの教育支援等を行い、子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることのない社会の実現をめざす必要があります。

担当部署による課題解決と将来像の整理



● てだこキッズファースト宣言

「てだこキッズファースト宣言」は、「てだこキッズファースト宣言実行委員会」が呼びかけ、一人ひとりの大人としてのキッズファースト（こどもの幸福を最優先する）という自覚を確認し、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを進めることを宣言するという趣旨で、2015（平成27）年8月9日に宣言しました。市民一人ひとりが地域のことを考え、課題を共有し、課題解決のために行動を起こすことの意義は大きいものと考えます。このキッズファーストの思いを絶やさぬよう、市民、行政、それぞれの視点から『子どもの幸福を最優先する』とは何かを考え、共に「てだこキッズファースト」に取り組んでいきましょう。

てだこキッズファースト宣言大使
マスコットキャラクター






てだ子





施策3-3 子ども・子育て支援

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)



3-3-1 地域ぐるみの子育て支援の充実

	3-3-1-①	「てだこ・こども若者計画(浦添市子ども・子育て支援事業計画)」を推進するとともに、必要に応じて見直しを図ります。
	3-3-1-②	地域における子育て支援を強化します。そのために、ファミリー・サポート・センターの充実を図ります。
	3-3-1-③	学童クラブを充実させ、利用定員の適正化を図ります。また事業運営を支援するとともに、既存施設の環境改善に努めます。
	3-3-1-④	昼間保護者のいない障がい児の放課後の健全育成に努めます。
	3-3-1-⑤	児童の情操豊かな心身の健康増進を推進します。そのために、児童センター機能の充実と利用促進に努めます。
	3-3-1-⑥	子どもの貧困がない社会の実現をめざし、課題を抱えた子どもとその世帯の把握に努めるとともに、適切な支援やサービスの利用につながるよう支援体制の充実を図ります。



3-3-2 児童・子育て家庭への支援の充実

	3-3-2-①	地域での子育て支援の充実に努めます。そのために、育児不安に対する相談指導や子育て家庭同士の交流活動の支援等を図ります。また、地域子育て支援施設の利用促進および運営体制の充実に努めます。
	3-3-2-②	多様化、複雑化する児童の養育問題への対応や児童虐待等の早期発見・未然防止に努めます。そのために、こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健を一体的に実施し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。
	3-3-2-③	子育て家庭への支援を行います。そのために、児童手当の支給や医療費助成等を行い、家庭生活の安定を図ります。




3-3-3 多様な保育サービスの充実

	3-3-3-①	多様な保育ニーズに対応します。そのために、病児・病後児保育、発達支援児および一時預り保育、延長保育などの拡充を図ります。
	3-3-3-②	待機児童の解消に向けて、利用定員の調整や保育人材の確保に努めます。



3-3-4 母子・父子および寡婦世帯福祉の充実

	3-3-4-①	ひとり親家庭の子どもたちの健全育成および安定した生活に向けた支援として、児童扶養手当の支給や母子父子医療費助成等を行います。
	3-3-4-②	ひとり親家庭等の自立の促進に努めます。そのために、子育て支援、生活の支援、就業の支援、養育費確保支援や経済的支援の充実を図ります。

3-3-5 母子保健の充実

	3-3-5-①	乳幼児が健やかに育つ社会の実現をめざします。そのために、「てだこ・こども若者プラン（第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画）」に基づく、妊娠・出産・育児における母子保健事業を推進します。
	3-3-5-②	心身ともに健やかな子どもの出生を促進します。そのために、新生児・妊産婦訪問指導および妊婦一般健診、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期における親子の健康づくり等に対する切れ目のない支援の充実を図ります。
	3-3-5-③	乳幼児期の心身の発育発達面での経過や現状の把握に努め、適切な保健指導の充実を図ります。
	3-3-5-④	親子健康手帳交付時や乳幼児健診において妊娠期・乳幼児期からの口腔ケアの重要性を啓発するとともに、歯科医師等による保健指導を通して乳幼児のむし歯予防を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
 病児・病後児保育実施箇所数	2箇所(令和6年度)	4箇所(令和12年度)
 ファミリー・サポート・センター登録会員の活動件数	6,111件(令和6年度)	6,111件(令和12年度)
 学童クラブ定員	2,599人(令和6年度)	2,678人(令和12年度)
 学童クラブの待機児童数	37人(令和7年度)	0人(令和12年度)
 保育所等の待機児童数	35人(令和6年度)	0人(令和12年度)
むし歯のない3歳児の割合	87.2%(令和6年度)	89.0%(令和12年度)
全出生数中の低出生体重児の割合	11.0%(令和5年度)	10.0%(令和12年度)
 Well-Beingアンケート標準設問「私の暮らしている地域では、子育て支援・補助が手厚い」の平均値	3.1(令和7年度)	3.3(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問「私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる」の平均値	3.3(令和7年度)	3.4(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●てだこ・こども若者計画(第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画)

関連するSDGs



施策3-4 高齢者福祉

施策のめざす方向

- 高齢者が健康を保ち、住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らすことのできる社会をめざします。
- 高齢者が社会的役割を担うことで生きがいがづくりや地域の活性化につながるよう、地域活動活性化への支援や就労支援に取り組みます。
- 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援への支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現をめざします。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国の65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は29.3%（2024（令和6）年10月現在、高齢社会白書）と4人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎え、欧米諸国と比較しても高い水準であり、今後も高水準が続くと見込まれています。
- こうした背景のもと、国では高齢者の安定した生活を社会全体で支え合う介護保険制度を創設し、その後も制度の持続性や介護予防を重視するサービス拡大など制度の見直しを行うとともに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域での生活を支援する地域包括ケアシステムの充実を推進しています。

高齢者福祉の状況

- 本市は、「てだこ高齢者プラン（浦添市高齢者保健福祉計画・浦添市介護保険事業計画）」に基づき、健康づくりの取り組みや医療・介護ニーズへの対応など、すべての高齢者が自らの状態に応じて、自分らしい生活や活動が行えるまちをめざす取り組みを行なっています。
- 本市の高齢化率は21.6%（2025（令和7）年1月現在、住民基本台帳）と、全国と比較すると低くなっていますが、本市が独自に実施した将来推計では、2030（令和12）年には23.9%まで上昇し、市民の約4人に1人が高齢者になることが見込まれています。
- 高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、行政や市民、地域社会、さらには多様なサービス事業者との協働により、介護予防や生きがいがづくりをはじめ、高齢者の状態に合わせたきめ細かなサービスの提供や、それを実現する体制の充実が求められています。

介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が集う「地域の通いの場」の充実・強化を図り、高齢者の積極的な社会参加を促進し、重度化防止に努めることが求められています。
認知症ケア体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は認知症高齢者が増加していることから、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らすための支援等を行う必要があります。 ● 見守りSOSネットワーク等の充実、相談への早期対応、介護負担の軽減につながる支援等に努めることが求められています。
健康・生きがい創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉センター、かりゆしセンター等の施設を活用した、幅広い分野の講座を開催し、中高年齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援することが求められています。
成年後見制度等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守るため、成年後見制度に関する施策を総合的に推進する成年後見制度利用促進計画を策定しています。浦添市成年後見制度中核機関を設置し、支援体制整備に取り組んでいます。

● 浦添市在宅医療・介護連携支援センター URASSHII(うらっしー)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関等からの相談に対応する窓口を設置し、地域における医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進しています。



● 認知症サポーター養成講座

市民一人ひとりが認知症を理解し、認知症の人やその家族に偏見を持たず温かく見守る応援者(サポーター)となれるよう、認知症サポーター養成講座を行っています。地域住民や企業・学校などから、2008(平成20)年からの10年間で約1万人の認知症サポーターが誕生しています。



施策3-4 高齢者福祉

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

3-4-1 地域福祉サービス・介護予防の充実

3-4-1-①	地域包括ケア体制の構築を市民や事業者、関係機関と連携を図りながら推進します。そのために、地域包括支援センターを中核的な機関と位置づけ、高齢者が住みなれた地域で可能な限り継続して生活が送れるように、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供できるように取り組みます。
3-4-1-②	認知症ケア体制の充実に努めます。そのために、認知症サポーターの養成や活用、認知症初期集中支援、認知症カフェ等の実施を行います。
3-4-1-③	地域全体で高齢者を支え、高齢者自らが持つ力をできる限り活かし要介護状態になることを予防するため、身近な場所で健康維持や介護予防に取り組めるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
3-4-1-④	在宅高齢者の安全な日常生活の維持と自立を支援します。そのために、訪問サービス、通所サービスや在宅介護支援サービス等の充実を図ります。
3-4-1-⑤	身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、居宅での養護を受けることが困難な高齢者の養護老人ホームへの入所措置を図ります。
3-4-1-⑥	在宅介護を支援します。
3-4-1-⑦	高齢者の権利擁護の充実を図ります。そのために、成年後見制度等の利用支援に努めます。

3-4-2 社会参加と生きがいの創出

3-4-2-①	高齢者自らの生きがいづくりに向けた意識の醸成と自発的な活動を促進します。そのために、高齢者のニーズに応じた生涯学習講座等の多様なメニューを提供します。
3-4-2-②	高齢者のボランティア活動などへの参加を促進し、地域人材としての積極的な活用を図ります。そのために、浦添市社会福祉協議会や浦添市老人クラブ連合会等と連携に取り組み、高齢者のボランティア活動などへの参加を促進します。
3-4-2-③	「てだこ学園大学院」カリキュラムにおいて、世代間交流や地域間交流の機会の創出に努めます。
3-4-2-④	高齢者の生きがいづくりの拠点である「浦添市シルバー人材センター」と連携し、就労相談の充実と就労機会の創出に努めるとともに、高齢者の技術・技能向上を支援し、就労サービスに対応できる人材の育成を図ります。

3-4-3 介護保険制度の円滑な運営および介護人材の確保・定着

3-4-3-①	介護予防、介護保険サービスの充実および適正なサービス利用の促進に努めます。そのために、本人および家族の意向やニーズ、現在の状態を踏まえ、自立支援に向けた視点をもとにケアマネジメントを実施します。
3-4-3-②	円滑な認定業務および介護認定審査会の運営に取り組み、公平・公正な要介護認定に努めます。
3-4-3-③	適切な介護保険料を設定するとともに、収納率の向上に努めます。
3-4-3-④	介護人材確保・定着を図るため、効果的な施策の実施に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
浦添市シルバー人材センターの就労率	70.3% (令和6年度)	81.0% (令和12年度)
介護保険料収納率	98.53% (令和6年度)	99.14% (令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●てだこ高齢者プラン (浦添市高齢者保健福祉計画・浦添市介護保険事業計画)

関連するSDGs



施策3-5 障がいのある人の福祉

施策のめざす方向

- 障がいのある人が社会の構成員として、地域の中で自立し、ともに支え合い、ともに生きる地域共生社会をめざします。
- それぞれのニーズに対応した障害福祉サービスの提供に努めるとともに、居住支援や相談支援の充実、就労の場の拡充など、障がい者の社会参加の促進に取り組みます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 近年、わが国は障がいのある人が社会の構成員として安心して暮らすことができるよう、障害を理由とする差別の解消を推進することや権利擁護等の法・制度の整備が進められています。
- 沖縄県においても、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」を制定して、障がいのある人でも積極的に参加・貢献していくことができる社会の実現に向けた取り組みが進められています。

障がいのある人の福祉の状況

- 本市は、ノーマライゼーションおよびインクルージョンの基本理念を踏まえた、障がい者や障がい児が有する能力および適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行い、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。
- 本市は、「てだこ障がい者プラン(浦添市障害者計画・浦添市障害福祉計画・障害児福祉計画)」に基づき、各種障がい者福祉の施策を進めています。

相談体制

- 本市は「浦添市障がい者(児)基幹相談支援センター」を開設しており、一般相談委託事業所とも連携を密にしなが、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)といった障害の種類を問わず、障がいのある人とその家族からの相談内容に応じた支援に努める必要があります。

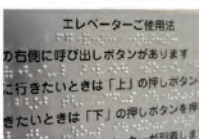
身体障害や難病等

- 身体障害や難病等による一定の機能障害に係る支援が必要な利用者のニーズに応じた、居宅介護など障害福祉サービスの支援に努める必要があります。

発達障害

- 発達障害の早期発見、学校教育における発達障がい児への支援など、保健、医療、福祉および教育機関等の連携による推進体制の更なる整備が求められています。

● コミュニケーション手段の紹介



点字

視覚障害者が指で触って読むようにした文字。六つの点を使って表記している。



音訳

文字や絵などの情報を音声化すること。



要約筆記

音声言語を文字にして表記する方法。手書きとパソコンによるものがある。



触手話

話し手が手話を表し、視覚障がい者がその手に触れて伝える方法。



手話

手の動きや顔の表情によって表現する言語。

- 聴覚・視覚障害** ●手話を含む意思疎通支援の環境拡充に努める必要があります。
- 就労等の支援** ●障がいのある人の就労に関するニーズに応えるために、身体機能や生活能力向上のための訓練費用や、企業等に対して障がい者雇用に関する支援策の周知や情報提供等の支援に取り組むことが求められています。
- 障がい者福祉の拠点** ●「サン・アビリティーズうらそえ」では、障がい者等の活動拠点として、指定管理者と連携して利用者の機能回復、健康増進に資する取り組みに努める必要があります。
●障がい福祉関連複合施設（ピアラルうらそえ）は、障がい者（児）に対する幼少期から成人期までの一貫性のある継続支援および地域の相談支援強化を目的とした中核的な福祉支援機関の拠点として、指定管理者と連携して地域の支援体制強化に努めます。
- 成年後見制度等の利用促進** ●認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守るため、成年後見制度に関する施策を総合的に推進する成年後見制度利用促進計画を策定しています。浦添市成年後見制度中核機関を設置し、支援体制整備に取り組んでいます。

図表・写真等

福祉教育の様子・障がい福祉サービスの日常



(資料)障がい福祉課

●浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」

2021（令和3）年4月にオープンした「障がい福祉関連複合施設（ピアラルうらそえ）」は、児童発達支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センターなどの機能を有する県内初の一体型複合施設です。「浦添市の障がい者（児）が安心して通え、相談できる場」、「浦添市の障がい者（児）を、みんなで「支える」体制を構築する場」等への期待に応えていきます。



施策3-5 障がいのある人の福祉

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

3-5-1 自立した日常生活の支援・社会参加の促進

3-5-1-①	障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を進めるために整備される地域生活支援拠点等の機能の整備、充実を図ります。
3-5-1-②	いつでも相談できる相談支援体制を強化します。そのために、基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点とし、総合的な相談支援の実施、地域の相談支援事業所に対する指導助言を行います。また、浦添市障がい者自立支援協議会を中心として、相談支援事業所や地域保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。
3-5-1-③	権利擁護に努めます。そのために、障がい者等のニーズに応じたわかりやすい情報提供や、成年後見制度中核機関を中心に、成年後見制度等の利用促進、周知等に努めます。
3-5-1-④	障がい者が地域の一員として安心して社会的自立生活を送れるように支援します。そのために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図り、施設入所者や長期入院者の地域移行を支援します。
3-5-1-⑤	障がい者の社会交流を促進します。そのために、スポーツ活動や芸術文化活動等の充実を図ります。
3-5-1-⑥	障がい者の雇用機会創出および就労訓練等の充実を図り、就労支援を進めます。そのために、企業等に対し障がい者雇用に関する支援策の周知や情報提供等を行います。
3-5-1-⑦	障がい者関係団体の自主的な活動や活動の周知等について支援します。
3-5-1-⑧	浦添市手話言語等条例に基づき、手話や要約筆記、音訳等による多様なコミュニケーション手段への理解および意思疎通しやすい環境づくりに努め、意思を伝えあう権利が尊重される社会を推進します。
3-5-1-⑨	障がい者(児)の社会参加を促進します。そのために、手話通訳や要約筆記など意思疎通支援、社会生活・余暇活動、通所・通学等の移動支援、日中の活動の場の確保などに取り組みます。
3-5-1-⑩	発達障がい者(児)のライフステージに応じた、総合的な支援体制の充実を図ります。また、その家族に対する支援も行います。

図表・写真等

浦添市パーキング・パーミット(身障者等用駐車場利用認定証)制度



3-5-2 介護・訓練等給付の充実

3-5-2-①	利用者や介護者の負担軽減に努めます。そのために、居宅介護、短期間の施設入所や児童デイサービス等の介護給付を推進します。
3-5-2-②	障がい者(児)の日常生活用具・補装具の給付事業を推進します。
3-5-2-③	障がい者(児)および介護者の経済的負担の軽減を図ります。そのために、自立支援医療、医療費助成、特別障害者手当等の充実に努めます。
3-5-2-④	障がい者の就労等の支援を図ります。そのために、身体機能や生活能力向上のための訓練費用等を給付します。
3-5-2-⑤	難病患者や小児慢性特定疾患児の生活支援を推進します。また、難病患者への障がい福祉サービスの情報発信に努めます。

3-5-3 福祉施設の充実

3-5-3-①	障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会等を提供する地域活動支援センターの充実に努めます。
3-5-3-②	「サン・アビリティーズうらそえ」の機能の充実や利便性の向上を図ります。そのために、障がい者の各種サークル活動や地域との交流、コミュニケーションの場として、活用するよう周知を図ります。
3-5-3-③	浦添市障がい福祉関連複合施設(ピアラルうらそえ)において、障がい者および障がい児に対する幼少期から成人期までの一貫性のある継続支援および地域の相談支援強化に努めます。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)利用者の一般企業への就労者数	13人(令和6年度)	18人(令和12年度)
地域移行支援の利用者数	3人(令和6年度)	7人(令和12年度)
多様なコミュニケーション手段への理解を深める講座(手話奉仕員養成講座、音訳講座、点訳講座、要約筆記)の年間修了者数	31人(令和6年度)	35人(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●てだこ障がい者(児)プラン(浦添市障害者計画・浦添市障害福祉計画・浦添市障害児福祉計画)

関連するSDGs



施策3-6 公的サービス（生活支援・国民年金）

施策のめざす方向

- 低所得者をはじめ、母子・父子および寡婦世帯の自立した生活を促進するため、それぞれの実態に即した生活支援施策の実施に努めるとともに、保健、医療、就労などに関して関係機関との連携を密にし、多様なニーズに対応できる総合的な相談指導体制の確立をめざします。
- 市民の健康・福祉の増進や老後の生活を支援するため、各種制度の啓発活動を強化し、運営の充実に取り組みます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国では、非正規雇用の増加や雇用情勢の変化、働き方の多様化など社会の変化により、従来のセーフティネットだけでは生活を支えきれない状況が生じています。そのため、生活困窮者自立支援制度による早期支援の重要性が増しています。

生活保護の状況

- 社会経済情勢の変化や高齢化の進展により、本市の生活保護状況は微増減を繰り返しています。
- 世帯類型別の構成比を見ると高齢者世帯の占める割合が最も高く、障がい者世帯の割合も高い傾向にあります。そのため、保健、医療および就労問題など多方面からの対策が求められています。

各種保険等の状況

- 国民健康保険制度、介護保険制度、国民年金制度等は、国民の健康や安定した暮らしを支える上で重要な公的サービスです。
- しかしながら、高齢化の進展や医療の高度化等による医療費・介護費の増大など、適正な運営を揺るがしかねない大きな課題を抱えており、収納率の向上や医療費・介護給付の適正化等を含め、財政運営の健全化に引き続き取り組む必要があります。

図表・写真等

自立サポートセンター・てだこ未来

仕事や生活などで お悩みの方へ

ひとりで悩まず、ご相談ください

相談
無料

秘密
厳守


仕事や住まい、生活の不安がある方を
サポートします！

お金や仕事、家庭に不安や困りごとがある方は、まずは「てだこ未来」へご相談ください。専門の支援員が、どのような支援が必要か一緒に考え、関係機関と連携し、解決へのお手伝いをいたします。

- ・家賃や引越し費用が払えない
- ・収入や貯金が少なく生活が苦しい
- ・なかなか仕事が見つからない

- ・ずっと働いていないので就職が不安
- ・公共料金を滞納している
- ・ひきこもりについて相談がしたい

etc...



<対象者> ・浦添市に居住している方で生活にお困りの方
 ・生活保護を受給されていない方

●お問い合わせ●

自立サポートセンター・てだこ未来

直通：(098)875-5065

代表：876-1234(内線：3525・3527)

受付時間 / 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時

※土日・祝祭日、年末年始、敬老の日をのぞく

(資料) 包括支援体制準備室

基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

3-6-1 生活困窮者への支援

3-6-1-①	2021（令和3）年1月に施行された被保護者健康管理支援事業により、多くの健康課題を抱えている被保護者に対し経済的自立のみならず日常生活自立・社会的自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行うとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進します。
3-6-1-②	生活保護世帯および生活困窮世帯の就労意欲向上や就労支援を図り、生活保護世帯および生活困窮世帯の自立を促進します。そのために、就労相談・指導の強化やハローワークとの連携等を図ります。
3-6-1-③	低所得者の自立の促進に努めます。生活困窮者自立支援事業を活用し、市の相談窓口である自立サポートセンター・てだこ未来を中心として生活困窮者の生活基盤安定に向けた支援を強化し関係機関と連携します。
3-6-1-④	生活困窮世帯（生活保護世帯も含む）の子どもとその保護者への支援を学校現場や関係機関と連携し、自立や生活基盤の安定に向けた支援の強化を図ります。

3-6-2 国民健康保険制度等の円滑な運営等

3-6-2-①	国民健康保険制度への更なる理解と周知徹底を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
3-6-2-②	増加する医療費の適正化を図ります。そのために、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上やレセプト分析等により、健康課題を明確にし保健事業の実施に努めます。
3-6-2-③	後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、窓口事務や保険料徴収事務の適切な実施に努めます。

3-6-3 国民年金制度の周知

3-6-3-①	市民の年金受給権の確保に努めます。そのために、年金加入促進を通して、若年者層の年金意識の向上や低所得者等への保険料免除制度の周知を図ります。
---------	--

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値・方向性
国民健康保険税収納率	93.67%（令和6年度）	94.00%（令和12年度）

関連する主な個別計画等

- 「てだこ・子ども若者計画（浦添市ひとり親家庭等自立促進計画）」
- 浦添市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

関連するSDGs



第4章 部門別計画



- 施策4-1 防災・減災
- 施策4-2 消防・救急
- 施策4-3 地域防犯・交通安全
・消費者安全
- 施策4-4 みどり(緑)・自然(海・川)
- 施策4-5 景観まちづくり
- 施策4-6 環境保全
- 施策4-7 循環型社会・生活排水

施策4-1 防災・減災

施策のめざす方向

- 市民の生命、身体および財産を災害などから守るために、「浦添市地域防災計画」に基づき市民、行政、関連機関が連携した防災体制の充実を図ります。
- 公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりをめざします。

施策を取り巻く環境

国内の自然災害の状況

- わが国は、その自然的条件から、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火等、多種の自然災害が発生しやすい特性を有しています。特に、近年では、時間雨量50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化しています。
- 大規模な地震も頻繁に発生しており、特に、甚大な人的・物的被害が予想される南海トラフ地震および首都直下地震については、今後30年以内の地震発生確率が、南海トラフ地震は60%~90%程度以上、首都直下地震は70%程度と非常に高い確率で予想されています。
- 国では、このような大規模自然災害等から国民の生命や財産を守るとともに、経済や社会への被害を最小限にして、迅速に回復する「強さとしなやかさを備えた国づくり」を進めていくため、2014(平成26)年6月3日に「国土強靱化基本計画」を閣議決定し、2023(令和5)年7月28日には関連法の改正や策定後の災害から得られた貴重な教訓等を踏まえて改訂がなされています。基本計画や毎年度策定している年次計画の取り組みは、定量的な指標により進捗を管理しています。
- 沖縄県においても、大規模自然災害等に備え、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するため、「沖縄県国土強靱化地域計画(2019(平成31)年3月)」を策定しており、本市においても2022(令和4)年度に「浦添市国土強靱化地域計画」を策定しています。

防災・減災の状況

- 本市では、総合的・計画的な防災情報行政を推進するため、「浦添市地域防災計画」に基づく防災体制の充実等に取り組んでいます。
- 災害に強いまちづくりを今後とも進めるために、自助・共助・公助の精神のもと、それぞれの連携と適切な役割分担により防災対策を講ずることが重要であり、行政をはじめ、市民、地域、事業所等においても防災体制の充実・強化が求められています。
- 本市では、2023(令和5)年度より、防災マップを電子化した「うらそえマップ」を提供しています。

浦添市国民保護計画

- 浦添市国民保護計画については、2007(平成19)年に作成していますが、沖縄県国民保護計画の変更や現在の社会情勢等を踏まえ、修正等に取り組んでいます。

避難行動
要支援者

●高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援体制づくり等が課題となっています。

自主防災組織

●地域においては、あらゆる災害に対応できるよう、自主防災組織の立ち上げを促進していますが、41自治会のうち8自治会にとどまっています。そのため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域住民等による自主防災組織の結成を一層促進する必要があります。

不発弾

●不発弾については、市内のほぼ全域から発見されており、その都度撤去作業を行っています。今後も関係機関と連携し、安全かつ適切に対処します。

建物の
耐震化・
不燃化

●本市は、戦後の急激な都市化の中、土地区画整理事業等の社会インフラ整備、民間による団地開発などが進められ、市街地が形成されてきました。老朽化に伴う建て替え等も進んでいますが、まだ耐震化・不燃化の不十分な建築物等があります。

救急車両の
通行

●密集市街地では緊急車両の通行等が困難などの課題があります。

土砂災害

●本市には、崖崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがある区域が市内全域に複数箇所あるため、沖縄県と協力し、地域住民が土砂災害を警戒し、避難に備えることができるよう危険の周知を図る必要があります。

図表・写真等

出前講座の様子1



(資料)防災危機管理課

施策4-1 防災・減災

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-1-1 地域防災対策等の充実

4-1-1-①	総合的・計画的な防災情報行政を推進します。また、「浦添市職員初動マニュアル」や「避難所開設・運営マニュアル」の修正等を適宜行い、より迅速で的確な防災体制の充実強化を図ります。
4-1-1-②	地域防災体制や広域的な応援・支援体制の拡充に努めます。そのために、関係機関との災害時における連携を強化します。
4-1-1-③	地域防災力の向上を図ります。そのために、自治会や各種団体・企業・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災リーダーの育成を促し、自主防災組織の結成促進を図ります。
4-1-1-④	「浦添市災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、浦添市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、ボランティア団体等民間の福祉団体および防災関係機関との連携により、災害時の避難行動要支援者の把握および個別計画の作成など支援策の充実に取り組みます。
4-1-1-⑤	災害時における民間事業者とより一層の連携強化を図ります。そのために、民間ビルとの津波避難ビル指定協定、関係事業所との物資等の供給協定締結などを促進します。
4-1-1-⑥	災害拠点病院を中心とした災害医療体制の構築に努めます。
4-1-1-⑦	市民に防災情報を提供できる環境づくりに努めます。「うらそえマップ(防災マップ)」の更新のほか、迅速な気象情報等の収集・伝達に努めます。
4-1-1-⑧	不発弾の撤去は、安全性を最優先に対処します。また、「浦添市国民保護計画」を見直すとともに、同計画に基づき危機発生時における適正な運用を図ります。

4-1-2 災害に強い土地利用・都市基盤の整備

4-1-2-①	市街地の防災力の向上を図ります。そのために、関係機関・団体と連携し、民間住宅の耐震化を促進します。また、災害時の円滑な避難のため、指定緊急避難場所等の拡充に努めます。
---------	---

図表・写真等

出前講座の様子2



(資料) 防災危機管理課

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
自主防災組織数	8件(令和6年度)	17件(令和12年度)
防災出前講座および防災訓練の開催回数	27回(令和6年度)	27回(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、 防災対策がしっかりしている。」の平均値	2.9(令和7年度)	3.3(令和12年度)
避難行動要支援者の個別避難計画作成件数	129件(令和6年度)	1,520件(令和12年度)
個別避難計画の作成支援等に関する 関係機関との協力協定締結数(団体数)	0件(令和6年度)	80件(令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市地域防災計画
- 浦添市国民保護計画
- 浦添市国土強靱化地域計画
- てだこ・ゆいくぐるプラン(浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画・浦添市再犯防止推進計画)

関連するSDGs



施策4-2 消防・救急

施策のめざす方向

- 災害や事故が発生した際に、市民の生命、身体、財産の保護を迅速かつ的確に行うために、消防・救急体制の充実、市民の救急対応能力の向上、広域的な対応体制の構築など、総合的な消防力の拡充強化に努めます。

施策を取り巻く環境

本市の都市環境

- 沖縄都市モノレールの延長開業に伴う本市東域の地域開発や、沖縄西海岸道路の整備に伴う本市西域の都市機能の向上、さらには牧港補給地区返還後の同地区の開発・発展が見込まれる等、本市の都市構造が大きく変わる可能性があります。
- 都市機能の向上に伴って、災害も複雑化・多様化・拡大化することが想定されます。
- 市民の生命・身体・財産を守るための消防力の充実、強化が必要になっています。

消防の状況

- 沖縄都市モノレールの延長開業や沖縄西海岸道路の整備、建築物の高層化や多用途化などにより、災害や事故等の態様が複雑多様化しています。
- 消防車両および老朽化した消防資器材等については更新を図る必要があります。
- 都市環境の変化に伴い、消防施設等の整備（消防庁舎の適正配置等）も検討する必要があります。
- 災害時における他市町村、沖縄県、その他関係機関との連携体制の構築に取り組む必要があります。

火災発生件数

- 本市の近年の火災発生件数は年間20件前後で推移しています。
- 本市においては、既成市街地内の住宅密集地の問題に加え、都市化の進展に伴う中高層建築物や複合施設の増加等により、都市火災の潜在的な危険性が高まりつつあり、その対応が求められています。

消防団員

- 沖縄県における消防団員の数は全国的にみても極端に少なく、本市においても、地域防災力の中心的役割を担う消防団員の確保に苦慮している状況があります。

救急の状況

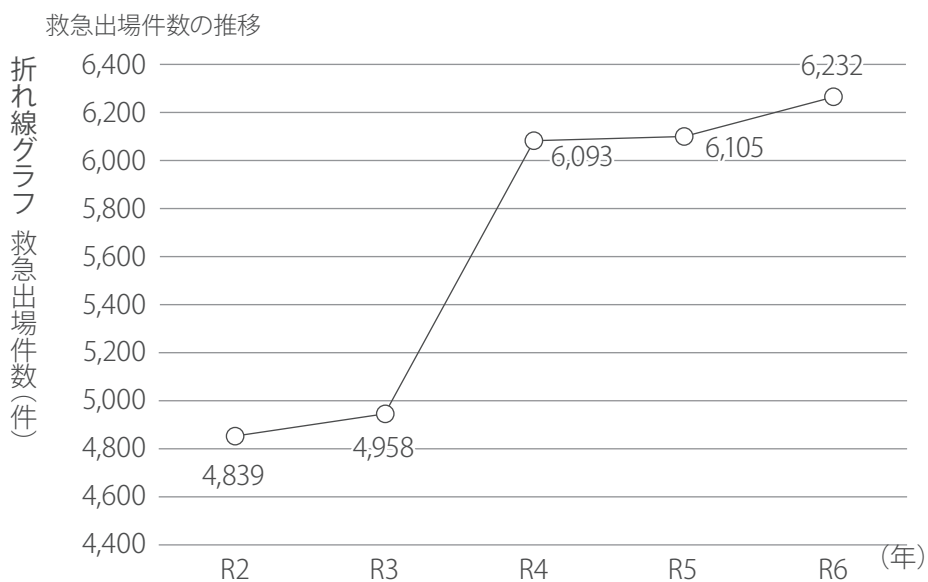
- 本市の救急出場件数は、近年増加傾向にあり、2020（令和2）年が4,839件であったのに対し、2024（令和6）年は6,232件と、約1,000件増加しています。
- 高齢化の進展も影響して、高齢者による救急車の利用が増加しています。
- 本市では増加傾向にある救急搬送、複雑多様化する救急事案に対応するため、メディカルコントロール体制のもと、救急救命士を含む救急隊員の資質向上に努めるとともに、対応が困難な事態に備えるため、救急車に加えポンプ車などの消防車を同時出動させる連携（PA出動）を行っています。
- さらなる救命率向上のために、医療機関との連携を強化し、救急救命士の処置拡大（気管挿管・薬剤投与）を含めた救急業務の高度化を推進するとともに、AED（自動体外式除細動器）の普及や有効な活用等、市民の自主救護力と市民との協働が必要不可欠です。
- 重症患者の救急搬送に迅速に対応できるよう、救急車の適正利用の普及啓発や増加する外国人観光客の対応も必要となっています。

図表・写真等

沖縄県消防協会中部地区支会消防団操法大会へ出場の様子



(資料) 消防本部



(資料) 消防本部

施策4-2 消防・救急

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-2-1 消防体制の整備・拡充

4-2-1-①	消防体制の整備・拡充を図ります。そのために、国の「消防力の整備指針」(2019(平成31)年改正)をふまえて、複雑多様化・大規模化する災害・事故に迅速・的確に対応するため、資器材の更新等に努めます。
4-2-1-②	市民の防火意識の高揚に努めます。火災を未然に防止するために、関係機関等と連携し、防火対策等の普及啓発活動に取り組みます。また、地域における防災力の向上を図ることを目的として、女性防火クラブおよび幼年消防クラブの組織強化をめざします。
4-2-1-③	都市構造の変化(牧港補給地区返還など)に応じた地域の消防活動拠点施設の計画的な整備を検討します。そのために、消防庁舎(署・所)の充実強化等を総合的に検討します。
4-2-1-④	消防技術の向上を図ります。そのために、複雑多様化・大規模化する各種災害に対応するための総合的な防災訓練の実施、災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的な対応体制を構築します。
4-2-1-⑤	消防救急無線の充実強化および効率的な運用を行います。そのために、消防救急デジタル無線の整備更新を進めます。
4-2-1-⑥	一般住宅・共同住宅に適切な住宅用火災警報器の設置を普及啓発します。そのために、各地域の団体等と連携します。
4-2-1-⑦	防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図ります。そのために、効率的な査察体制や情報システムの整備を図ります。また、防火対象物の継続的な実態調査や防火管理講習の実施等を推進します。

4-2-2 救急体制の整備・拡充

4-2-2-①	救急資器材の拡充を図ります。また、救急救命士の処置拡大および多様化する救急事案に対処していきます。
4-2-2-②	救急救命士による新たな処置拡大にも対応するため、認定救命士の養成を図ります。
4-2-2-③	救急隊員の資質向上を図ります。そのために、医療機関と連携を図りながら、症例検討会や病院実習を行います。
4-2-2-④	AED(自動体外式除細動器)の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発活動を行うとともに、民間施設等への設置推進やバイスタンダー(応急処置実践者)の育成を促進します。
4-2-2-⑤	現場での救急医療体制の強化を図ります。そのために、医療機関と連携します。
4-2-2-⑥	救急活動の安全・迅速化を図るため、ポンプ車(消防車)と救急車の連携による「PA出動」を推進します。
4-2-2-⑦	重症患者の救急搬送に迅速に対応できる体制を維持するため、市民に救急車の適正利用にむけた普及啓発を行います。また、多様化する119番通報にも対応していくため、多言語および聴覚・言語機能に障がいのある方に対する救急通報の対応に努めます。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
住宅用火災警報器の設置率	79.0%(令和6年度)	81.5%(令和12年度)
高規格救急車整備台数	5台(令和6年度)	6台(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●消防計画

関連するSDGs



施策4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全

施策のめざす方向

- 市民の安全で安心な日常生活を確保するために、自らの生活を守るための意識や知識の向上を図るとともに、地域、関係機関、関係団体等との連携による交通安全運動や防犯対策、消費者保護対策などに努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 高齢化の進展に伴い、高齢者が被害に遭いやすい犯罪や交通事故等から高齢者を守るための取り組みの必要性が高まっています。
- 「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺の被害は深刻で、2024（令和6）年時点の被害額は年700億円を超えており、その被害者の8割近くが高齢者という状況が続いています。
- 近年、高齢運転者による痛ましい交通死亡事故が相次いで発生しています。
- インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間が国民の日常生活の一部となっていることから、サイバー空間における犯罪等の脅威は深刻な情勢が続いています。

地域防犯・交通安全・消費者安全の状況

- 本市は、都市化の進展や高齢化、ライフスタイルの変化による市民生活の多様化を反映して、都市型犯罪や消費者問題への対策、交通環境の整備が求められています。

地域防犯

- 全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。特に子どもが巻き込まれる犯罪が全国的に多発しており、市、防犯関係者と連携しながら対策を講じる必要があります。
- 本市では、警察や地区防犯協会と連携し、防犯思想の普及活動を行っており、また、各自治会においても防犯灯の設置促進に努めており、犯罪の防止等に取り組んでいます。
- 引き続き、関係機関と連携しながら、地域主体による防犯対策を推進していく必要があります。

交通安全

- 本市では、交通事故を防止し、安心・安全な生活環境を実現するため、警察や地区交通安全協会等の関係機関と連携して様々な取り組みを行っています。
- 本市では、市内11小学校に配置されている交通安全指導員とともに、地域や関係機関と連携した取り組みが求められています。
- 引き続き、市民が安全に暮らせるよう、交通安全対策を推進していく必要があります。

消費者保護

- 消費者保護対策では、消費生活相談員を配置し、窓口や電話での相談の実施、消費生活に関する情報提供等に努めています。
- 本市においても、高齢者を狙った特殊詐欺やサイバー空間における複雑・巧妙化している悪質商法の手口に対する相談件数は増加傾向にあるため、相談内容に対して、迅速に対応できる仕組みを整える必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-3-1 交通安全対策の推進



4-3-1-①

子どもや高齢者等への交通安全思想の普及・啓発に努めます。そのために、交通安全指導員の確保をはじめとした地域および関係機関と連携した取り組みや、交通マナーの指導や自転車運転者講習などを促進します。



4-3-1-②

スクールゾーンの安全性向上を図ります。そのために、警察署や関係機関と連携し、必要な安全対策の実施に努めます。

4-3-2 防犯対策の推進



4-3-2-①

地域防犯体制の充実を図ります。そのために、警察署や地区防犯協会との情報の共有化等による連携強化を図ります。

4-3-2-②

各自治会と連携しながら、地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を促進します。

4-3-2-③

地域防犯環境の強化に取り組みます。そのために、防犯活動拠点(交番)の設置およびその適正配置にむけ関係機関と連携します。



4-3-2-④

防犯灯設置補助金制度等による、防犯灯の設置促進に努めます。

4-3-3 消費生活の安定と向上

4-3-3-①

消費者行政の充実・強化に努めます。そのために、消費者保護の強化に努めます。

4-3-3-②

消費者意識の高揚を図り、被害の未然防止に努めます。そのために、情報化社会に対応した生活情報の提供や講習会などを実施します。

4-3-4 相談窓口の周知徹底



4-3-4-①

交通安全や地域防犯、消費者安全に関わる相談窓口の周知・啓発を関係機関との連携や広報により行います。

重要業績評価指標(KPI)

	指 標	基準値	目標値・方向性
	通学路スクールゾーン路面標示工事箇所(塗り直し等)	20箇所(令和6年度)	20箇所(令和12年度)
	Well-Beingアンケート標準設問「私の暮らしている地域では、防犯対策(交番・街灯・防犯カメラ・住民の見守り等)が整っており、治安がよい」の平均値	2.9(令和7年度)	3.0(令和12年度)

関連するSDGs



施策4-4 みどり(緑)・自然(海・川)

施策のめざす方向

- 本市に存在する多様なみどり(緑)を、“まもり・つくり・そだてる”ことを基本として、市民と事業者、行政等の協働による、花とみどり(緑)のまちづくりの推進に取り組みます。
- 浦添市西海岸のシンボル「カーミージー」周辺の里浜等は、保全しながらみんなの憩いの場として活用する「協働のまちづくり」に寄与することをめざします。

施策を取り巻く環境

みどり(緑)・自然(海・川)の状況

- 本市には、国指定史跡浦添城跡や浦添大公園などが位置する丘陵地から経塚・沢岬にかけて緑地が巡っています。
- 市内には小湾川、牧港川、安謝川、シリソ川、宇地泊川(比屋根川)が流れており、西海岸には自然の海浜もみられ、子どもたちの自然学習の場としても活用されています。
- 本市の自然空間は、本土復帰以降の人口増加にともなう住宅開発や道路等の基盤整備により減少しています。

花とみどり(緑)のまちづくり

- 「ティーダヌファみどり計画(浦添市緑の基本計画)」等に基づいて、現存するみどり(緑)の保全や公共施設における緑化、私有地内における緑化支援の充実等、みどり(緑)を“まもり・つくり・そだてる”ことを基本とした、市民と事業者、行政等の取り組みに努める必要があります。

うらそえ里浜の保全・活用

- 「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」に基づいて、浦添市西海岸のシンボル「カーミージー」周辺の里浜等の理想像(あるべき姿)に向けた取り組みの方向性について、一人ひとりが行動し、「里浜づくり」を通して「みんなでつなぐ里浜」としての関係構築に努める必要があります。
- 沖縄西海岸道路の開通に伴い、里浜の利用者が増加傾向にあるため、市民だけでなく来訪者等も含めた、利用者全体へ里浜保全の普及啓発に取り組む必要があります。

市民協働による緑化推進

- 本市では、市民参加型による花とみどり(緑)のまちづくりの推進(花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、てだこパークフェスタ、地域緑化推進用樹木等配布、ワークショップによる公園づくり等)に取り組んでおり、公園や道路における緑化の創出、魅力ある都市公園の整備・再生、海浜や河川の保全・活用にも取り組んでいます。

公園の管理

- 公園は、快適性の向上とみどり(緑)豊かな自然緑地の保全・活用に努める必要があります。
- 都市公園の指定管理者制度を適正に運用し、市民サービスの向上と地域に根ざした公園管理に努める必要があります。

沖縄都市モノレール沿線

- 沖縄都市モノレールの延長開業に伴うモノレール沿線の景観づくりを進め、モノレールの車窓からの眺望景観に配慮した緑化等にも取り組む必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-4-1 緑地空間の確保

4-4-1-①	関係機関と連携し、浦添グスクを中心に北西や南西に伸びる丘を緑の骨格として、その一帯および周辺の樹林地、河川、農地などの保全・活用を図ります。
4-4-1-②	御嶽など拝所の緑化をはじめ、各地域の村ガーや水路等の再生・活用を図り、樹木の保全・育成に努めます。
4-4-1-③	各種計画や制度等に基づき、交流や防災など多様な機能を有する公園の適正配置や整備、道路の緑化をはじめ、残された自然的緑地の保全や民有地等への緑化の推進等、緑豊かな生活環境を形成します。
4-4-1-④	温暖化防止に係る森林吸収源対策、災害防止に繋げるため、市の事業として木材の利用促進や普及啓発を図ります。

4-4-2 魅力ある公園づくり

4-4-2-①	民間資金を活用した公募設置管理制度(Park-PFI)を2ha以上の公園で推進します。また、ワークショップなどによる市民参画を基本に、ユニバーサルデザインの視点を含め、地域に応じた特色ある公園や自由な発想を大切に魅力ある公園づくりをめざします。
4-4-2-②	公園の長寿命化計画等に基づき、地域ニーズ等に応じた遊具等の公園施設の更新や極端に利用者が少ない既存公園の利活用など、公園の再生に努めます。
4-4-2-③	公園整備については、みどりの拠点としてだけでなく、防災機能の充実の観点も取り入れます。

施策4-4 みどり(緑)・自然(海・川)

4-4-3 花とみどり(緑)のまちづくり

4-4-3-①	ポケットパークや道路植栽、街角での花のある植栽等、それらの管理などを美らまちサポーター制度等を活用しながら市民協働による道づくりに取り組み、花とみどり(緑)のネットワークの形成に努めます(歩いて楽しい花とみどり(緑)と水の廻廊を形成します)。
4-4-3-②	学校や公園、道路などの公共施設だけではなく、民間の住宅や事業所の緑化を推進し、市民等の緑化および維持管理活動によるみどりの拠点づくりを促進します。
4-4-3-③	みどりのイベントや自然環境学習、また、みどりや水に関する調査研究や普及・啓発を通して、緑化を推進します。
4-4-3-④	緑化に関わる市民活動の支援、情報の発信や提供、技術支援等を行い、市民同士の交流拠点となる「みどりのまちづくり支援センター」の整備を推進するとともに、地域に根ざした市民活動やボランティア活動などを支援します。

4-4-4 川と海の魅力づくり

4-4-4-①	河川沿いの緑化や緑道整備、また、河川改修では、関係機関との連携のもと、自然に近い工法による親水空間整備に努めます。
4-4-4-②	良好な河川環境を保全するため、樹林地等の緑地の保全を図るとともに地下浸透・涵養機能や地下水・湧水の保全および水質保全活動の推進に努めます。
4-4-4-③	海岸利用空間の創出に努めます。そのために、良好なサンゴ礁群と砂浜が残る空寿崎(くうじゅざき)地先の海岸環境の保全および活用を図ります。
4-4-4-④	自然体験活動等の環境学習や環境教育を推進します。そのために、貴重な自然海岸・河川・緑地・生態系等の環境を保全・創造するための環境情報の充実を図ります。
4-4-4-⑤	「浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例」や「うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン」に基づき、空寿崎(くうじゅざき)周辺は、自然海浜の残る魅力あるウォーターフロントの形成を図るため、人と自然が交流する拠点にふさわしい海浜景観および海浜リゾートの形成を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市民一人あたり整備済み公園面積	5.58㎡(令和6年度)	5.80㎡(令和12年度)
空寿崎周辺の海岸利用空間創出のための施設整備	0施設(令和6年度)	1施設(令和12年度)
自然環境調査の実施箇所(浦添市環境マップの実施箇所)	14箇所(令和6年度)	20箇所(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問「私の暮らしている地域では、身近に自然を感じることができる」の平均値	3.2(令和7年度)	3.7(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●ティーダヌファみどり計画(浦添市緑の基本計画) ●浦添市景観まちづくり計画
●うらそえ里浜の保全・活用ガイドライン ●浦添市環境基本計画

関連するSDGs



施策4-5 景観まちづくり

施策のめざす方向

- 歴史と未来が織りなす魅力あるまちを創造するため、地域特性を踏まえ、市民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、「浦添市景観まちづくり計画」等に基づいて、快適でおいしいのあるやさしいまちの形成をめざします。

施策を取り巻く環境

景観まちづくりの状況

- 本市はこれまで、残されてきた自然景観や歴史的文化的景観を守り育てるとともに、量から質へのまちづくりに向けて、景観形成や住環境改善に取り組んできました。
- 2006(平成18)年には県内2番目の景観行政団体となり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定し、本市景観条例と一体となり市民協働の景観まちづくりを推進しています。
- 世界遺産追加登録をめざす国指定史跡浦添城跡をはじめ、遺跡、文化財等の歴史・文化的資源および自然資源など、地域固有の魅力を活かし、次世代に守り継ぎ、語られる景観まちづくりが求められています。
- 本市では、世界遺産追加登録をめざす国指定史跡浦添城跡の周辺において、本市のシンボルロードの一翼を担う県道浦添西原線の拡幅整備が進められています。
- 浦添と首里を結ぶ沖縄都市モノレールの延長区間が開業したこともあり、駅周辺地域においては大きな景観変容も予想されることから、県道浦添西原線の沿線地区(沖縄都市モノレール区間)においては、「高度地区」(2014(平成26)年9月)と「景観地区」(2015(平成27)年9月)に指定しており、また市道国際センター線沿線地区においては、「高度地区」(2017(平成29)年10月)に指定しています。
- 引き続き、美しい街なみをめざし、景観まちづくりを推進することが求められています。

西海岸周辺の景観地区

- 浦添市景観まちづくり計画における重点・優先エリアである「西海岸及び港川周辺エリア」の南西側の一部については、「西海岸景観地区(西洲三丁目)」の指定(2021(令和3)年9月)を行いました。引き続き、当該エリアの良好な景観形成を推進するため「景観地区」等の指定に向けて検討を進めていきます。

市民活動

- 本市の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、創造する総合的なまちづくりの活動を促進することが求められています。

浦添市景観まちづくり計画の改定

- 2008(平成20)年に策定した「浦添市景観まちづくり計画」については、大きく景観が変容する西海岸地域や世界遺産追加登録をめざす国指定史跡浦添城跡周辺の良好な景観形成を図る必要があることから、2022(令和4)年4月に改定を行い、良好な景観の形成に取り組んでいます。

屋外広告物

- 浦添市の良好な景観形成および安心安全なまちづくりを進めていくため、本市の地区特性等に応じた屋外広告物条例を2022(令和4)年3月に制定し、規制・誘導を行っています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-5-1 歴史と未来が織りなす美しいまちの形成

4-5-1-①	世界遺産追加登録をめざす市民のシンボル浦添グスクの復元整備事業を推進するとともに、浦添城跡周辺の景観まちづくりを推進します。
4-5-1-②	本市の顔となるシンボルロードの形成を推進します。そのために、関係機関等と連携します。
4-5-1-③	三王統の歴史と浦添城跡を取り巻いて分布する数々の遺跡・文化財などの資産を活かした個性と風格ある景観まちづくりを推進します。
4-5-1-④	起伏に富んだ地形を活かして、見晴らしや眺望に配慮した空間整備を行います。
4-5-1-⑤	「牧港補給地区跡地利用計画」を先導する都市機能用地地区をはじめ、貴重な自然海岸や緑地等が残る港川周辺地区の景観まちづくりを推進します。
4-5-1-⑥	「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、市民・事業者・行政が共に理解し、協力し合うとともに、地域特性を活かした景観まちづくりを推進します。

4-5-2 快適でうるおいのあるやさしいまちの形成

4-5-2-①	景観地区や地区計画等の活用により、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。
4-5-2-②	景観協定や建築協定などの普及により、住民発意による良好なまちづくりを促進します。
4-5-2-③	自然緑地の保全や壁面緑化などによるみどりのまちなみ景観の形成に取り組みます。

図表・写真等

ワカリジーと景観地区(県道浦添西原線沿線地区)



(資料)美らまち推進課

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
重点地区または景観地区の指定数	3地区(令和6年度)	4地区(令和12年度)
屋外広告物許可申請件数	81件(令和6年度)	150件(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域には、 自慢できる都市景観がある」の平均値	3.1(令和7年度)	3.6(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域には、 自慢できる自然景観がある」の平均値	3.2(令和7年度)	3.7(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市景観まちづくり計画

関連するSDGs



施策4-6 環境保全

施策のめざす方向

- 「浦添市環境基本計画」に基づき、各主体の役割を明確にした、環境負荷が少なく、環境にやさしいまちづくりの取り組みを推進します。
- 公害防止対策やハブ、狂犬病、外来生物の対策などを継続して取り組みます。
- 「浦添市墓地基本計画」に基づき、墓地の規制・誘導、無許可・無縁墓地対策、公営墓地整備等を行い、適切な墓地行政を推進します。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 現代の私たちの経済や社会は、安定的で豊かな環境の基盤の上に成立しています。
- しかしながら人間活動の増大は、地球環境に大きな負荷をかけており、環境問題として顕在化し、私たちの生活にも様々な影響が生じています。
- 今を生きる私たちの世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、環境、経済、社会を統合的に向上する社会へと変革していくことが不可欠です。

環境保全の状況

- 本市は、「浦添市環境基本計画」に基づき、望ましい環境像や基本目標等の達成に向けて、市民や事業者、行政等の各主体が役割を明確にして、協働しながら、環境保全等に取り組むことが求められています。
- 環境保全については、市民自らが考え行動する力を育むために、身近な地域の環境問題から地球規模の課題までを念頭に置きつつ、環境教育・環境学習等を推進することが重要です。
- 次世代を担う児童・生徒を対象とした環境学習講座や身近な自然に興味関心を持たせる自然体験活動等にも取り組む必要があります。

公害防止対策

- 本市では、大気汚染、水質汚濁・土壌汚染、騒音・振動、悪臭等の公害防止に係る調査、指導、助言、啓発活動等に取り組んでいます。
- 本市における公害苦情件数は、増減はあるものの、2023(令和5)年度では40件発生しており、関係機関等と連携しながら、各種の公害防止が必要となっています。

環境衛生対策

- ハブ等の被害防止や狂犬病の発生予防、生物多様性保全の推進、協働による生活環境の美化活動にも取り組んでいます。市民が安心して快適に暮らせるよう、今後も環境衛生対策に取り組む必要があります。

墓地

- 沖縄県では、公営による墓地供給の圧倒的不足および檀家制度がないため、個人が墓地を建設(経営)する慣習があります。そのため、個人所有地への墓地建設により、無秩序な墓地の建設がなされてきました。本市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがあります。また、少子高齢化社会の進行により個人墓地は、無縁墓地化する恐れがあり、一度無縁墓地となると撤去が難しいという課題があります。
- そのため、墓地の規制誘導および受け皿となる公営墓地整備、無縁墓地対策を推進していく必要があります。

地球温暖化の状況

- 人為起源による温暖化は地球規模で進行しており、世界中で社会・経済活動への影響が顕在化しています。
- 沖縄県内においても、集中豪雨による水害や海面水位上昇に伴う高潮・高波の影響、土砂災害発生リスクの増大の他、気温上昇に伴う熱中症のリスクの増加や熱帯性の感染症の定着・拡散の可能性など、人の生活や健康への影響が懸念されています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-6-1 環境にやさしいまちづくりの推進

4-6-1-①

「浦添市環境基本計画」に基づき、望ましい環境像や基本目標等の達成に向けて、市民や事業者、行政等が協働して、環境対策や重点施策を推進します。

4-6-1-②

学校・地域・行政等が連携して、環境教育・環境学習を推進します。

4-6-1-③

2050年カーボンニュートラル*の実現と将来世代に引き継ぐ持続可能なまちづくりのために、行政が率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者等を含めた地域全体での取り組みを全庁的に推進します。また、気候変動への適応策(災害対策、健康被害への対策および水資源の確保等)を推進します。

4-6-2 エネルギーの有効利用の推進

4-6-2-①

公共施設や家庭・事業者等、地域のエネルギーの有効活用(省エネ)を推進します。

4-6-2-②

公共施設をはじめ、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等の導入を推進します。

4-6-3 公害の防止

4-6-3-①

公害防止に係る調査・指導・助言を行い、市民の健康を保護するために関係機関と連携強化し、生活環境や自然環境の保全に努めるとともに、公害に対する相談体制の充実や市民・事業所への公害防止に関する普及啓発活動に努めます。

4-6-3-②

大気汚染の監視体制を充実させるとともに、事業所および建設工事からの大気汚染物質、アスベスト、悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気汚染環境・悪臭を改善します。また、市民・事業者へ協力を呼びかけ、自動車の排出ガスの抑制を推進します。

4-6-3-③

河川、海域、地下水の水質汚濁や土壌汚染の監視体制を充実させます。また、事業者排水の指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取り組みを推進し、総合的な生活排水対策を推進します。

4-6-3-④

住環境の騒音監視体制の充実を図り、自動車および航空機からの騒音・振動の改善を促します。また、事業所の騒音・振動の規制および指導の強化を図ります。

※2050年カーボンニュートラル：カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量から植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味し、2020(令和2)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言した。全国の自治体でも2050年までに各地域でのカーボンニュートラルを達成するための取り組みが進められている。

施策4-6 環境保全

4-6-4 快適な環境づくり

4-6-4-①	ハブなどの被害を防止するために、捕獲器等の貸し出しやハブによる被害を防止するための対策を周知していきます。
4-6-4-②	市民、企業、行政等の協働による生活環境の美化活動を促進します。
4-6-4-③	ペットの飼い主に適正な飼養を促し良好な生活環境を維持するため、犬の所有者登録管理の徹底、狂犬病予防注射の実施、野良犬・野良猫対策（TNR活動等）を強化します。また、動物愛護思想の普及啓発を図ります。
4-6-4-④	市域の動植物の生育・生息環境を把握し、生物多様性の保全を推進します。また、本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。

4-6-5 墓地対策

4-6-5-①	墓地の乱立を防ぎ住環境の保全および都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導を図ります。
4-6-5-②	市民の墓地需要を踏まえつつ、社会情勢や新たなニーズの変化に対応した、公営墓地整備を図ります。
4-6-5-③	少子高齢化社会の進行を踏まえ、個人墓地の無縁化を防止するとともに、土地の有効利用の促進を図ります。

図表・写真等

カーミーギー漂着ごみ調査



(資料) 環境保全課

環境学習講座



(資料) 環境保全課

環境月間パネル展



(資料) 環境保全課

図表・写真等

環境学習講座



(資料) 環境保全課

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市役所の温室効果ガス排出量	34,835 t-CO2 (令和5年度)	34,554 t-CO2 (令和8年度)
市内の温室効果ガス排出量	66.3万t-CO2 (令和4年度)	53.6万t-CO2 (令和8年度)
環境学習関連事業の講座開催数	188回 (令和5年度)	200回 (令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、 リサイクルや再生可能エネルギー活用等、 環境への取組みが盛んである」の平均値	2.9 (令和7年度)	3.5 (令和12年度)

関連する主な個別計画等

- 浦添市環境基本計画
- 浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 浦添市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 浦添市墓地基本計画

関連するSDGs



施策4-7 循環型社会・生活排水

施策のめざす方向

- 4R運動の推進、再資源化の推進および普及啓発を推進することで、循環型社会をめざします。
- 最終処分量ゼロの継続および不法投棄対策等に取り組むことで、廃棄物の適正な処理を推進します。
- 広く環境保全意識の向上を図るとともに、市民、事業者、近隣市町村と連携し、川の再生をめざします。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 持続可能な循環型社会を実現するため、4R(ごみの発生回避、発生抑制、資源の再利用、再資源化)の推進がますます重要となっています。
- プラスチックごみによる海洋汚染が、世界的に危機意識をもって捉えられています。
- 適正に処理されずに海にたどり着いた廃プラスチック類が、海洋環境を悪化させている状況や、廃プラスチック類が劣化し破碎されることで、マイクロプラスチックとして広く海に広がり、生態系への悪影響も懸念されています。
- そのため、日頃のプラスチックとの付き合い方を改めて見直さなければならない時機に来ていると考えられています。

循環型社会に向けた状況

- 本市は、「浦添市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、リサイクルの促進等に取り組んでいます。
- 今後も4Rの推進、ごみ分別の徹底、グリーン購入*の促進、不法投棄対策などの、ごみの減量化等に取り組む必要があります。
- 1999(平成11)年度から稼働している浦添市リサイクルプラザでは、リサイクルに関する講座をはじめ、不用品となった家具や自転車の抽選販売、衣類や食器類の無料提供などが行われ、多くの市民が利用しており、環境問題に対する意識の向上等につながる取り組みを推進していく必要があります。

クリーンセンター

- 浦添市クリーンセンターでは、ごみ(可燃、不燃、粗大等)の収集および焼却と、焼却後の処理生成物の再資源化が行われています。クリーンセンターは1983(昭和58)年からの稼働のため施設の老朽化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のため、2029(令和11)年度の稼働をめざして新クリーンセンターの整備を進めています。

生活排水

- 生活排水については、公共下水道の普及により河川への排出が減少していますが、単独処理浄化槽や汲取式し尿槽による、し尿以外の生活雑排水が未処理のまま河川に流されていることや、浄化槽の維持管理が不十分なことが環境悪化の原因となっています。
- 浄化槽使用者に対する補助や点検清掃の案内送付のみでなく、合併浄化槽への切り替えを検討する市民に対して、環境負荷の軽減につながることの丁寧な説明に努めます。
- 河川の水質汚濁については、市域を越えた対策が必要な場合もあり、近隣市町村と連携して取り組むことが求められています。

*グリーン購入：必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

図表・写真等

リサイクル関連講座



(資料)環境保全課

リサイクル関連講座



(資料)環境保全課

リサイクルまつり



(資料)環境保全課

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

4-7-1 ごみの減量化とリサイクルの促進

4-7-1-①

行政、消費者および事業所等がそれぞれの役割に応じ、4Rを推進します。
そのために、過剰包装の削減およびマイバック運動の推進、ごみの減量化の推進、不要品の再使用の促進等を図ります。また、ごみの分別排出ルールの周知徹底や適正指導の実施等、再資源化の推進をはじめ、資源化の有効利用の促進のため、広報・ホームページ等を活用した普及啓発の推進を図ります。

4-7-1-②

グリーン購入を推進します。そのために、「浦添市グリーン購入調達方針」に基づき、家庭・事業所におけるグリーン購入も促進します。

4-7-1-③

ごみの減量化・資源化および再生利用化を推進します。そのために、浦添市リサイクルプラザを拠点とするリサイクル関連講座の開催や情報誌の発行などの啓発活動や施設利用の周知強化を図ります。

4-7-2 廃棄物の適正な処理の推進

4-7-2-①	安定した廃棄物処理を持続するため、クリーンセンターおよびリサイクルプラザにおける適正な維持管理に努めます。また、ごみの効率的かつ広域処理を行うため、近隣自治体と共同して新クリーンセンター等の一般廃棄物処理施設の整備を推進します。
4-7-2-②	埋立最終処分を行わないゼロエミッションを推進するため、今後も焼却残渣の再資源化を継続します。
4-7-2-③	不法投棄をしない、させない環境づくりのため、市民への普及啓発や指導、不法投棄の未然防止や早期発見のための巡回等を実施します。

4-7-3 生活排水の適正な処理の推進

4-7-3-①	公共下水道の未整備区域については、合併処理浄化槽の設置を進め、浄化槽所有者に対して適切な維持管理を啓発します。
4-7-3-②	安定したし尿および浄化槽汚泥の処理を持続するため、現施設における適正な維持管理に努めるとともに、2028(令和10)年度までに他施設への委託処理を推進します。
4-7-3-③	総合的な生活排水対策を推進します。そのために、河川の水質汚濁に係る生活環境の保全および向上を図り、流域市町村との広域的連携や、市民・事業者と協働して河川浄化に取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)

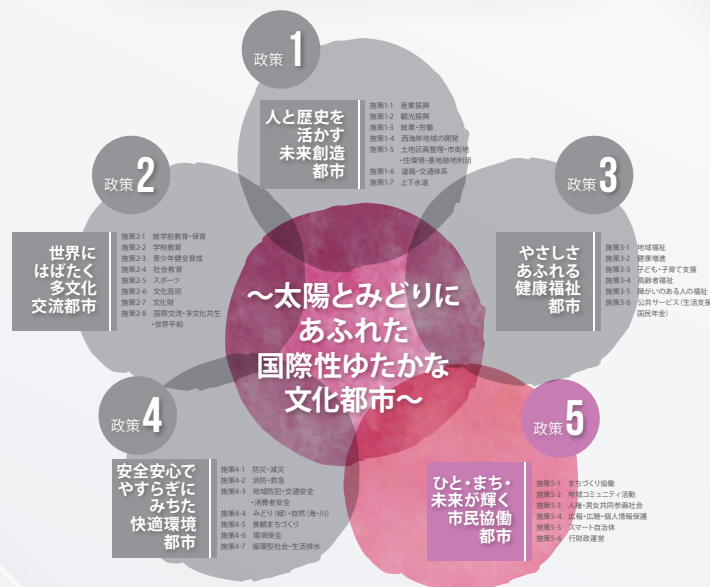
指標	基準値	目標値・方向性
1人1日あたりのごみ排出量	786g(令和6年度)	773g(令和12年度)
廃棄物の最終処分量	0t/年(令和6年度)	0t/年(令和12年度)
牧港川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	2.1mg/L(令和6年度)	5.0mg/L未満(令和12年度)
小湾川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	2.2mg/L(令和6年度)	5.0mg/L未満(令和12年度)
安謝川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	0.5mg/L(令和6年度)	5.0mg/L未満(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、 リサイクルや再生可能エネルギー活用等、 環境への取組みが盛んである」の平均値	2.9(令和7年度)	3.5(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市一般廃棄物処理基本計画 ●浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計

関連するSDGs



第4章 部門別計画



- 施策5-1 まちづくり協働
- 施策5-2 地域コミュニティ活動
- 施策5-3 人権・男女共同参画社会
- 施策5-4 広報・広聴・個人情報保護
- 施策5-5 スマート自治体
- 施策5-6 行財政運営

施策5-1 まちづくり協働

施策のめざす方向

- 市民、市民団体、事業者および市がお互いの立場を尊重して協力し、地域の課題解決に向けて取り組む「市民協働体制」を構築・推進し、市民協働の情報一元化・ワンストップ窓口機能の充実に努めます。
- 各主体がまちづくりの様々な場面で活躍できるように活動の支援に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国は、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことをめざす「地方分権改革」を進めています。
- 市民ニーズの多様化や高齢化などの進展に伴い、行政だけで解決することが困難な課題が増えつつあり、その対応が求められています。

まちづくり協働の状況

- 本市は「浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画」で掲げた施策を推進するための「市民のまなび」が「市民協働によるまちづくり」につながる「共生・循環型社会」の実現に取り組んでいます。
- 本市は、子育て支援や高齢者支援、環境保全といった行政の様々な取り組みにおいて、市民参画の機会づくりに努め、市民協働のまちづくりを推進しています。
- 地域福祉や教育など多様な場面において、市民参画の拡充が求められる中、活動をけん引するリーダーの育成や積極的に参画したい市民と行政をつなぐ機能の充実が求められています。
- 市民、市民団体、事業者および本市がお互いの立場を尊重して協力し、地域の課題解決に向けて取り組む「市民協働体制」の構築・推進を図ることが求められています。
- 事業趣旨に賛同された事業者等からの寄附金も得ながら、事業の運営を行っています。
- まちづくり協働の充実にに向けた取り組みを推進していくためには、まちづくり協働に関する情報の共有は不可欠なことから、関係機関と連携・協力しながら、情報の収集・提供に努める必要があります。

浦添市まちづくりプラン

- 1999(平成11)年にスタートした「浦添市まちづくりプラン助成金交付事業」は、まちづくり事業(地域課題の解決、地域振興、地域貢献、地域資源の発掘等)の活性化や事業団体の自立支援などを目的として、市民が主体となったまちづくり事業の計画に対して助成を行っています。
- 「まちづくりプラン」は、これまで多くの団体が事業を実施しており、市民の意識向上および協働のまちづくりに大きく寄与していることから、引き続き、市民の自主的なまちづくり活動への支援が求められています。

ボランティア団体やNPO等

- 各種のボランティア団体やNPO等の社会貢献活動も広がりはじめており、活躍の場を求める積極的な市民等が増えるなど、より良いまちづくりへの機運の高まりがみられます。
- NPO等の各種団体の更なる活動を促進するため、活動拠点の確保や団体間のネットワークづくり等を支援していく必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-1-1 まちづくり協働人材づくり

5-1-1-①

多様化する市民の学習ニーズに対応するため、まちづくりふれあい出前講座等への職員等講師派遣をはじめ、既存のサークル、団体や地域等の人材活用に向けた仕組みづくりを検討します。

5-1-2 市民参画機会の拡充とまちづくり協働の推進

5-1-2-①

「まちづくり生涯学習推進基本計画」に基づき、市民、地域、企業、行政等のそれぞれの役割を整理しつつ、市民や地域、企業等の主体的なまちづくり活動の支援・促進を図ります。

5-1-2-②

行政の各分野において、計画立案や事業実施等の各段階で市民参画を促し、市民協働によるまちづくりを推進します。

5-1-2-③

市民と行政が連携したまちづくり生涯学習の推進体制の充実を図ります。

5-1-3 ボランティア団体やNPO等の活動の支援

5-1-3-①

市民団体が自立して取り組んでいけるよう促します。そのために、まちづくりプラン等を活用して、市民の主体的なまちづくり活動への支援に努めます。

5-1-3-②

ボランティア団体やNPO等の活動拠点として、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニセンターの整備の充実を図ります。

5-1-3-③

市民や地域等のニーズ把握に努め、市民のボランティア活動やまちづくりへの参画機会の拡充を図り、各活動の支援に努めます。

5-1-3-④

市内で活動する各種団体が互いに交流・情報交換ができるよう、市民活動拠点の充実(場所の提供)を促進します。

5-1-3-⑤

市民参画のきっかけづくりを図るため、ボランティア団体やNPO等の活動情報を一元化するとともに、その活動や目的が広く市民へ理解されるよう、社会福祉協議会と連携しながら必要な情報を市民へ積極的に提供します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
まちづくりプラン助成金交付団体数(累計)	236団体(令和6年度)	260団体(令和12年度)
市民活動団体の登録数	34団体(令和6年度)	50団体(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画

関連するSDGs



施策5-2 地域コミュニティ活動

施策のめざす方向

- 誰もが安心して、楽しく住みよい地域社会を築き上げるために、地域コミュニティ活動をはじめとする多様な自主交流の充実を支援します。
- 地域コミュニティ活動を基盤にした住民の自主的・積極的なまちづくり活動を支援し、住民相互の助け合いによる住民自治の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 近年の都市化や少子高齢化、高度情報化の進展により、市民生活の利便性と快適性を向上させた反面、核家族化や価値観の多様化を進行させ、地域間・世代間交流を減少させるなど、地域社会における連帯意識や人のつながりの希薄化をもたらしています。

地域 コミュニティ 活動の状況

- 本市では地域コミュニティの中核として41の自治会が組織され、地域住民の交流、防犯・防災活動、環境美化活動、高齢者の健康づくり、子どもの見守り、伝統芸能の保存活動など様々な地域活動が行われています。
- 地域コミュニティ活動の充実・強化を図るために、地域活動の拠点となる自治会施設等の整備の支援に加え、既存の公共施設や民間施設等の資源を有効活用することが求められています。
- 浦添でだこまつりの開催や浦添市民憲章の普及啓発を通して、多くの住民の参加・交流を促し、地域への愛着や連帯意識を高めることが求められています。

自治会の状況

- 自治会加入率の低下による担い手不足、役員の高齢化・固定化などの課題解決に向けた取り組みが求められています。特に子育て世代や若年層を中心としたアパートやマンション住民に対する効果的な自治会加入促進が求められています。
- 会員減少に伴う会費収入の減少や施設の老朽化に伴う修繕費用の増加などにより、資金繰りが厳しくなった自治会運営の建て直しが課題となっています。

基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

5-2-1 地域コミュニティ活動の拡充

5-2-1-①	地域コミュニティ活動の充実・強化を促進します。そのために、本市のまちづくりを支える自治会において、多様な交流機会を支援します。
5-2-1-②	地域住民の社会生活や自主的なまちづくり活動の支援に関わる情報提供や学習機会の充実に努めます。
5-2-1-③	地域のリーダーとしての自治会長会の自主的研修等を通じて地域における問題解決能力の向上を支援します。
5-2-1-④	自治会組織の活性化を促進します。そのために、自治会加入促進基本協定の四者間の枠組みを活用した情報交換や自治会加入促進の取り組みを支援します。

5-2-2 地域・まちづくりへの参画の促進

5-2-2-①

市民憲章の普及・啓発に努め、その実践活動を支援します。

5-2-2-②

多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげます。

図表・写真等

自治会 1



自治会 2



自治会 3



てだこまつり 1



てだこまつり 2



てだこまつり 3



てだこまつり 4



(資料) 市民生活課

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市民憲章環境美化活動参加者数	10,655人(令和2年度)	17,000人(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、 地域活動(自治会・地域行事・防災活動等)への 市民参加が盛んである」の平均値	2.9(令和7年度)	全国平均

関連するSDGs



施策5-3 人権・男女共同参画社会

施策のめざす方向

- すべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の啓発や環境づくりを進めます。
- 女性の活躍推進について、女性が働きやすい環境づくりや政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- 性の多様性の尊重について、理解促進に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国は、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015（平成27）年）の制定、保育の受け皿整備の加速化、女性役員の登用にに向けた企業への働きかけなどの取り組みを進めています。
- 近年、女性就業者数は増加していますが、長時間労働の慣行や育児休業制度などを利用しづらい職場の環境や風土などが、女性だけでなく男性にとっても、仕事と育児や介護等との両立の妨げとなっているという現実があります。
- 女性が依然として「家事・育児・介護」の多くを担っている状況下に変わりはなく、共働き世帯の増加など家族の在り方が変化する中で、「家事・育児・介護」において男性が主体的な役割を果たしていくこともますます重要になっています。
- 同性のカップルを公に認めるパートナーシップ制度が、全国の自治体で広がりつつあります。

人権・男女共同参画社会に向けた状況

- 本市は、「浦添市男女共同参画推進条例」や「浦添市男女共同参画行動計画」に基づき、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない男女共同参画社会の形成をめざし、“自分らしく”輝くまちに向け意識啓発の推進に努めます。
- 女性の活躍推進について、活躍したいと望むすべての女性が、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け意識啓発を図ります。また、女性に関する支援の充実を図るため、関係部署や関係機関と連携を図ります。
- 本市は、性の多様性の尊重について理解促進を図るため、2017（平成29）年1月1日に、「レインボー都市うらそえ宣言」を行い、性別等による偏見および差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会を実現するため、2021（令和3）年10月1日に「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を施行しました。同時に、条例の基本理念に基づく「パートナーシップ宣誓証明書」の交付を開始しました。

審議会等における女性の登用状況

- 本市の政策や方針決定過程への女性の参画を示す各審議会等委員の女性の登用率は29.4%（2024（令和6）年度）と、国の「第5次男女共同参画基本計画」で目安としている40%を下回っています。
- 女性委員の登用は進んできていますが、まだ女性委員がない審議会があるなど課題となっています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-3-1 人権・男女共同参画社会の視点に立った意識改革の推進

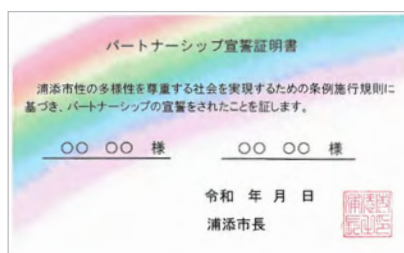
5-3-1-①	「浦添市男女共同参画行動計画」に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。
5-3-1-②	男女共同参画社会への理解を深めるための広報、啓発活動に努めます。また、家庭や地域、学校、職場で、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った意識改革を図ります。また、多様性を認め合い、人権が守られる社会をめざします。

5-3-2 人権・男女共同参画社会を実現する環境整備

5-3-2-①	社会の中で女性の意見や考え方が十分反映されるよう、各種審議会など政策や方針決定への女性の参画を進めます。
5-3-2-②	女性が社会・経済的に力をつけ自立した存在になるよう、各種講座等の充実を図ります。
5-3-2-③	女性の社会参画促進に必要なリーダーや組織の育成に努めます。また、浦添市女性団体連絡協議会等と連携し、ネットワークの拡充に取り組みます。そのために、男女共同参画に関する研修会等への参加について、浦添市男女共同参画推進事業補助金を交付します。
5-3-2-④	男性の家庭生活における役割の充実や、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために、各種講座などの学習機会を拡充します。
5-3-2-⑤	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、事業主に対する法制度の周知・啓発を図り、男女労働者がともに働きやすい職場づくりの促進に努めます。

図表・写真等

浦添市パートナーシップ宣誓証明書



(資料) 市民協働・男女共同参画課

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
審議会等への女性の登用率	29.4%(令和6年)	40%~50%(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域には、女性が活躍しやすい雰囲気がある」の平均値	2.8(令和7年度)	3.3(令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市男女共同参画行動計画

関連するSDGs



施策5-4 広報・広聴・個人情報保護

施策のめざす方向

- 開かれた市政運営および市民の市政参画を促進するために、市民が必要とする市政情報を速やかに提供する環境の充実に努めます。
- 市民と行政とが連携し、一体となって地域の課題に取り組むための環境づくりに努めます。
- 個人情報の適切な保護に努めます。

施策を取り巻く環境

広報・広聴の状況

- 本市の広報は、「広報うらそえ」の発行をはじめ、FM21のラジオ放送、声の広報に加え、市ホームページ、公式SNSなどICTも活用した情報提供・発信に取り組んでいます。
- 2025(令和7)年度に行った市民アンケート調査では、「浦添市の情報の入手方法」として「広報うらそえ」が7割強を占める一方で、「市のホームページ」と回答した市民が2割弱、「市のSNS(Facebook、X、LINE、Instagram、YouTube)」と回答した市民が約1割存在します。2019(令和元)年度に行った調査では、「広報うらそえ」が9割弱を占めていたことから、市民の情報収集方法の変化がうかがえます。
- マスコミとのティータイムなどマスコミを通じて報道される広報活動(いわゆる「パブリシティ」)も積極的に活用しています。
- 今後も、市政への興味と関心を高める情報(コンテンツ)作成に努めつつ、ユニバーサルデザイン(UD)に配慮し、ユーザーインターフェイス(UI)*とユーザーエクスペリエンス(UX)**にも考慮をして取り組みを推進します。
- 本市の広聴は、市民と直接意見交換を行う「ゆんたくランチ」、「ゆんたくナイト」を実施する等、市民が意見や提案をしやすい環境づくりに努めながら、いただいた意見等を市政運営に反映できるよう取り組みを進めていきます。

個人情報保護制度・情報公開制度

- 市民の市政参画を促進するために、市民と行政との信頼関係の維持が重要であり、開かれた市政運営を推進するとともに、個人情報の適切な保護が必要です。
- 市民等による情報公開制度の活用が進む一方、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入等により、個人情報の保護がこれまでより一層重要性を増しています。
- 個人情報の保護については、各地方公共団体の条例により運営されていましたが、2023(令和5)年4月からは「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」による全国的な共通ルールが定められました。本市でも、法律等に基づいた適正な取り扱いを進めていく必要があります。
- 情報公開制度等に基づく、公文書の公開や開示に適正に対応するとともに、市民への情報提供を円滑に進めることができるよう努める必要があります。

※ユーザーインターフェイス(UI)：製品やサービスの接点。コンピュータとその機械の利用者の間での情報をやりとりするための画面等のこと。

※ユーザーエクスペリエンス(UX)：顧客体験。ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験等のこと。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-4-1 広報・広聴活動の充実と広報手段の多様化

5-4-1-①	市民に適切で分かりやすい情報を提供します。そのために、広報誌や市ホームページ、各種SNS等の内容充実に努めます。また、ホームページについては、積極的な情報更新により、最新情報の提供に努めます。
5-4-1-②	市政情報を、市民がいつでも気軽に利用できるようにします。様々な情報媒体を活用した広報手段の運用に努めます。
5-4-1-③	広聴活動の充実を図ります。ご意見箱や市のホームページなどを通して市政に対する意見等を収集し、寄せられた意見の公開等に努めます。
5-4-1-④	まちづくりに対する市民の意識の向上を図ります。そのために、広報誌やICT等を活用し、地域づくり・まちづくりへの参画を促進します。

5-4-2 情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用

5-4-2-①	市政の情報提供を拡充するため、市ホームページを活用した公文書公開請求の利便性向上、市政情報センターの資料閲覧の充実に取り組みます。
5-4-2-②	情報公開制度および個人情報保護制度の内容や手続について周知徹底を進め、両制度の普及を図ります。
5-4-2-③	市の情報公開条例等に基づき、積極的な情報公開と個人情報の適切な保護など、両制度の円滑な運用に取り組みます。

図表・写真等

ゆんたくナイト



(資料) 国際交流課

広報誌取材の様子



(資料) 国際交流課

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市公式ホームページの年間アクセス数	397万PV(ページビュー)(令和6年度)	600万PV(ページビュー)(令和12年度)
Well-Beingアンケート標準設問「地域の行政は、地域のことを真剣に考えている」の平均値	3.2(令和7年度)	4.0(令和12年度)
市公式SNS投稿の月間総リーチ数	25万(令和7年度)	50万(令和12年度)

関連するSDGs



施策5-5 スマート自治体

施策のめざす方向

- デジタル社会の実現に向けて、AI・デジタル技術を活用し、行政サービスを合理化・効率化します。
- オンラインで完結できる行政手続を拡充することで、市民の利便性を向上させ、データの利活用を通じてEBPM(客観的な証拠に基づく政策立案)を推進します。
- DX(デジタル・トランスフォーメーション)*を支える基盤整備や、AI・RPAを活用した業務の効率化を図り、福祉や地域活性化など職員でなければならない業務に注力できる体制づくりを進めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- 国の情報化政策の動向は、2001(平成13)年の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」以降、国は情報化を推進してきましたが、2021(令和3)年9月のデジタル庁発足に伴い、新たに「デジタル社会形成基本法」が施行されました。現在はこれに基づき、仮想空間と現実空間を融合させる「Society 5.0」の実現や、年齢や地域を問わず「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」をめざしています。特に近年は、デジタル技術を活用して行政の無駄を省き、利用者の利便性を高める「デジタル行財政改革」が加速しています。
- 2022(令和4)年に始動した「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の力で地方の社会課題を解決し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすものです。デジタルの活用によって、医療・教育・交通などのサービス格差を縮め、都市部だけでなく地方でも豊かさを実感できる「ウェルビーイング(幸福感)」の向上と、人口減少社会においても持続可能な地域づくりが進められています。
- 行政分野においては、2019(令和元)年の「デジタル手続法」により、行政手続きは「デジタルファースト(個別の手続きが一貫してデジタルで完結・対面の撤廃)」「ワンスオンリー(一度提出した情報の再提出不要)」「コネクテッド・ワンストップ(民間・他機関を含めた複数の手続きが一ヶ所で完結)」の3原則を中心に進められています。これにより、市民の負担軽減と利便性向上をめざしています。

マイナンバー制度、マイナンバーカード

- 社会保障・税番号(マイナンバー)制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的として導入されました。行政機関同士での情報連携により、行政手続における添付書類の省略が可能となるものであり、デジタル庁が中心となり制度の推進を図っています。
- マイナンバー制度については、制度が複雑で理解のしづらさもあり、不安感や警戒感が根強くあります。そのため、制度に対する理解を促進する取り組みや安全対策等の取り組み状況等について、市民にわかりやすく、丁寧に説明をしていく必要があります。
- 本市においては、対面に加え、オンラインでも確実な本人確認ができる身分証であるマイナンバーカードの利活用促進を目的として、2020(令和2)年3月13日から、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの導入を開始しています。

*DX(デジタル・トランスフォーメーション):複雑な手続きをシンプルに見直した上でデジタル化を進め、市民の暮らしをより快適にアップデートすること。

スマート自治体、自治体DX、行政サービスの効率化

- 国では、今後の自治体行政の方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方について検討を行う、総務省の有識者会議「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、2018(平成30)年7月に第二次報告を取りまとめています。そこでは、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを持続的、かつ、安定的に提供し続けるため、人工知能(AI)※やロボティクス※によって処理することができる事務作業はすべてそれらに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体への転換」の必要性を指摘しています。
- さらに、2019(令和元)年5月に、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書～「Society5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～」では、「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」を「スマート自治体」と定義した上で、スマート自治体を実現するため、業務プロセス・システムの標準化・共同化、AI・RPA等のICT活用を進めるとともに、電子化・ペーパーレス化やデータ項目、様式の標準化等についても進めることが有効であるとしています。
- また、2020(令和2)年12月には、「自治体DX推進計画」が策定され、地方自治体がデジタル技術を活用して業務効率化を図り住民サービスの向上をめざすことを目的とし、2025(令和7)年度末までに自治体情報システムの標準化を完了させるとともに、行政手続きのオンライン化を達成することを目標としています。

※人工知能(AI: Artificial Intelligence)に関する確立した定義はないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。総務省では、「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と一般的に説明するにとどめている。

※ロボティクス:工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」のこと。

施策5-5 スマート自治体

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-5-1 スマート自治体の構築

5-5-1-①	2025(令和7)年4月に策定した「浦添市DX推進計画(基本構想)」に基づき、スマート自治体のさらなる構築および行政のデジタル化に向けて取り組みます。
5-5-1-②	市民サービスの向上を図るため、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップのデジタル三原則に則った電子申請・届出等のシステムづくりなど、総合的な情報基盤の整備に努めます。
5-5-1-③	市民サービスや事務能率の向上のために、デジタル化の基盤整備に努め、行政サービスの向上を図ります。
5-5-1-④	市民や来訪者の利便を図ります。そのために、情報通信ネットワークシステム等の整備を推進します。

5-5-2 スマート自治体の推進

5-5-2-①	住民票等証明書交付についてコンビニ交付の利用促進を図り、マイナンバーカードの利用拡充により、マイナンバーカードの取得促進を図ります。
5-5-2-②	効率的な事務処理を進めるために、事務事業の総点検運動を継続的に実施するとともに、PDCAサイクルが形成できるよう事務処理の能率化・迅速化に努めます。また、AI・RPA等を活用した事務処理の自動化・効率化を図ります。
5-5-2-③	情報化時代の市民サービスに対応できる職員の人材育成に努めます。そのために、各種研修への派遣や内部研修の実施に取り組みます。

図表・写真等

スマート自治体への転換はこうして実現



(資料)
総務大臣メール「Society5.0時代の地方」
第4号を加工して作成

テレワークの概念図



(資料) 総務省「ICT利活用の促進—テレワークの推進」

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
Well-Beingアンケート標準設問 「私の暮らしている地域では、行政サービスの デジタル化が進んでいる」の平均値	3.1 (令和7年度)	3.5 (令和12年度)
証明書のコンビニ交付サービスの利用率	42.01% (令和6年度)	75.0% (令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市行政改革大綱 ●浦添市DX推進計画(基本構想)

関連するSDGs



施策5-6 行財政運営

施策のめざす方向

- 総合計画と限られた財源との調整を図りながら、多様化する行政需要に的確に対応するため、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、事務事業を含めた総合的な行政評価制度の構築に努めます。
- 地方分権改革による地方の自主性および自立性を発揮するとともに、市民の行政への参画、協働により地域の視点に立ったまちづくりを推進します。
- 公平でより効率的な行財政運営の実施に向けた中長期財政計画のもと、民間活力の活用に努めるとともに、財源の重点的かつ効果的な予算編成と執行を行い、あわせて財源の安定確保に努めます。
- 厳しい財政状況が続く中で公共施設を維持していくために、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に努めます。
- 限られた財源の中でも、市民サービスの向上や円滑なまちづくりを推進するため、広い視点からの施策展開と各種事業の整合性に努め、国、県、他市町村との連携強化を図るとともに、広域行政の展開に努めます。

施策を取り巻く環境

行政評価

- 事業実施後に評価を行い、その効果を検証することは重要であり、PDCAサイクルの構築に努めるとともに、その結果を行財政運営に活かすことが求められています。

行政運営の状況

- 社会経済情勢の変化に適切に対応し、限られた財源の中でも、市民の満足度を高めていくために、より一層効果的で効率的、計画的な行政運営に努めていく必要があります。
- 情報化の推進や行政組織の見直し等により、社会情勢に即した行政運営を行っていく必要があります。
- より質の高い市民サービスをめざし、職員の能力向上に努めるとともに、社会情勢に適切に対応できる組織体制の構築に努める必要があります。
- 本市は、選択と集中の視点による事業の見直し、指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の導入等に取り組んでいます。

行財政改革

- 本市は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治の基本原則を踏まえ、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、行政改革大綱等に基づき、時代の要請に対応した行財政改革に取り組んでいます。

財政運営

- 人口減少時代に突入したわが国において、生産年齢人口の減少や進行する高齢化等により、納税基盤が弱体化することによる歳入の減少や社会保障関連経費等、義務的経費の増加による歳出の増加等が懸念されます。
- 本市の人口は、これまで増加を続けてきましたが、今後減少傾向に転じる見通しであるため、歳入の減少や歳出の増加による財政運営への影響が懸念されます。
- 行政改革大綱などに基づき、歳入の安定化に努めるとともに、限られた財源の重点配分や有効活用を図り、民間活力の積極的な導入に努めるなど、計画的で効率的な財政運営に努める必要があります。
- 本市は、納税環境の拡充等による市税の徴収率向上や、受益者負担の適正化を考慮した手数料の見直しなどを行い、歳入の安定確保に努めています。

公共施設管理

- 公共施設の老朽化から、更新の時期を迎えることに伴い、多額の費用が必要になってきます。本市の公共施設は、長寿命化や適正配置等に取り組み、公共施設管理費用の平準化と削減に努める必要があります。

広域連携

- 権限移譲に伴う円滑な事務移管に対応するとともに、広域的な連携により一層高い効果が期待できる事業については、その実現性について積極的に検討する必要があります。
- 国、県、他市町村との連携をさらに強化することが求められています。

図表・写真等

職員研修の様子



(資料) 職員課

自治体職員政策形成セミナー研修報告会



(資料) 職員課

施策5-6 行財政運営

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-6-1 健全な行財政運営

5-6-1-①	人口減少や、それに伴う公務員のなり手不足、社会経済情勢の変化等を踏まえ、効率的な行政組織の見直しを図ります。
5-6-1-②	市民サービスの向上を図るため、効率的な行財政運営に努め、全庁体制で積極的に行財政改革に取り組みます。
5-6-1-③	市の上位計画である総合計画のもと、分野別に策定された各種計画と整合性を図り、計画的な事業実施を推進します。
5-6-1-④	総合的な行政評価制度の確立に努め、効果的で効率的な行財政運営をめざします。

5-6-2 行財政運営の基盤強化

5-6-2-①	市税の適正課税、課税客体の的確な把握および公平性の確保に取り組みます。
5-6-2-②	市民の利便性向上と納税意識の高揚を図り、市税徴収率の向上に努めます。
5-6-2-③	社会経済情勢や利用目的に見合った手数料や使用料など、受益者負担の適正化に努めます。
5-6-2-④	適正な歳出規模の堅持とその成果を確認し、将来の世代に過重な負担にならないように、過度の市債に依存しない適正な財政運営に努めます。
5-6-2-⑤	選択と集中の視点から、事業の必要性・緊急性等を総合的に判断し、効率的な財政運営に努めます。
5-6-2-⑥	地方分権や法制度の改正等に伴う財政需要の拡大に対応するため、中長期の財政計画の策定を検討し、中長期的展望に立った財政運営に努めます。

5-6-3 公共施設の適正管理と有効活用

5-6-3-①	将来にわたって、安全な公共施設を提供するため、「浦添市公共施設等総合管理計画」に基づき、更新費用の平準化を図ります。そのために、公共施設の適切な維持管理、適正配置について検討します。
5-6-3-②	安定した市民サービスの提供を行うため、本市の資産(施設や土地)の有効活用を図り、財源の確保に努めます。

5-6-4 人材育成と組織の活性化

5-6-4-①	政策形成能力や創造能力を有する人材を育成するための効果的な研修の実施および人事評価制度の充実に努め、職員の人材育成と組織の活性化を図ります。
5-6-4-②	職員の自己啓発制度の充実や人事評価制度の活用等により、職員の資質や能力の向上と意識の改革に努めます。

5-6-5 多様な主体との連携

5-6-5-①	地域の個性を活かし、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げるために、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。
5-6-5-②	市民サービスの向上と行政コストの縮減を図るため、業務委託、指定管理者制度の導入等、民間活力の効果的な活用に努めます。
5-6-5-③	広域行政の強化に向け、構成市町村との連携強化を図ります。
5-6-5-④	那覇港は本県の自立的経済発展や本市振興の活性化に大きく貢献することから、那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国および構成団体との連携強化を図ります。
5-6-5-⑤	沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携・協力のもと、後期高齢者医療制度の適切な運用に努めます。
5-6-5-⑥	総合計画をはじめとする各種計画の策定や取り組みにおいては、国や県など広域計画を踏まえた策定および取り組みの連携に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
経常収支比率	93.60% (令和6年度)	91.00% (令和12年度)
財政調整基金残高	32億8,986万4千円 (令和6年度)	標準財政規模の10% (令和12年度)
減債基金残高	7億1,815万円 (令和6年度)	30億円 (令和12年度)
市税徴収率	98.19% (令和6年度)	98.20% (令和12年度)

関連する主な個別計画等 | ● 浦添市公共施設等総合管理計画 ● 浦添市行政改革大綱

関連するSDGs



第5章

第三期浦添市 まち・ひと・しごと創生総合戦略

-
1. 総合戦略策定の基本的な考え方
 2. 浦添市がめざす都市像と戦略
 3. 各戦略の方向性と主な施策

戦略① 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち

戦略② 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち

戦略③ 自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまち

戦略④ 国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまち

第5章 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の基本的な考え方

1-1 策定の趣旨

日本は人口減少と少子高齢化が急速に進行し、地域の経済・社会を取り巻く環境は転換期を迎えています。日本の総人口は2008(平成20)年をピークに減少局面へ入り、2024(令和6)年10月1日現在の総務省推計では約1億2,400万人と、2014(平成26)年からの10年間で約340万人減少しています。

2024(令和6)年の出生数は約68.6万人と調査開始以降初めて70万人を下回り、少子化は想定より速いペースで進行しています。また、2040年代には年間約90万人規模の人口減少が見込まれるなど、全国的に深刻な人口減少と高齢化が避けられない状況となっています。

このような状況の中にあって、浦添市の人口は1980(昭和55)年以降増加を続け、2020(令和2)年には115,690人に達するなど、隣接する那覇市と連続した都市・生活圏の一角として発展してきました。しかし近年は微減傾向にあり、2025(令和7)年をピークに人口減少へ転じると見込まれています。年少人口の減少、生産年齢人口の縮小、老年人口の増加が進む中、地域の活力を維持し、持続可能な都市としての成長を図ることが重要な課題となっています。

上記の課題に対処するためには、分野を横断し、地域の実態に見合った適切な施策の立案が必要です。

そこで、国は2014(平成26)年11月に「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」を制定し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済縮小を克服すべく、同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。その後、デジタルの力を活用して地方創生を加速化させるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざしてきました。

2025(令和7)年6月には、国は10年間の地方創生の成果を継承・発展させる「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、人口減少の現実を正面から受け止めた上で、『「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る』ことをめざす姿として掲げています。

本市では、将来的な人口減少の歯止めをめざし「しごと」の創生、「ひと」の育成、「まち」の活性化を図るため、2016(平成28)年に浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。2021(令和3)年には第二期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んでまいりました。

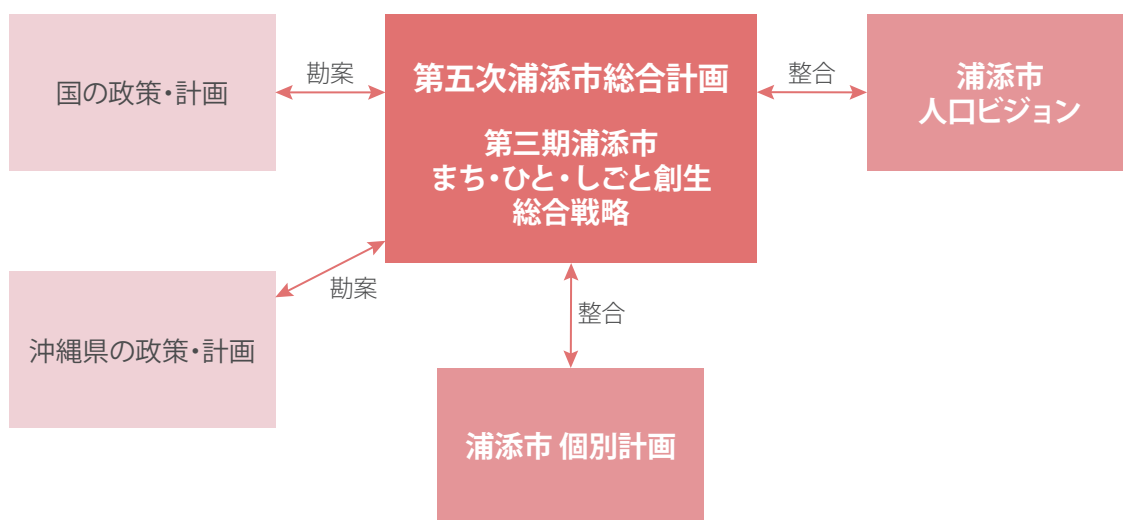
今回策定する第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「本総合戦略」という。)は、「第五次浦添市総合計画」(2021~2030年度)および「浦添市人口ビジョン」(2024年度改訂版)の方向性を踏まえるとともに、「地方創生2.0」の考え方を取り入れ、市民一人ひとりが尊重され、健康で幸せを共感できるまちづくりと、経済・社会の持続的発展を両立させる視点から、今後5年間に取り組むべき施策を体系化するものです。こうした考え方のもと、本戦略では、地方創生2.0基本構想で示された「政策の5本柱^{*}」を本市の都市特性・人口構造に応じて4つの戦略として再構成し、総合計画が掲げる都市像の実現に向けて施策を総合的かつ連携的に推進していきます。

※ 政策の5本柱：生活環境の向上、デジタル技術の活用など「新しい日本・楽しい日本」を創り出すための5つの政策方針。後述の1-2-2に詳述あり。

1-2 本総合戦略の位置づけ

本総合戦略は、「浦添市人口ビジョン」(2024年度改訂版)において示した「目指すべき将来の方向性」を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき策定するものです。

国の地方創生2.0基本構想で掲げる政策の5本柱および沖縄県の総合戦略である「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画」の方向性を勘案しつつ、施策を総合的かつ一体的に推進します。



1-2-1 浦添市総合計画および浦添市人口ビジョンとの関係

本総合戦略は、浦添市人口ビジョン(2024年度改訂版)で示された「目指すべき将来の方向性」を踏まえ、市民一人ひとりが健康で幸せを共感できる状態である、Well-Being(ウェルビーイング)を高め、持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。

一方、浦添市総合計画は本市の最上位計画として、理想とする都市像の実現に向けて施策を展開する包括的な指針です。これまで、総合戦略と総合計画は整合性に留意しつつ別々に策定してきましたが、両者のまちづくりの方向性や取り組みは、地域資源を活かした経済活動の推進や子どもを育てやすい環境づくりなど共通するものが多く、今回から、総合戦略は総合計画に包含する形で一体的に策定および進捗管理を行い、より効果的な運用を図ります。

本総合戦略は、総合計画に掲げる都市像の実現に向けた戦略として位置づけられ、総合計画の政策体系と相互に連携しながら、特に人口減少社会において効果が高い分野に重点を置き、横断的・戦略的に施策を推進します。

さらに、本市が将来に向けて持続的に発展していくためには、人口構造の変化を踏まえた視点が不可欠です。浦添市人口ビジョンでは、将来展望に向けた基本的視点として次の3点を示しています。

- (1) 結婚・子育ての希望が叶う環境づくりによる生産年齢人口の増加・定着
- (2) 交通・住宅・生活環境の改善による住みやすく魅力あるまちづくり
- (3) 産業振興と質の高い雇用創出による若い世代を中心とした人口の増加と定着

これらの方向性は、市民の幸福と生活の質を高めつつ、人口減少社会においても地域の持続可能性を確保していくための重要な視点であり、本総合戦略における政策展開の基盤となるものです。

1-2-2 国の地方創生に係る政策および総合戦略との関係性

本総合戦略は、2025（令和7）年6月に国が閣議決定した「地方創生2.0基本構想」および同年12月に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略」を勘案して策定するものです。国は、人口減少の現実を正面から受け止めた上で、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環により「新しい日本・楽しい日本」を創ることをめざす姿として掲げており、その実現に向けて次の6つの「基本姿勢・視点」を示しています。

- (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり
- (3) 人材や技術における異なる要素の連携と「新結合」
- (4) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- (6) 好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

国は、めざす姿を実現するための政策の方向性として、次の「政策の5本柱」を掲げています。

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生 ～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

これらの政策の柱は、人口減少社会においても地域が持続可能な成長を遂げるための方向性として示されたものであり、各自治体に対して、地域特性に応じた戦略への具体化が期待されています。

1-2-3 沖縄県の総合戦略との関係性

沖縄県では、県の将来像を示す「沖縄21世紀ビジョン」（2010（平成22）年）を掲げ、これを具体化する「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」および「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」（2022（令和4）年）に基づき、将来の沖縄の姿と政策方向を示しています。地方創生の推進にあたっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022（令和4）年閣議決定）を踏まえ、2023（令和5）年～2027（令和9）年を計画期間とする「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略。以下「沖縄県総合戦略」という。）」を策定しています。

沖縄県総合戦略では、次の4つの社会を活力ある持続可能な社会として掲げています。

- (1) 安心して結婚・出産・子育てができる社会
- (2) 世界に開かれた希望と活力にあふれる豊かな社会
- (3) 沖縄らしい魅力を生かし生き生きと暮らせる優しい社会
- (4) 離島・過疎地域の個性を生かした持続可能な社会

これらの方向性に基づき、平和で幸せが感じられる豊かな「ゆがふしまづくり」を推進しています。

また、市町村に期待される役割として、県と市町村がそれぞれの役割を果たしながら施策を総合的に推進するとともに、県と市町村、さらには市町村間で連携を進めていくことが求められています。

1-2-4 包括的視点

本総合戦略では、政策分野ごとの取り組みを個別最適で進めるのではなく、横断的な視点を踏まえて推進していきます。特に、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標(SDGs)の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標(ゴール)に配慮しながら施策を展開します。

あわせて、政策立案・実施・検証の各段階ではEBPM(Evidence-Based Policy Making)の考え方を導入し、地域幸福度(Well-Being)指標をはじめとした客観的なデータや指標に基づく政策運営を行います。

1-3 計画期間

本総合戦略の計画期間は、国や県の総合戦略を勘案しつつも、総合計画に合わせることを基本とし、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。

2. 浦添市がめざす都市像と戦略

2-1 めざす都市像・まちづくりの目標

浦添市は、第五次浦添市総合計画において、理想とする都市像を「てだこの都市(まち)・浦添」とし、都市像の実現に向け、「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」をまちづくりの目標として掲げています。

本総合戦略では、これらの都市像およびまちづくりの目標を礎とし、人口減少社会にあっても市民一人ひとりのWell-Being(ウェルビーイング)の向上と、持続可能で魅力ある都市としての発展をめざします。

2-2 実現に向けた4つの戦略

上述した都市像の実現に向け、計画期間の5年間で取り組む方向性を「戦略」として以下のとおり4つに整理します。4つの戦略は、市民の日常の暮らしに寄り添いながら、生活環境・雇用・子育て・健康・経済・交流・地域価値の創出などを相互に関連づけ、好循環を生み出す視点から設定しています。これらの4つの戦略ごとに、第五次浦添市総合計画 後期基本計画の中で特に経済や生活環境における地方創生、デジタル技術の活用等に焦点を当てて施策を抽出し、再構成して示します。

戦略
①

誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち

戦略
②

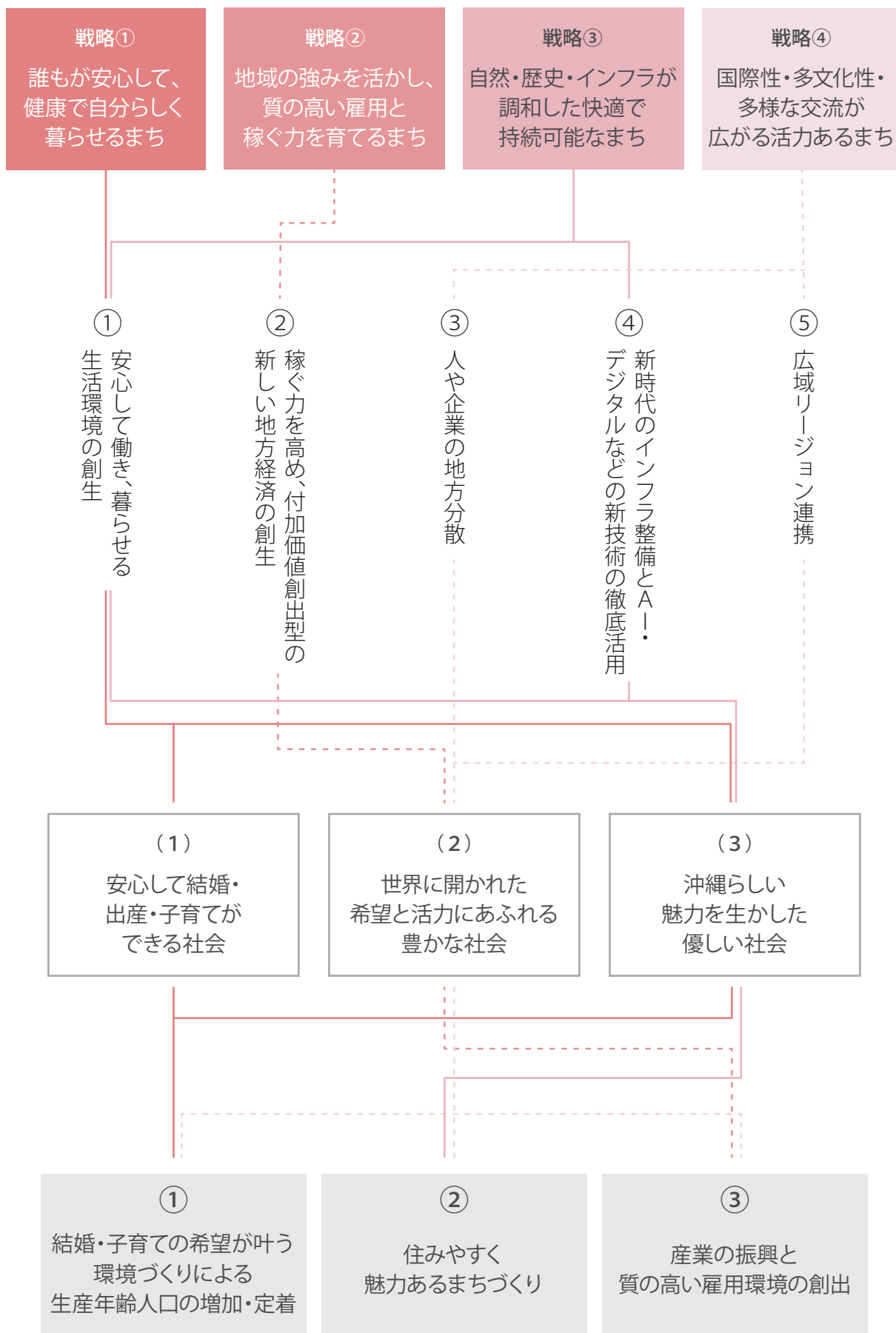
地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち

戦略
③

自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまち

戦略
④

国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまち



3. 各戦略の方向性と主な施策

戦略① 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち

本市では、老年人口の増加が続く一方で、生産年齢人口および年少人口は中長期的に減少していくと見込まれています。人口減少が進む社会においても市民が安心して暮らし続けられる地域を維持していくためには、出産・子育てへの支援をはじめ、就業や社会参加を希望しながらも機会が得られにくかった人の活躍を後押しし、また、地域の担い手が不足する状況に備え、地域コミュニティのあり方についても戦略的に検討していくことが重要です。

また、誰もが地域で健康に暮らし続けられる環境づくりは、福祉・教育・子育て・社会参加など多分野が連携することで実現します。

本市は、子育てや介護、就学前教育、社会参加など生活に身近な分野の支援を総合的に進め、地域全体で市民の健康・成長・自立を支えるまちづくりを推進します。こうした取り組みを通じて、子どもから高齢者まで多様な市民が安心して自分らしく暮らし続けられる「暮らしの質が高いまち」の実現をめざします。

重要目標達成指標 (KGI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市民の幸福度 (Well-Beingアンケート調査結果の平均値)	7.1 (令和7年度)	7.2 (令和12年度)

主な施策とKPI

戦略①-1 結婚・出産・子育ての希望が叶う環境づくり

将来の人口維持の鍵となる子育て世帯の流入・定着を促すため、妊娠・出産・乳幼児期から学童期までの切れ目のない支援を推進し、子育てに伴う負担軽減と地域全体で子どもを支える体制を整備します。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策2	2-1 就学前教育・保育	057 - 060	2-1-1 身近な地域での教育・保育の提供 2-1-2 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実 2-1-3 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成 2-1-4 地域との連携を活かした教育・保育施設づくりの推進
	2-4 社会教育	067 - 070	2-4-2 地域と学校の連携・協働体制の構築
政策3	3-2 健康増進	091 - 092	3-2-1 健康づくり支援の充実
	3-3 子ども・子育て支援	093 - 096	3-3-1 地域ぐるみの子育て支援の充実
			3-3-2 児童・子育て家庭への支援の充実
			3-3-3 多様な保育サービスの充実
			3-3-4 母子・父子および寡婦世帯福祉の充実
3-3-5 母子保健の充実			

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
病児・病後児保育実施箇所数	2箇所 (令和6年度)	4箇所 (令和12年度)
ファミリー・サポート・センター登録会員の活動件数	6,111件 (令和6年度)	6,111件 (令和12年度)
学童クラブ定員	2,599人 (令和6年度)	2,678人 (令和12年度)
放課後子ども教室設置数	21教室 (令和6年度)	27教室 (令和12年度)

戦略①-2 就業やまちづくりへの参画の促進

女性・高齢者・障がいのある人をはじめ、「働きたい人が働ける」環境づくりを進めます。

その際、仕事と子育て・介護・治療・学びを両立できるようにすることを重視し、個人の状況に応じた働き方が選べる環境を整備します。

また、地域活動・ボランティア・生涯学習など、就業以外の社会参加の場やまちづくりに参画するための場づくりを推進し、多様な場で力を発揮できる社会を実現します。さらに、人口減少・少子高齢化の影響により地域の担い手が不足する状況に備え、地域コミュニティのあり方や各種団体との連携について検討します。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-3 就業・労働	041 - 042	1-3-1 雇用機会の創出と就労等の支援
			1-3-2 多様な働き方を支える環境整備
政策2	2-4 社会教育	067 - 070	2-4-1 多様な価値観に対応した社会教育の推進
政策3	3-4 高齢者福祉	097 - 100	3-4-2 社会参加と生きがいの創出
	3-5 障がいのある人の福祉	101 - 104	3-5-1 自立した日常生活の支援・社会参加の促進
			3-5-2 介護・訓練等給付の充実
			3-5-3 福祉施設の充実
3-6 公的サービス (生活支援・国民年金)	105 - 106	3-6-1 生活困窮者への支援	
政策5	5-1 まちづくり協働	133 - 134	5-1-1 まちづくり協働人材づくり
			5-1-2 市民参画機会の拡充とまちづくり協働の推進
			5-1-3 ボランティア団体やNPO等の活動の支援
	5-2 地域コミュニティ活動	135 - 136	5-2-1 地域コミュニティ活動の拡充
			5-2-2 地域・まちづくりへの参画の促進
	5-3 人権・男女共同参画社会	137 - 138	5-3-1 人権・男女共同参画社会の視点に立った意識改革の推進
5-3-2 人権・男女共同参画社会を実現する環境整備			

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
市内企業の沖縄県人材育成企業認証制度 認証企業数	10企業(令和6年度)	20企業(令和12年度)
多様なコミュニケーション手段への 理解を深める講座(手話奉仕員養成講座、 音訳講座、点訳講座、要約筆記)の年間修了者数	31人(令和6年度)	35人(令和12年度)
まちづくりプラン助成金交付団体数(累計)	236団体(令和6年度)	260団体(令和12年度)
市民憲章環境美化活動参加者数	10,655人(令和6年度)	17,000人(令和12年度)
浦添市シルバー人材センターの就労率	70.3%(令和6年度)	81.0%(令和12年度)

戦略① 誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち

戦略①-3 健康寿命の延伸と暮らしの安全

重症化すると重大な疾患の要因となる生活習慣病や肥満予防などのための健康づくり支援、消防・救急体制の充実、介護予防の取り組み強化により、高齢期も含め誰もが地域でいきいきと暮らし続けられる社会をめざします。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策3	3-2 健康増進	091 - 092	3-2-1 健康づくり支援の充実
	3-4 高齢者福祉	097 - 100	3-4-1 地域福祉サービス・介護予防の充実 3-4-2 社会参加と生きがいの創出 3-4-3 介護保険制度の円滑な運営および介護人材の確保・定着
政策4	4-2 消防・救急	113 - 116	4-2-2 救急体制の整備・拡充

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
特定健診受診率	30.0% (令和6年度)	35.5% (令和12年度)
高規格救急車整備台数	5台 (令和6年度)	6台 (令和12年度)

図表・写真等

社会教育の取り組み：地域ボランティアの参画による活動（地域学校協働活動、放課後子ども教室）の様子

浦添中学校におけるキャリア教育「職業人講話」
（地域学校協働活動）



（資料）社会教育推進課

みやぎっ子放課後子ども教室（工作）



（資料）社会教育推進課

内間小学校放課後子ども教室（琉球箏曲）



（資料）社会教育推進課

内間小学校における総合的な学習
「内間の宝を見つけよう」
（地域学校協働活動）



（資料）社会教育推進課

戦略② 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち

本市では、生産年齢人口の社会減を抑制しつつ持続的な経済成長を図るため、地域の産業基盤を強化し、質の高い雇用を生み出すことが重要となっています。特に、本市は西洲地区を中心とした物流拠点機能、地域資源を活かした商品開発のポテンシャル、観光産業の成長余地、情報通信産業の集積可能性など、強みとなる産業領域を有しています。これらのポテンシャルを最大限に活かし、収入の市外流出を抑えつつ、域外からの収入を獲得できる「稼ぐ力」を高めていくことが、若い世代を中心とした定着・流入の促進にもつながります。

そのため本市は、地域企業への経営支援・創業支援・企業誘致を総合的に進めるとともに、物流ハブ機能や地域資源を活かした産業および観光振興を推進します。これにより、市内で魅力ある仕事・働き続けたい仕事が増え、産業と雇用が成長の好循環を生み出す「持続的に稼ぐ都市経済」の実現をめざします。

重要目標達成指標 (KGI)

指標	基準値	目標値・方向性
市内総生産額(名目)	4,135億5,800万円(令和4年度)	4,633億600万円(令和12年度)

戦略②-1 産業基盤の強化と企業支援・DX・生産性向上

市内企業の競争力向上、DX推進、人材確保、経営基盤の強化を総合的に支援します。

あわせて、働き方改革や労働環境改善、従業員の定着支援を通じて、ワーク・ライフ・バランス に配慮した経営を促進し、企業の持続的成長と生産性向上につなげます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-1 産業振興	035 - 038	1-1-1 本市の特性を活かした産業振興の促進
	1-3 就業・労働	041 - 042	1-3-1 雇用機会の創出と就労等の支援 1-3-2 多様な働き方を支える環境整備

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
4つの特区による税制優遇措置を受けている事業者数	33事業者(令和6年度)	51事業者(令和12年度)
市内企業の 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業数	19企業(令和6年度)	29企業(令和12年度)
市内企業の沖縄県人材育成企業認証制度 認証企業数	10企業(令和6年度)	20企業(令和12年度)

戦略②-2 企業誘致・創業支援による雇用創出と新産業の創出

物流・観光・ITなどの分野を中心に企業誘致・創業支援を推進し、域外資本・域外人材の獲得と、市内での新たな雇用創出につなげます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-1 産業振興	035 - 038	1-1-1 本市の特性を活かした産業振興の促進
			1-1-2 起業・創業支援
			1-1-3 企業の立地・定着の促進、流出防止対策
	1-3 就業・労働	041 - 042	1-3-1 雇用機会の創出と就労等の支援
	1-4 西海岸地域の開発	043 - 044	1-4-2 新規産業拠点の形成
1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	045 - 048	1-5-2 次世代の都市像を見据えた跡地利用計画と広域連携の展開	

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
「浦添市創業支援事業計画」に伴う創業者数	841事業者(令和6年度)	1,237事業者(令和12年度)

戦略② 地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまち

戦略②-3 観光・文化・地域資源を活かした稼げる魅力づくり

観光需要の獲得と観光地としての魅力向上を図るとともに、歴史・文化・食・地域資源と結び付けた商品開発・体験型コンテンツの創出を支援します。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-2 観光振興	039 - 040	1-2-1 市民と観光の接点の深化 1-2-2 浦添の魅力を最大限活用した観光のあり方の提案 1-2-3 マーケティング・情報発信体制の強化 1-2-4 ハード面・ソフト面での受け入れ環境の充実 1-2-5 事業者・自治体による連携強化
	1-4 西海岸地域の開発	043 - 044	1-4-3 都市近郊型海浜リゾートの形成
政策2	2-6 文化芸術	073 - 076	2-6-1 浦添らしい特色ある文化芸術活動の推進 2-6-2 文化施設の活用と連携
	2-7 文化財	077 - 080	2-7-1 文化財の保護・継承と活用 2-7-2 歴史と文化のいきづつまちづくり

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
観光情報サイト「うらそえナビ」閲覧数	38万PV(令和6年度)	44万PV(令和12年度)
浦添市美術館常設展年間観覧者数 (企画展共通チケット利用を除く)	6,586人(令和6年度)	9,000人(令和12年度)
浦添グスク・ようどれ館の入館者数	8,517人(令和6年度)	8,650人(令和12年度)
文化財指定件数	82件(令和6年度)	84件(令和12年度)

戦略②-4 地域資源を活かした商品開発・販路拡大の推進

農水産物・工芸・文化・観光資源などを活かした商品のブランド化と販路拡大を支援し、域外需要獲得と中小企業の収益向上をめざします。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-1 産業振興	035 - 038	1-1-4 都市型農業の推進 1-1-5 つくり育てる水産業の振興 1-1-6 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
	1-2 観光振興	039 - 040	1-2-1 市民と観光の接点の深化 1-2-3 マーケティング・情報発信体制の強化 1-2-5 事業者・自治体による連携強化

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
牧港漁港陸揚量	331.3トン(令和6年度)	450.0トン(令和12年度)

戦略③ 自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまち

本市では、都市開発が進む一方、住宅不足・交通渋滞・災害対策・公共施設の更新といった都市基盤に関わる課題が生じています。新しいまちづくりが進むエリアと既存市街地の双方で、「住み続けたい」「住みやすい」と実感できる良質な生活環境を確保し続けることが求められています。

また、浦添市は歴史・文化・自然環境と都市インフラが近接する特性を有しており、公共施設・交通環境・港湾の整備および良好な都市景観の形成と地域資源の保全を両立させた施策を展開することで、市民が安心して住み続け、訪れる人にとっても魅力ある「快適で持続可能な都市環境の実現」をめざします。

さらに、行政手続きのオンライン化やICTの活用により、利便性の高い暮らしと効率的な都市運営を実現します。

重要目標達成指標 (KGI)

指標	基準値	目標値・方向性
市民の生活満足度 (Well-Beingアンケート調査結果の平均値)	7.1 (令和7年度)	7.2 (令和12年度)

戦略③-1 安全・快適で持続可能な魅力あるまちの形成

人口構造の変化を見据えた、公共施設の老朽化対策、良質な住環境の整備により持続可能な都市を実現します。また、浦添の歴史・自然・文化・景観が都市空間の価値向上につながるまちづくりにより、都市の魅力創出も図ります。

あわせて、市民が利用する行政サービスについて、手続きの利便性向上や、オンライン化の推進など、市民の満足度を高める取り組みを進めます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	045 - 048	1-5-1 魅力ある市街地の創造 1-5-2 次世代の都市像を見据えた跡地利用計画と広域連携の展開
	1-7 上下水道	053 - 054	1-7-1 水の安定供給と安心・快適な給水 1-7-3 下水道環境の充実
政策4	4-1 防災・減災	109 - 112	4-1-2 災害に強い土地利用・都市基盤の整備
	4-4 みどり(緑)・自然(海・川)	119 - 122	4-4-2 魅力ある公園づくり 4-4-3 花とみどり(緑)のまちづくり
	4-7 循環型社会・生活排水	129 - 131	4-7-3 生活排水の適正な処理の推進
政策5	5-5 スマート自治体	141 - 144	5-5-1 スマート自治体の構築 5-5-2 スマート自治体の推進
	5-6 行財政運営	145 - 148	5-6-3 公共施設の適正管理と有効活用

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値・方向性
雨水排水施設の整備(整備延長)(累計)	0.3km(令和6年度)	0.5km(令和12年度)
市民一人あたり整備済み公園面積	5.58㎡(令和6年度)	5.80㎡(令和12年度)
空寿崎周辺の海岸利用空間創出のための施設整備	0施設(令和6年度)	1施設(令和12年度)

戦略③-2 交通環境の改善・公共交通の利便性向上のための整備

モビリティ(移動性)確保、公共交通の利便性向上を、コンパクト・プラス・ネットワーク(生活を支える機能・施設を集約するとともに、地域公共交通と連携する)の考えに基づき、都市計画や道路、施設整備といった各分野と連携を図りながら総合的に推進し、交通渋滞解消とあわせて誰もが移動しやすい都市環境を整えます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-2 観光振興	039 - 040	1-2-4 ハード面・ソフト面での受け入れ環境の充実
	1-4 西海岸地域の開発	043 - 044	1-4-1 港湾の整備
	1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	045 - 048	1-5-1 魅力ある市街地の創造
	1-6 道路・交通体系	049 - 052	1-6-1 道路・交通体系の整備
			1-6-2 幹線道路の整備
		1-6-3 生活道路の整備および管理 1-6-4 道路・交通施設の安全性・快適性の確保	
政策4	4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全	117 - 118	4-3-1 交通安全対策の推進

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市内におけるシェアサイクルの年間利用回数	41,805回(令和6年度)	77,000回(令和12年度)
通学路スクールゾーン路面標示工事箇所(塗り直し等)	20箇所(令和6年度)	20箇所(令和12年度)

戦略③-3 強さとしなやかさ(レジリエンス)を備えた防災・安全対策

自然災害の激甚化、気候変動による熱中症や大雨日数の増加といった日常生活への影響に備え、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を充実させることで、市民の安全・安心を確保します。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策4	4-1 防災・減災	109 - 112	4-1-1 地域防災対策等の充実
			4-1-2 災害に強い土地利用・都市基盤の整備
	4-2 消防・救急	113 - 116	4-2-1 消防体制の整備・拡充 4-2-2 救急体制の整備・拡充
	4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全	117 - 118	4-3-2 防犯対策の推進

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
自主防災組織数	8件(令和6年度)	17件(令和12年度)
避難行動要支援者の個別避難計画作成件数	129件(令和6年度)	1,520件(令和12年度)
住宅用火災警報器の設置率	79.0%(令和6年度)	81.5%(令和12年度)
高規格救急車整備台数	5台(令和6年度)	6台(令和12年度)

戦略④ 国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまち

本市は、古くから国際的な交流を取り入れ発展してきた歴史を持ち、現在も観光客や留学生といったヒト、国際物流拠点によるモノが集う都市としての特性を有しています。今後は、こうした強みを地域価値の源泉として位置付け、国内外との交流・文化振興・人材循環による活気と創造性をまち全体に広げていくことが求められています。

「訪れたい」「かかわりたい」と感じられるまちづくりを進めることは、通勤・通学、観光などで一時的に地域と交流を持つ交流人口だけでなく、地域と継続して多様にかかわる関係人口や移住者、企業を呼び込み、地域経済の成長や市民の文化的豊かさを育むことにつながります。さらに、多様な価値観・文化・バックグラウンドを持つ人々がお互いを尊重し合いながら共生できる環境づくりは、持続可能な地域社会の実現に不可欠です。

本市は、国際交流・文化芸術・観光振興・グローバル人材育成などによる都市の魅力向上を総合的に推進し、世界に開かれた活力のあるまちの実現をめざします。

重要目標達成指標 (KGI)

指 標	基準値	目標値・方向性
Well-Beingアンケート標準設問「この地域には、どんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある」の平均値	2.8(令和7年度)	3.5(令和12年度)

戦略④-1 多文化共生を支える地域づくり・ネットワークづくり

友好都市との交流をはじめ、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）などとの連携のもと、人的交流や多文化理解の促進に努めます。また、外国にルーツを持つ人も地域の人も安心して暮らせる社会をめざし、日常的な交流づくりを進めます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策2	2-2 学校教育	061 - 064	2-2-2 豊かな心と限りない創造性をはぐくむ教育の充実
	2-6 文化芸術	073 - 076	2-6-1 浦添らしい特色ある文化芸術活動の推進 2-6-2 文化施設の活用と連携
	2-8 国際交流・多文化共生・世界平和	081 - 084	2-8-1 友好都市との交流促進 2-8-2 多文化共生社会の形成と国際交流・国際協力の推進 2-8-3 本市と移住先国との「架け橋」となる人材の育成 2-8-4 世界平和への貢献

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
国際交流協会会員数	218人(令和6年度)	251人(令和12年度)
ピースメッセンジャー認定者数	111人(令和6年度)	171人(令和12年度)

戦略④-2 文化・芸術・スポーツなどを活かした都市の活力創出

文化芸術イベントやスポーツコンベンションなどの開催推進を図ることで、都市のブランド力向上や持続的なにぎわいにつなげ、多様な交流や関係人口の創出に取り組みます。

対応する主な総合計画部門別計画

政策	施策	ページ数	基本的な取り組み
政策1	1-2 観光振興	039 - 040	1-2-5 事業者・自治体による連携強化
政策2	2-4 社会教育	067 - 070	2-4-1 多様な価値観に対応した社会教育の推進
	2-5 スポーツ	071 - 072	2-5-1 多様なスポーツの総合的な推進 2-5-2 スポーツ環境の整備・充実
	2-6 文化芸術	073 - 076	2-6-1 浦添らしい特色ある文化芸術活動の推進 2-6-2 文化施設の活用と連携
政策5	5-1 まちづくり協働	133 - 134	5-1-1 まちづくり協働人材づくり 5-1-2 市民参画機会の拡充とまちづくり協働の推進
	5-2 地域コミュニティ活動	135 - 136	5-2-1 地域コミュニティ活動の拡充 5-2-2 地域・まちづくりへの参画の促進

重要業績評価指標 (KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
てだこウォークの参加者数	6,023人(令和6年度)	7,000人(令和12年度)
観光情報サイト「うらそえナビ」閲覧数	38万PV(ページビュー)(令和6年度)	44万PV(ページビュー)(令和12年度)
まちづくりプラン助成金交付団体数(累計)	236団体(令和6年度)	260団体(令和12年度)

第6章

計画の実現に向けて (実効性の担保)

-
1. 実効性のある計画推進
 2. 後期基本計画(第三期総合戦略)のPDCAサイクル
-

第6章 計画の実現に向けて(実効性の担保)

1. 実効性のある計画推進

本市を取り巻く社会経済情勢は、引き続き大きな変化が見込まれます。

本市のまちづくりに関わる、市民、事業者、行政等といったすべての人が、本市のまちづくりの目標「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」を共有し、その実現に向けて、大きな変化にも柔軟かつ機動的に対応しながら、総合計画を推進することが重要です。

行政においては、策定した総合計画および総合戦略の施策を着実に「実行」することはもちろんですが、多くの市民と協働で策定に取り組むことで、「市民が身近に感じる総合計画・総合戦略になる」ことを目的に設置した「浦添市市民協働会議(わくわくゆんたく会議)」からの提言を受け、基本構想にも掲げられた「持続的で計画的な行政運営を進める」ためにも、実施した施策による効果を評価・検証する、「実効」性のある計画の推進に取り組むことが求められています。

そのため、総合計画および総合戦略を実効性のある計画として推進するために、計画の進捗状況を定期的に把握、分析し、その結果をまちづくりの次の取り組みに活かしていきます。

2. 後期基本計画(第三期総合戦略)のPDCAサイクル

2-1 毎年度の進捗管理

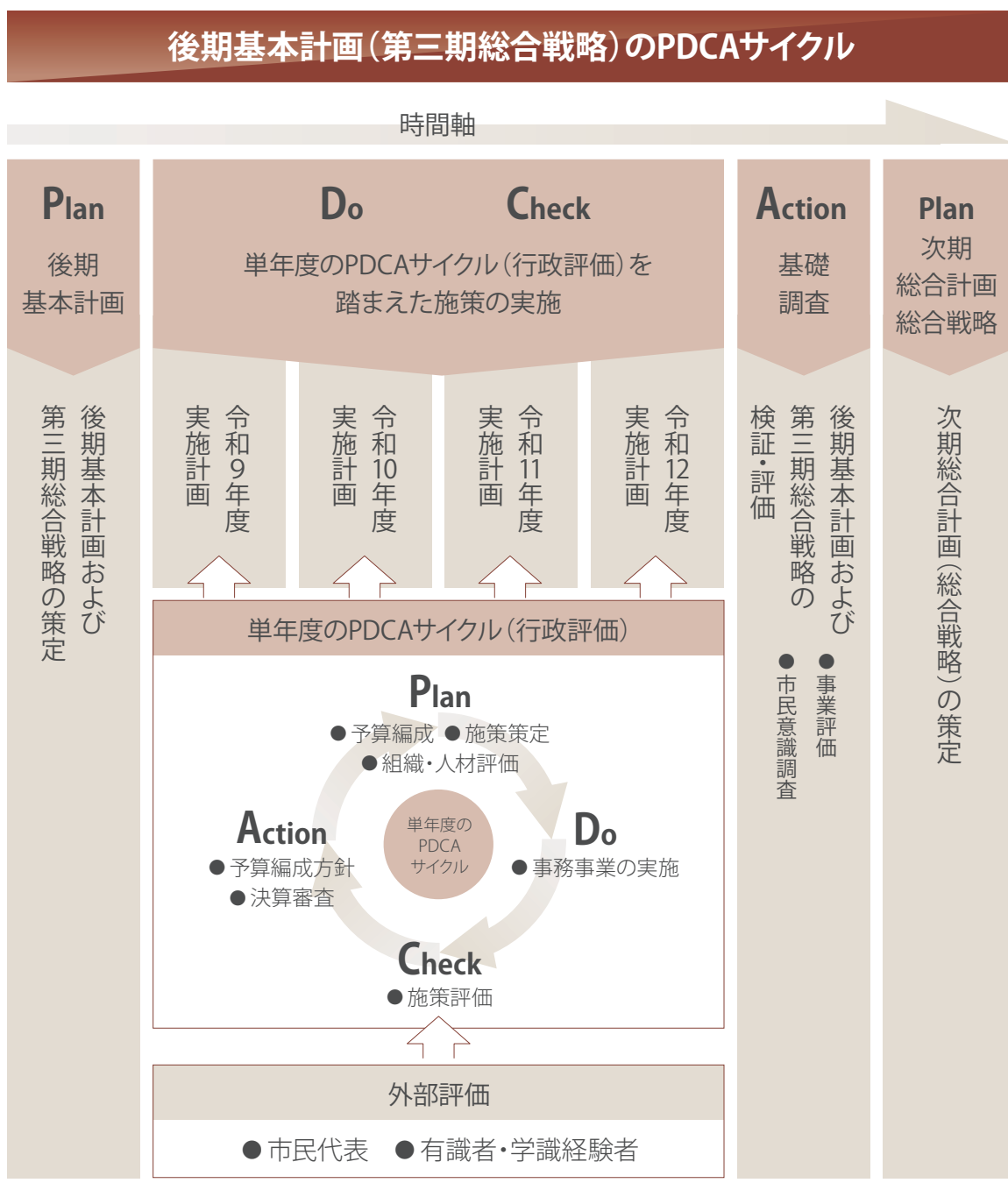
第五次浦添市総合計画の基本構想で定め、後期基本計画の5つの政策内に設定した「重要業績評価指標(KPI)」、および第三期浦添市総合戦略の4つの戦略内に設定した「重要目標達成指標(KGI)」と「重要業績評価指標(KPI)」については、毎年度の行政評価において、検証・評価を行い、目標値(方向性)の達成に必要な事務事業の改善や組織・人材、予算などの行政資源の配分の見直しも行っていきます。

また、市民代表や有識者・学識経験者等の委員で構成する審議会を設置して、外部評価を実施し、市民の視点や専門的な知見から施策等に対する評価を行うことにより、効果検証の客観性や信頼性、公平性を確保していきます。

なお、毎年度の行政評価と外部評価の結果については、市民への説明責任を果たすことや次年度の施政方針と予算編成に至る意思形成過程の見える化を図る観点から公表します。

2-2 中間年度の施策評価

次期浦添市総合計画および総合戦略の策定に向けて、後期基本計画および第三期総合戦略の検証・評価を目的とした、基礎調査を実施します。事業評価と市民意識調査を通じて、社会経済情勢も考慮した時点修正を行い、目標の達成に向けた次期総合計画・総合戦略策定の基礎資料として活用します。



資料編

-
1. 第五次浦添市総合計画（後期基本計画）および
第三期浦添市総合戦略策定の経緯
 2. 策定体制
 3. 市民アンケート調査結果等
 4. 浦添市総合計画審議会
-

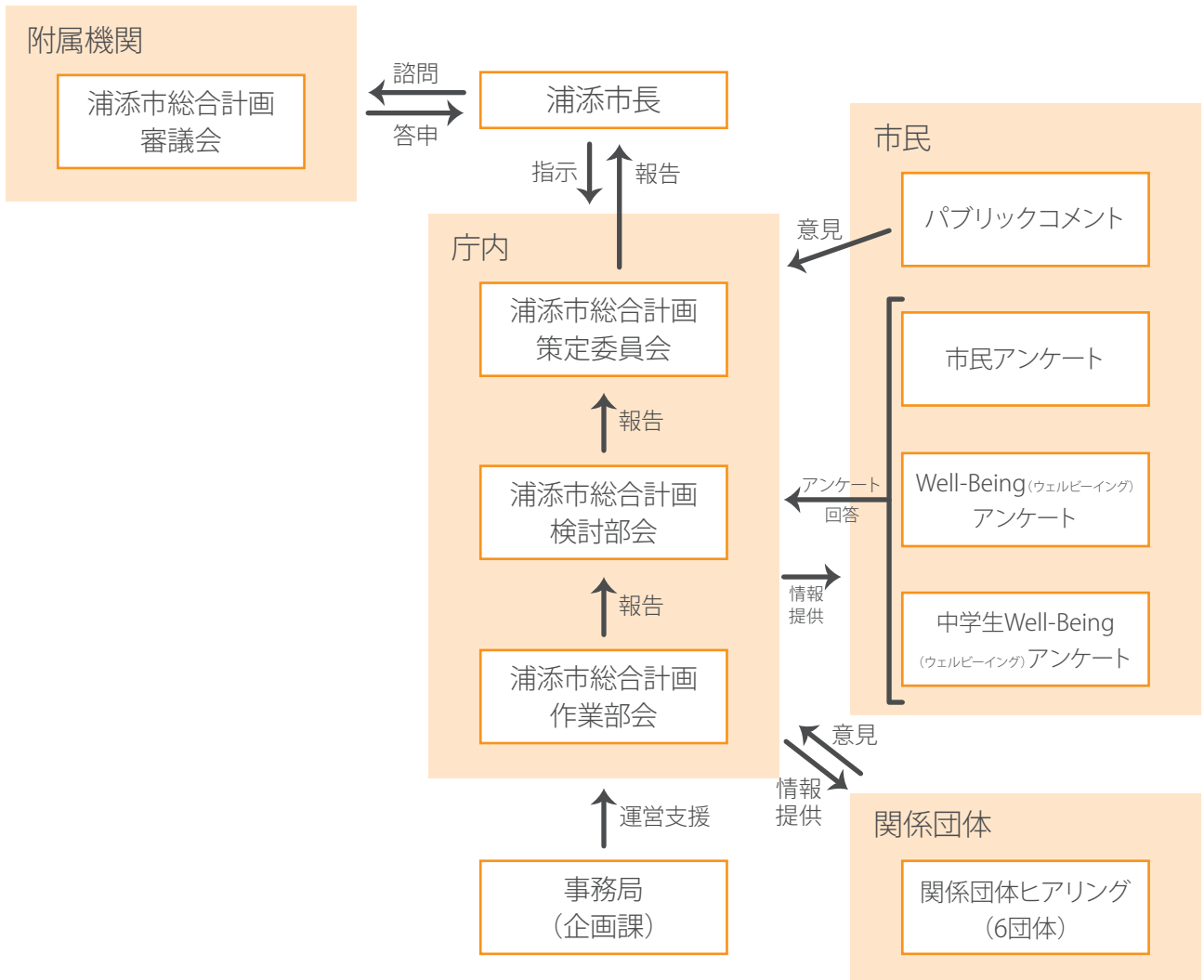
資料編

1. 第五次浦添市総合計画(後期基本計画)および第三期浦添市総合戦略策定の経緯

年月日	会議等	主な内容	
2025 (令和7)年	8月18日	総合計画・総合戦略策定のための市民アンケート	無作為抽出した18歳から99歳までの市民2,000人を対象に実施(8月31日まで受付)
	8月18日	浦添市 Well-Being(ウェルビーイング)アンケート	無作為抽出した18歳から99歳までの市民2,000人を対象に実施、加えて市HP・市SNS等にて回答者を募集(8月31日まで受付)
	9月9日	浦添市 中学生 Well-Being(ウェルビーイング)アンケート	市内5中学校の2年生を対象に実施(9月30日まで受付)
	9月12日	関係団体ヒアリング	下記6団体について、活動上の課題や市のまちづくりへの意見・要望等の把握のため実施 ・浦添市観光協会 ・浦添商工会議所 ・沖縄県農業協同組合JAおきなわ浦添支店 ・浦添宜野湾漁業協同組合 ・浦添市社会福祉協議会 ・GW 2050 PROJECTS 推進協議会(10月9日まで実施)
	10月8日	総合計画および総合戦略策定に係る Well-Being(ウェルビーイング)職員研修	庁内職員20人を対象に実施
	10月8日	Well-Being(ウェルビーイング)職員ワークショップ	庁内職員12人を対象に実施
	10月29日	市長インタビュー	Well-Being(ウェルビーイング)の概要説明、基礎調査結果の報告、市長の意向把握のため実施
	10月30日	作業部会(第1回)	Well-Being(ウェルビーイング)の概要説明、基礎調査結果の報告、個別施策の作成依頼
	11月12日	総合計画審議会(第1回)	諮問、Well-Being(ウェルビーイング)の概要説明、基礎調査結果の報告

年月日	会議等	主な内容	
2025 (令和7)年	11月13日	検討部会(第1回)	Well-Being(ウェルビーイング)の概要説明、基礎調査結果の報告、個別施策の作成依頼
	11月17日	策定委員会(第1回)	Well-Being(ウェルビーイング)の概要説明、基礎調査結果の報告
	11月26日	庁内各課ヒアリング	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の作成・調整(12月5日まで実施)
	12月24日	作業部会(第2回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の検討
	12月25日	検討部会(第2回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の検討
	12月26日	策定委員会(第2回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の検討
2026 (令和8)年	1月8日	総合計画審議会(第2回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の審議
	1月22日		検討部会および作業部会委員による後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の検討(書面にて実施)
	1月26日	策定委員会(第3回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の検討
	1月28日	総合計画審議会(第3回)	後期基本計画(素案)および総合戦略(素案)の審議
	2月5日		第五次浦添市総合計画後期基本計画(第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略)(素案)パブリックコメント(2月20日まで実施)
	2月26日	検討部会(第3回)	後期基本計画(案)および総合戦略(案)の策定
	3月2日	総合計画審議会(第4回)	後期基本計画および総合戦略についての答申決定
	3月10日		市長 第五次浦添市総合計画 後期基本計画および第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定(決裁)

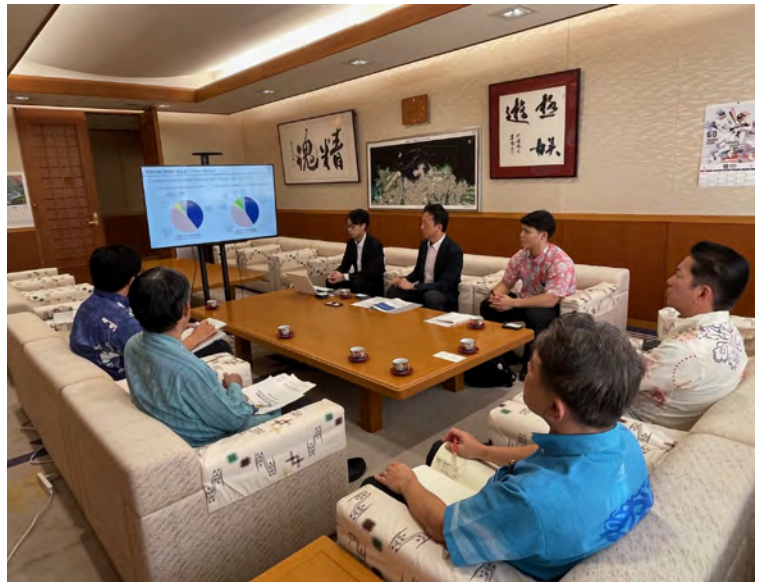
2. 策定体制



作業部会(第1回、2025(令和7)年10月30日)



検討部会(第1回、2025(令和7)年11月13日)



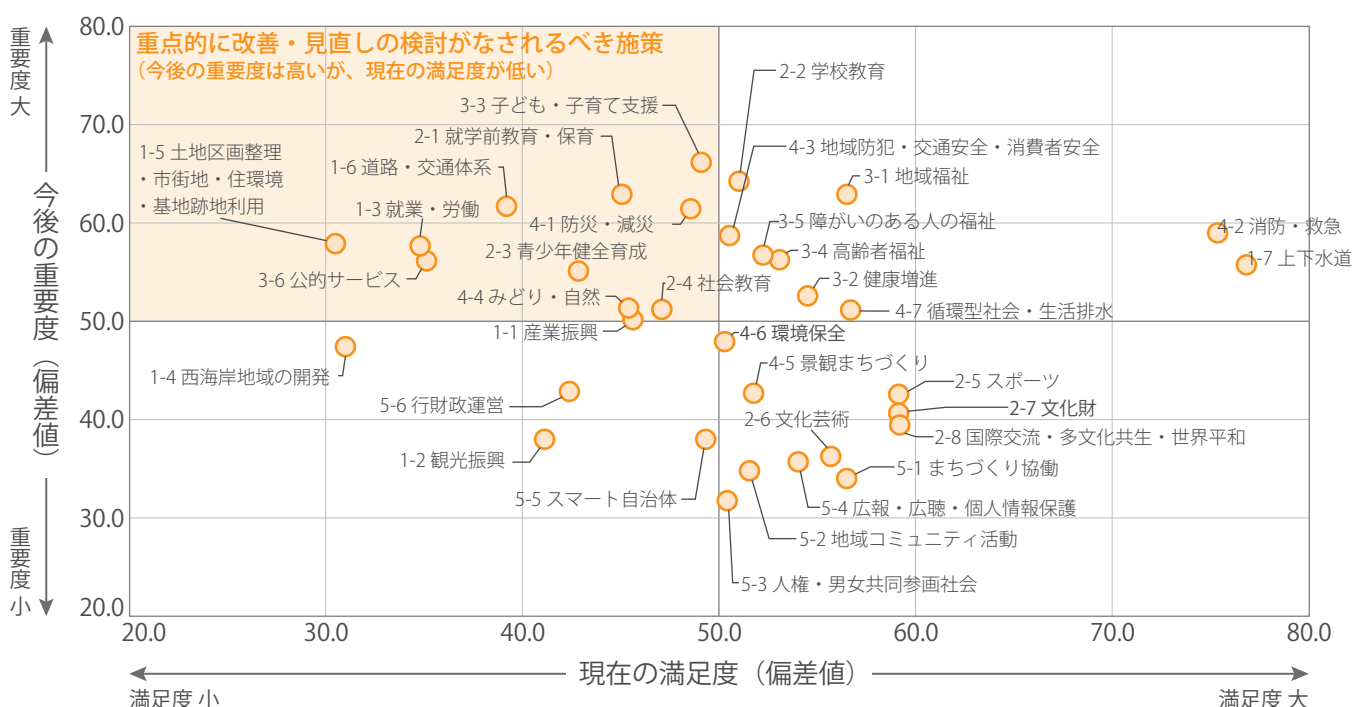
市長インタビュー(2025(令和7)年10月29日)

3. 市民アンケート調査結果等

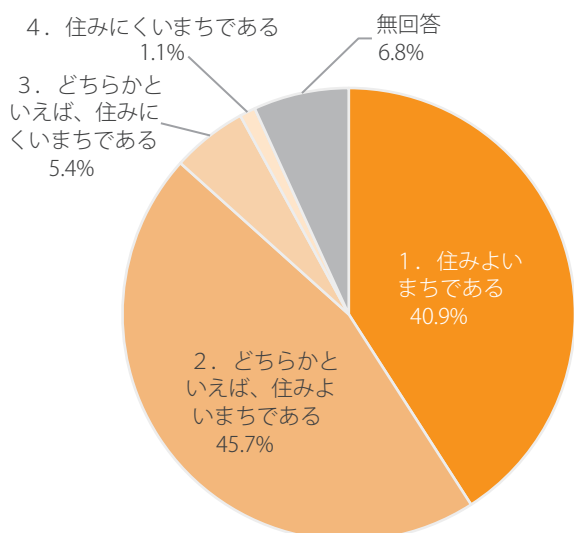
3-1 市民アンケート (2025(令和7)年8月18日～8月31日)

方法・対象	概要
<ul style="list-style-type: none"> 無作為に抽出した18～99歳の市民2,000人を対象に郵送により配布、回収は郵送またはWebにより実施 有効回答率17.6% (有効回答者数:352人) (郵送による回答者数:215人、Webによる回答者数:137人) 	<p>前期基本計画の各施策に対する「満足度と重要度」、浦添市の「住みやすさ/住みにくさ」等について調査を実施。</p>

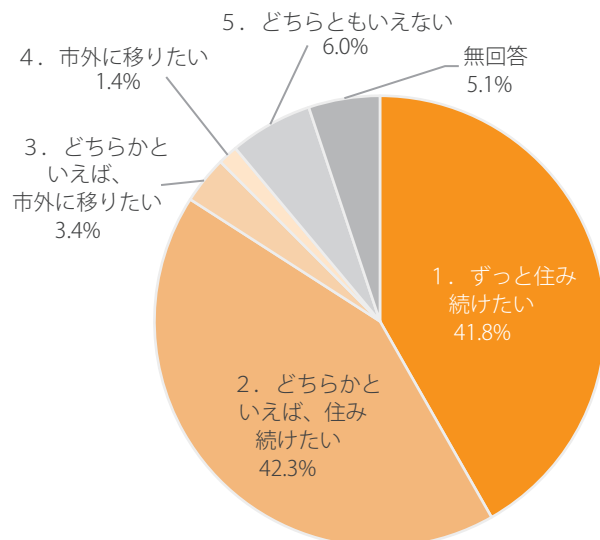
● 施策別の満足度・重要度



● 浦添市の住みやすさ/住みにくさ



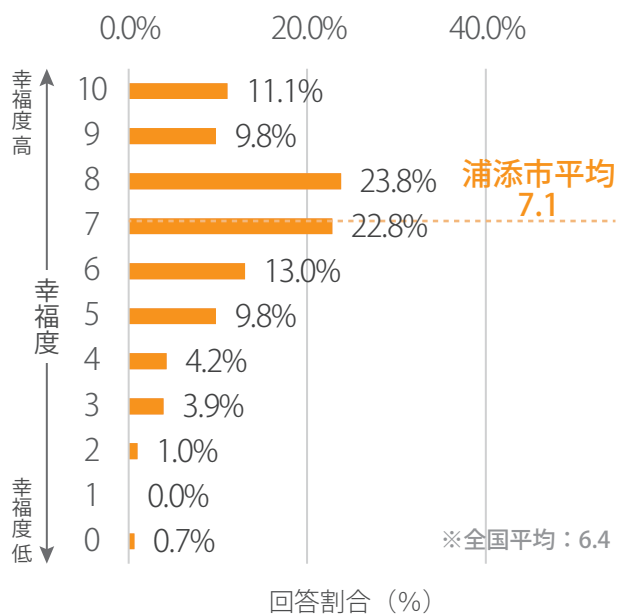
● 浦添市に今後も住み続けたいか



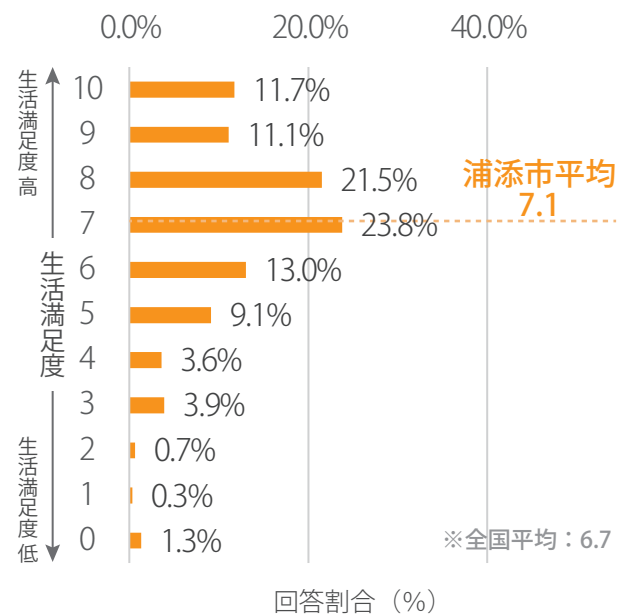
3-2 Well-Being(ウェルビーイング)アンケート(2025(令和7)年8月18日~8月31日)

方法・対象	概要
<ul style="list-style-type: none"> 無作為に抽出した18~99歳の市民2,000人を対象に郵送により配布、回収はWebにより実施 市HP・市SNS等にて回答者を募集・Webによる回収 有効回答率15.4%(有効回答者数:307人) 	幸福度や生活満足度に加え、生活環境、地域とのつながり、自分らしい生き方などの各項目における地域幸福度(Well-Being)指標について調査を実施。

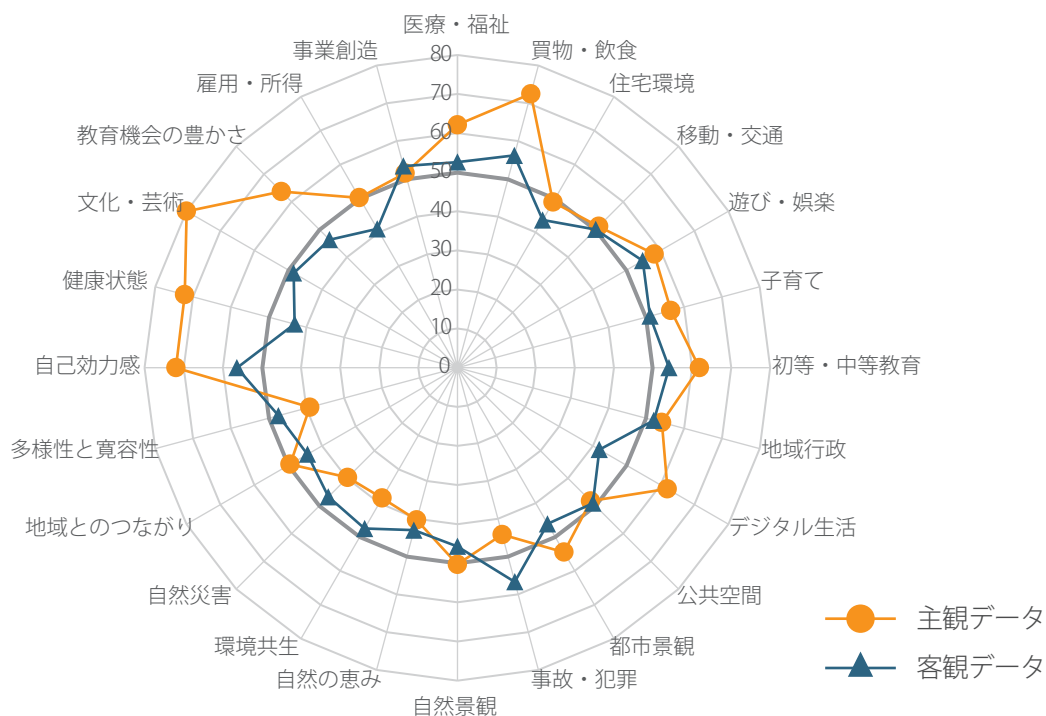
浦添市民の幸福度(0~10の11段階評価)



浦添市民の生活満足度(0~10の11段階評価)



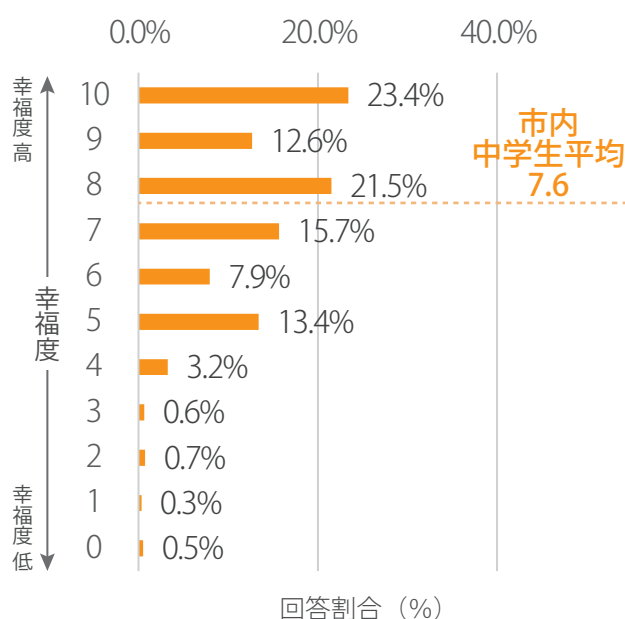
各項目の地域幸福度(Well-Being)指標(全国平均に対する偏差値)



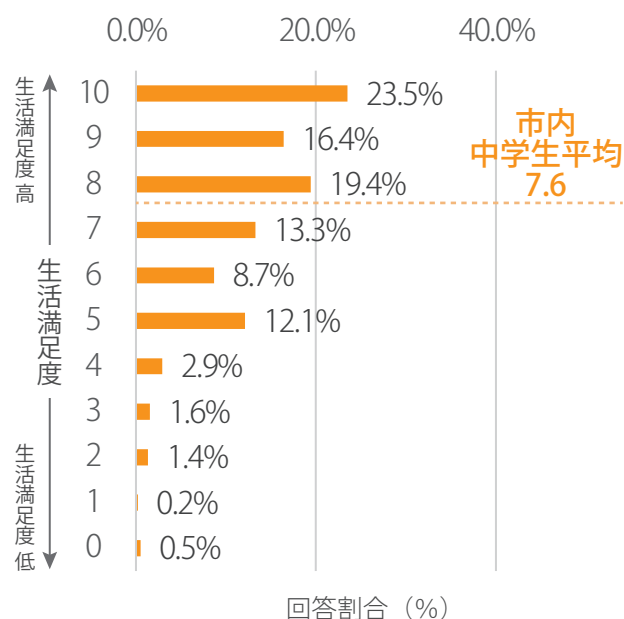
3-3 中学生Well-Being(ウェルビーイング)アンケート(2025(令和7)年9月9日～9月30日)

方法・対象	概要
<ul style="list-style-type: none"> 市内5中学校の2年生を対象に実施 配布数:約1,300人 有効回答率約73.6%(有効回答者数:957人) 	幸福度や生活満足度に加え、生活環境、地域とのつながり、自分らしい生き方などの各項目における満足度について調査を実施。

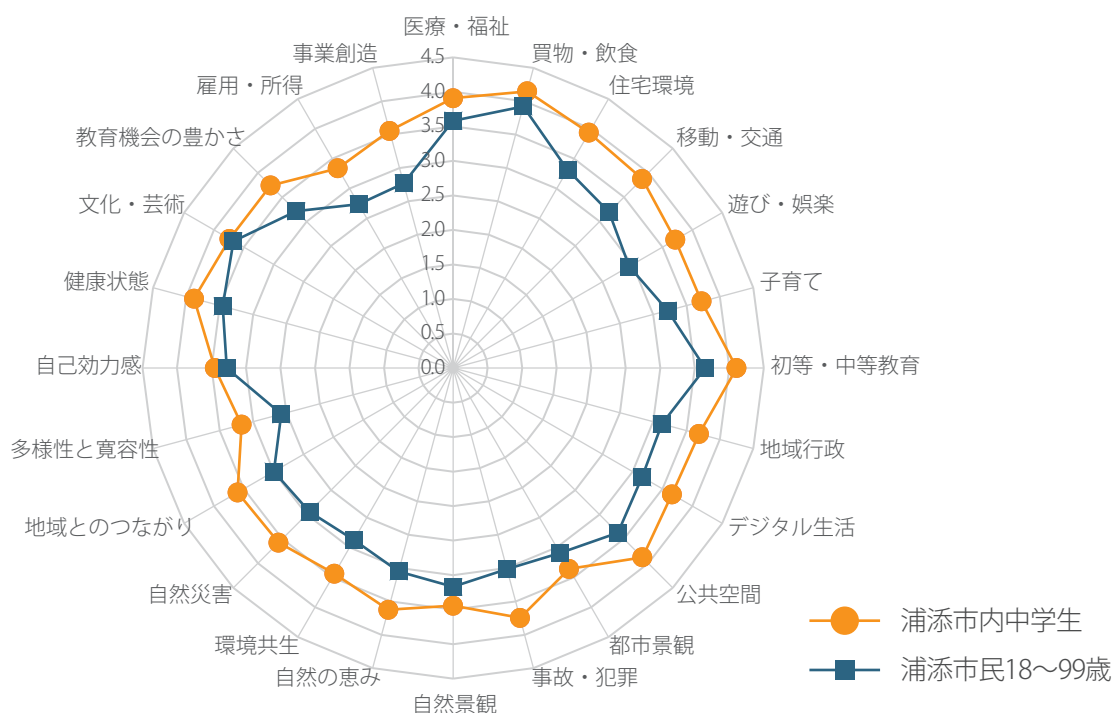
● 市内中学生の幸福度(0～10の11段階評価)



● 市内中学生の生活満足度(0～10の11段階評価)



● 各項目の満足度の平均値(1～5の5段階評価)



3-4 関係団体ヒアリング(2025(令和7)年9月12日～10月9日)

分野	対象団体	実施日
観光	浦添市観光協会	2025年(令和7)年9月12日
産業	浦添商工会議所	2025年(令和7)年9月25日
農業	沖縄県農業協同組合JAおきなわ浦添支店	2025年(令和7)年9月25日
漁業	浦添宜野湾漁業協同組合	2025年(令和7)年9月25日
福祉	浦添市社会福祉協議会	2025年(令和7)年9月29日
産業・都市計画	GW 2050 PROJECTS 推進協議会	2025年(令和7)年10月9日
概要	団体の活動上の課題や必要な支援について、および今後の方向性や将来のまちづくりについて意向を把握するため、調査を実施。	

団体	団体の活動上の課題
浦添市観光協会	資金とマンパワーの不足 少子化やコスト削減等による修学旅行先としての競争力低下 財源確保のための収益事業の強化 データ収集等のマーケティング不足
浦添商工会議所	ニーズの複雑化に対する資金とマンパワーの不足 他団体との連携による役割分担・整理 自主事業の展開による財源確保 活動場所の不安定性
沖縄県農業協同組合 JAおきなわ浦添支店	JAおきなわ浦添支店の建物老朽化 建物建替えとイベント開催の両立 市内農業従事者の減少 資金不足
浦添宜野湾漁業協同組合	漁港施設の基盤整備 職員のマンパワーの不足 魚介類の乱獲による資源枯渇 海業(うみぎょう)の推進に係るステークホルダーの合意形成
浦添市社会福祉協議会	資金とマンパワーの不足 施設の老朽化 行政や福祉分野以外の業種との連携・協働 地域福祉保健センターの機能のあり方
GW 2050 PROJECTS 推進協議会	特になし

団体	将来のまちづくりに関わる意見・アイデア・要望等
浦添市観光協会	認知度向上のためのプロモーション 二次交通の整備 宿泊施設の誘致 インバウンド客への対応強化 広域連携強化 市民の歴史・文化への理解を深める取り組み 企業版ふるさと納税の拡充
浦添商工会議所	都市計画規制の緩和による市内企業の流出防止策の検討 浦添らしい観光コンテンツの面的なブランディング 前田駅周辺のハード整備や浦添ようどれ等の歴史的観光資源の整備
沖縄県農業協同組合 JAおきなわ浦添支店	市外農家との連携
浦添宜野湾漁業協同組合	海業の推進に向けた漁港施設の活用による地域の活性化 牧港漁港周辺再開発の基本構想策定、実施の着実な推進
浦添市社会福祉協議会	要支援者を含む災害に備えた取り組みの強化 「ウェルフェア」から「ウェルビーイング」への転換
GW 2050 PROJECTS 推進協議会	国際競争力強化とグローバル都市構想 民間の積極的活用・投資誘導型のまちづくり推進体制 基地返還前の下準備としての二次交通整備の検討

3-5 パブリックコメント（2026（令和8）年2月5日～2月20日）

意見募集期間	2026（令和8）年2月5日（木）～2026（令和8）年2月20日（金）
公表方法	市ホームページ／市役所4階 企画課／市役所8階 市政情報センター
意見受付方法	Logoフォーム（市ホームページから入力可能）／FAX／郵送／持参
提出件数	14件（1人）

4. 浦添市総合計画審議会

4-1 浦添市総合計画審議会委員名簿

No.	氏名	選出区分	略歴
1	かとうつかさ 加藤 司	第1号委員	琉球大学 教育学研究科 高度教職実践専攻 准教授
2	かみやだいすけ 神谷 大介	第1号委員	琉球大学工学部 教授 ※会長
3	てるやけんた 照屋 建太	第1号委員	学校法人 沖縄キリスト教学院 沖縄キリスト教短期大学 地域こども保育学科 教授
4	ぎまゆうき 儀間 優紀	第4号委員	浦添市地域包括支援センター さつとん
5	くによし きよし 國吉 清	第4号委員	浦添市文化協会
6	ごやいちろう 呉屋 一郎	第4号委員	浦添市身体障がい者福祉協会 (浦添市身体障がい児・者関係団体連絡協議会)
7	しまぶくろ なおや 島袋 作哉	第4号委員	浦添商工会議所
8	すがまもりいち 洲鎌 盛一	第4号委員	浦添市医師会
9	せきどしお 関戸 塩	第4号委員	浦添市PTA連合会
10	たまきちづこ 玉城 智津子	第4号委員	浦添市女性団体連絡協議会
11	たわたしんや 多和田 真也	第4号委員	沖縄県農業協同組合 浦添支店
12	なかにしとしあき 中西 聡明	第4号委員	浦添宜野湾漁業協同組合
13	ひがゆたか 比嘉 裕	第4号委員	浦添市法人保育園連絡協議会
14	またよし かをる 又吉 かをる	第4号委員	FM21株式会社
15	みやぎなおし 宮城 直	第4号委員	浦添市自治会長
16	みやざと かずひろ 宮里 一弘	第4号委員	沖縄振興開発金融公庫
17	もりたまきこ 森田 牧子	第4号委員	浦添市社会福祉協議会
18	よぎじつせい 與儀 実誠	第4号委員	浦添市スポーツ協会
19	こみやなりえ 胡宮 なりえ	第5号委員	前期基本計画審議会委員、市民会議経験者(元教育委員) ※副会長
20	しもじてつろう 下地 鉄郎	第5号委員	前期基本計画審議会委員、市民会議経験者

選出区分:第1号委員(学識経験者)、第4号委員(公共的団体等の役員)、第5号委員(その他市長が必要があると認める者)

選出区分毎の五十音順・敬称略。選出区分の号は、浦添市総合計画審議会規則第4条第2項の各号による。

4-2 審議会への諮問

浦企企第180号
令和7年11月12日

浦添市総合計画審議会会長 殿

浦添市長 松本 哲治

第五次浦添市総合計画後期基本計画及び
第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)について(諮問)

浦添市総合計画審議会規則(昭和47年規則第8号)第3条の規定に基づき、第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)について、貴審議会の意見を求めます。



総合計画審議会(第1回、2025(令和7)年11月12日)

4-3 審議会からの答申

令和8年3月2日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市総合計画審議会
会長 神谷 大介

第五次浦添市総合計画後期基本計画及び 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略について(答申)

令和7年11月12日付け浦企企第180号で諮問のありました第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、当審議会でも慎重に審議をした結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たり下記のとおり当審議会の意見を付記しますので、市におかれましては十分に尊重されるよう要望します。

記

- 1 計画を確実に推進するために、全庁的な連携を密にし、施策分野及び組織を超えて横断的に取り組まれるよう努めてください。

本計画では、ロジックモデルの手法を用いた施策の整理を行っています。これは、今後の人口減少対策や地域の担い手確保等に当たり、横断的な取り組みを行う際の方向性の整理にも有用であると考えます。総合計画は網羅的に市の施策を取りまとめるため、分野を超えたロジックモデルの作成に取り組んでいただき、市全体で地域課題を解決する姿勢を示していただくことを期待します。

- 2 本計画においては、人口推計を下方修正し、総合計画と総合戦略が一体化されました。人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化は、協働のまちづくりや地方創生の重要な主体である「地域の担い手」が不足するという大きな問題にもつながります。当審議会においても、地域団体の縮小や活動を支える交通体系についての課題があげられました。「地域の担い手」を確保することは、地域活動のみならず福祉や行政運営においても重要であると考えます。「地域の担い手」不足への対策としては、本計画の各施策を俯瞰的に捉え連携させることのほかに、人口そのものを増加させる長期的な施策や、地域住民が担っていたことを地域外の人々や事業者を巻き込んだ取り組みとする中短期的なものが考えられます。「すべての市民が太陽(ていーだ)のようにいきいきと輝く」というまちづくりの目標の実現に向けて、これまでの取り組みだけでなく、新たな取り組みも推進していただきますようお願いいたします。

- 3 多様な主体との協働のまちづくりを積極的に推進するため、浦添市に関わるすべての主体と計画を共有し、計画の進捗状況の把握・見直し・公表といった、まちづくりの基礎となる「計画の見える化」も推進されるようお願いいたします。

- 4 本計画の策定に当たっては、市民アンケート調査や関係団体ヒアリングにて、様々な方からご意見・ご提案をいただきましたので、計画に示した取り組みをはじめ、市の事業を実施する際には、これらの意見をご参考の上、格別のご配慮をお願いいたします。

以上



総合計画審議会(第2回、2026(令和8)年1月8日)



後期基本計画および総合戦略についての答申決定(第4回総合計画審議会、2026(令和8)年3月2日)

